

令和元年

第5回飯舘村議会定例会会議録

自 令和元年 6 月 11 日  
至 令和元年 6 月 18 日

飯 舘 村 議 会

令和元年第5回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	6. 11	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 12	水	休 会		議案調査
第3日	6. 13	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	6. 14	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～8番） 3. 議案審議
第5日	6. 15	土	休 日		
第6日	6. 16	日	休 日		
第7日	6. 17	月	休 会		議案調査
第8日	6. 18	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会



令和元年6月11日

令和元年第5回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和元年第5回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年6月11日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和元年6月11日 午前10時00分				
	閉議	令和元年6月11日 午前11時08分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不心招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 長正利一		3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 庄司伸也	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 者の氏名 ○出席 △欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東利	○
	選挙管理委員 書記長	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年6月11日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第5回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、条例案件4件、その他案件2件、計11件であります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会へ付託されました。

次に、6月7日に議会運営委員会が、本定例会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は8名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月18日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの8日間に決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第48号から議案第58号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、令和元年第5回飯舘村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、3月定例議会以降の村の主な動きをご報告をさせていただきます。

まず、仮設借り上げ住宅無償提供期間が終了ということになりますが、それに伴う対応についてでございます。今年3月31日付をもって仮設及び借り上げ住宅の無償提供期間が終了いたしました。5月末現在、引き続き仮設住宅に入居されている村民は、松川第1仮設住宅に5世帯7名となっております。うち、4世帯6名は特定延長が認められた方、つまり住宅の新築等のため完成するまでの期間とか、そういう内容で認められた方で、残りの1世帯1名は帰還困難区域、いわゆる長泥の村民でございます。そのほかの仮設住宅に入居されていた村民については、5月中旬までに全て退居済みとなっているところであります。なお、貴重な仮設住宅敷地を長年にわたり村民のために提供していただいた福島市、伊達市、国見町、相馬市の各自治体には、感謝と御礼を述べたところでございます。

次に、義務教育学校設立に向けた取り組みでございます。去る5月14日、「第1回飯舘村義務教育学校開校準備委員会」を開催いたしました。当委員会の委員には、行政区長会長、村議会の代表の方、村づくりアドバイザーや教育アドバイザー、小中学校長、小中学校のPTA会長、元PTA会長、村三役など、17名で構成されておまして、子供たちにとって魅力ある義務教育学校を目指して検討をしていくということになっておるところであります。今回の会議における主な協議事項としては、閉校記念式典、閉校記念誌、閉校記念行事などを行う専門部会の設置、それから準備委員会の今後のスケジュール、校名の制定方法などです。また義務教育学校設置に関しては、国への申請時期が今年の9月末までとなっており、これに間に合うように今後精力的に協議を重ねていくことを確認したところであります。議会のほうにもご報告をさせていただくことになっております。なお、義務教育学校設置条例は9月定例議会に提出することになっております。

次に、深谷地区拠点エリア第4工区整備計画の変更についてでございます。第4工区というのは、道の駅から東側、約5ヘクタールのエリアでございますが、当初、工業団地として整備する計画でありましたが、その後国内外の景気の動向や、現時点において村への企業からの問い合わせなどもなく、今後の見通しも大変厳しいということで、具体的に工場等が入る見込みがない中での農地転用は認められませんので、当エリアの地権者の中に早期の営農再開を希望している方もいると、そのようなことなものですから、村としては、これからの情勢を総合的に判断し、第4工区についての整備計画を取りやめることにいたしましたところでございます。なお、本件については、同エリアの地権者に対する説明会を去る3月26日に、そして行政区には4月20日にそれぞれ開催し、おおむね理解と了承をいただいているところでございます。

次に、第6次総合振興計画策定についてでございます。当計画については、3月定例会の一般質問でも答弁いたしましたように、令和3年から令和7年までの中期5カ年計画ということにしまして、今年と来年の2カ年間で計画をつくるということで進めているとこ

ろでございます。現在庁内で策定に当たっての組織体制や基本理念、基本構想などを協議しているところでありまして、一定の指針がまとまりましたら、具体的な組織を立ち上げて検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。なお、各組織には村民各層はもとより、議会、学識経験者などから広く意見を聞き、今後の新しい村づくりの指標となるよう、また村民にも具体的かつわかりやすい計画となるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、道の駅までい館の経営状況であります。去る12月定例議会において、議員各位の特段のご配慮によって、3,500万円の増資の予算を承認していただきました。この増資をもとに、危機的状況にあった財政体質の強化を図るとともに、一方で仕入れコストの削減とか光熱水費などの経常経費の削減、あるいは販売の強化策など、コンサルタントに入らせていただいておりますが、その指導助言を得ながら徹底した改革・改善と経営の健全化に向けて取り組んできたところでございます。その結果、心配しておりました3月末の資金ショートは何とか回避することができまして、村からの貸付金3,000万円を返済後、約2,100万円の資金を翌年度に繰り越すということになったところでございます。しかし、赤字経営体質には変わりはありませんので、引き続き一層の経営の改革・改善に努め、できるだけ早期の黒字経営化を目指して、役職員一同取り組んでまいりますので、今後とも議会のご理解とご支援をお願いするものでございます。なお、決算にかかわる詳細については、この6月定例会の会期中の全員協議会においてご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、各課のこの3カ月の報告でございます。

総務課関係であります。消防団の春季検閲式を開催しておりますが、約100人近くの団員に出席をしていただきまして、「自分のふるさと自分たちで守る」ということで、制服や消防ポンプの点検に臨んでいただきました。

6月1日には、2020年オリンピック・パラリンピック組織委員会から、聖火リレーのコース概要が発表されまして、令和2年3月27日に聖火が飯舘村を通過する予定であることが明らかになったところでございます。今後、県などと具体的な調整を行い、新しい村づくりを進める飯舘村にふさわしい聖火リレーになるよう、準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

住民課関係でございます。

5月に固定資産税通知書を2,199通、軽自動車税の通知書を3,746通発送したところでございます。そのうち、減免となるのは個人所有の家屋や土地の固定資産税、それらが1,900件がありまして、それから使用していないトラクターなどの軽自動車税が800台が減税ということでございます。

次に、村民の帰還状況ですが、6月1日現在の村の帰還者は、566世帯、1,167人、帰還率21%ということでございます。これに震災後の転入者116名と、いいたてホームの入居者等を合わせますと、村内の居住者は652世帯で1,321人ということになります。

次に、避難を継続している方の状況であります。県外に現在おられる方は137世帯の253人です。県内には1,514世帯、4,008人となっております。また、仮設住宅及び借り上げ住

宅への入居状況ですが、県内に9カ所あった仮設住宅は、先ほども話しましたように松川第1仮設住宅の1カ所となり、延長が認められている帰還困難区域からの避難者と特定延長の5世帯のみとなっているところでもあります。なお、借り上げ住宅などにつきましては、49世帯、96人が継続して入居しております、うち20世帯が帰還困難区域からの避難及び特定延長になっているということでもあります。帰還者の引っ越し費用ということで、おかえりなさい補助金を村で出しておりますが、帰村の届け出が出されているのが566世帯という数値でございます、そのうちこれを利用している方は514件の申請ということになっております。

次に、健康福祉課関係でございます。

総合健診、5月7日から5月14日までの7日間、16歳以上の村民を対象に、福島市、南相馬市と村のいちばん館でやったところでございます。総合健診受診者は昨年よりちょっと少なく、101名が減りましたが、1,141名に受けていただきました。未受診者に対しては、今年度も7月から9月まで医療機関で実施する施設健診を予定しており、電話や家庭訪問などにより、年1回の受診をぜひ受けていただくよう一層の受診率向上に努めていきたいと、このように思っております。

いいたてクリニックについても、昨年度同様、火曜日と木曜日の週2回午前中の診療ということでやっていただいておりますが、利用者もふえて、現在は1日当たり平均であります11人程度となっているところでもあります。診療日数等については、今後とも利用者の状況を見ながら随時、検討してまいりたいと思っております。

これにあわせて、コミュニティーバスも5月7日から2台で運行しており、高齢者の足の確保の一役を担っているところでもあります。今のところ、1日当たりの利用者は8名程度ということでございます。

帰村された皆様を対象に村内での憩いの場の充実を図るため、サポートセンター事業をいいたてクリニックの施設の一部を利用して開いているわけではありますが、多くの皆さんに利用していただいております。本年度も引き続き村の社会福祉協議会の委託事業ということで開設してまいりたいというふうに思っております。

震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金、これは、令和元年5月31日現在、595件の申請となっているところでもあります。

次に、復興対策課関係でございます。

今年も田植えが行われました。水稻の作付面積は、去年は11地区21名による23ヘクタールだったものが、今回は11地区26経営体で47ヘクタールくらいまでふえているところでもあります。

次に、農による生きがい再生支援事業については、平成30年度の実績は133件で、事業開始年度の平成29年度からの累計で293件になっているところでもあります。なお、今年度は5月末までに野菜・花などの作付希望者36件から申請が今上っているところでもあります。

次に、原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆる4分の3の補助事業並びに陽はまた昇る基金による村の単独上積み5%ですが、平成30年度末までに、これまで延べ73件が事業採択されており、本年度当初6件が事業採択されております。さらに現在3件について

て、県と計画策定に向けての協議を進めているところでございます。

次に、畜産再開素牛導入支援事業でございます。これも、平成30年度末までに和牛農家6軒により繁殖牝牛43頭が導入されておりますが、今年度は5月末までに2件の申請が上がっているところであります。

なお、農による生きがい再生支援事業、4分の3の補助事業への5%上乗せ補助事業、畜産再開素牛導入支援事業については、今年度で終了することとなっているため、事業活用希望者の把握に努め、しっかり皆さん方に理解をしてもらったり手を挙げてもらうようにしていきたいというふうに思っております。

次に、有害鳥獣被害対策ですが、平成30年度のイノシシの捕獲頭数が、平成29年度の捕獲頭数232頭に対して、今回は418頭多い650頭であったことを受けて、昨年度末にイノシシの箱わな10基を新たに購入しているところでございます。また、以前より増員を行った鳥獣被害対策実施隊員を、今年度は平成30年度より2名多い22名としたところでございます。

次に、4月末に、中山間地域等直接支払交付金事業、それから多面的機能支払交付金事業、また、福島県営農再開支援事業の代表者を対象に、農地などの維持管理に係る事業の説明会を開催しているところでございます。

次に、国による里山再生モデル事業ですが、4年目を迎えた今年度は、5月に復興庁、林野庁、環境省、県を交えて、事業計画などについて協議を実施したところであります。なお、村としては昨年度に引き続き、森林山村多面的機能発揮対策事業を実施することとしており、今年度は事業取り組みを希望する行政区や村民を対象に、村民の森あいの沢周辺での景観形成に考慮した下草刈りや枯れた枝の集積、清掃作業などの取り組みを進めることとしております。

次に、長泥行政区の計画区域内における環境省による除染や家屋解体ですが、平成30年度の居住促進ゾーンを中心とした取り組みから、今年度は計画区域全体の事業スケジュールが示されており、令和2年までに大方完了する見込みということになっております。

次に、長泥地区の環境再生事業についてであります。昨年度から環境省が研究室内でのポット栽培、現地でのハウス栽培によりソルガムなどの栽培実証を開始しておりますが、今年度は現地での露地栽培を実施することとしております。なお、露地栽培は2アール程度の小規模なものになることが予想されております。非汚染土壌である遮蔽土による盛り土の表面50センチメートルの被覆等を実施することとなっております。また、これらについて、長泥住民も委員として参画している長泥地区環境再生事業運営協議会及び長泥地区環境再生事業技術検討ワーキンググループにおける検討協議を踏まえて進めているところであります。

次に、商工労政関係でございます。

「きこり」ですが、28年3月に再オープンしてから、イオラの入浴施設については、今年4月までに1万9,850人の利用があり、住民の憩いの場、交流の場となってきたところであります。また、29年5月8日に素泊まりの宿泊業務を再開しておりますが、本年4月末までの宿泊者数は、5,188人となっております。

次に、中小・小規模事業者へのいわゆる4分の3の補助事業は、平成30年度の実績は24件、本年度は県に対し5月までに5件の申請がありました。村では事業費確定後、陽はまた昇る基金による5%上乗せ補助事業による支援を実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、県の事業再開帰還促進事業に活用したプレミアム付商品券の発行と集客効果を高めるイベントを実施してまいりたいと思っております。いいたてプレミアム付商品券は、プレミアム率が50%と大変得な商品券で、1冊1万円で購入すると1万5,000円分の買い物ができるということになります。また、事業の集客効果を高めるイベントとして、8月11日に村商工会主催のいいたて夏祭りを実施する予定でございます。

次に、建設課関係です。

まず住民関係ですが、入居状況について、入居可能戸数1,000戸に対して、85戸129人が入居中でございまして、65歳以上の割合が36%になっております。今年度整備計画予定の大師堂団地につきましては、去る6月3日に安全祈願祭を行い、年度内に完成、来年4月からの入居を目標に工事を進めているところでございます。

それから、昨年から実施しています生活環境整備事業、いわゆる村道の機能回復工事がありますが、現在9路線、約12.5キロメートルの工事を発注しており、起工測量や路盤調査による現地精査などの変更を進め、11月末の工事完了を見込んでいるところであります。また、事業の早期完了のため、6路線、約4.2キロメートルの追加発注も、今年度計画しているところであります。

農林関係ですが、まず再生加速化交付金、営農再開支援水利施設等保全事業で行う水路等の草刈り・土砂上げについては昨年度まで8行政区、今年度7行政区で実施をしています。

それから、農業基盤整備促進事業の農地の暗渠排水、客土、用排水路の整備については、2行政区で昨年度から継続して実施しているところであります。今年度6行政区で工事着工の予定であります。

次に、教育関係であります。先ほども話しましたように、今年、去る4月8日に中学校の体育館で3つの小学校と中学校の合同入学式、そして9日には、認定こども園においての入園式を行ったところであります。当日はそれぞれ新入園児・新入生らが大勢の村関係者、来賓、保護者らに見守られる中、園長・校長から入園・入学の許可を受け、新しい学校生活をスタートさせました。2年目になるわけではありますが、園児・生徒数、園児が49名、児童26名、生徒35名の合わせて110名でございます。

次に、村が来年度開校に向けて準備しております義務教育学校であります。先ほども話しましたように5月14日、第1回義務教育学校開校準備委員会を開催いたしました。委員には区長会長初めいろいろな方が入っていただきまして、14名に委嘱をし、それに村三役が入って会を構成しているところであります。第1回会議は、今後の進め方、スケジュールなどを意見交換をしたところでありまして、今後この委員会を中心に義務教育学校に向けた準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、生涯学習関係であります。

スポーツ公園関係では今年度サッカーや野球の大会など、利用する団体の優先受け付けを3月に実施したところがございますが、100件を超える申し込みがあり、調整の結果、土日祝日を中心に、サッカー場は72件、野球場は4件、テニスコートは8件の利用を受け付けております。また、3月23日には利用者説明会を実施しているところであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明をさせていただきます。

まず、議案第48号であります。これは、令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）でございます。

既定予算総額に8億6,200万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を151億9,777万9,000円としたところがございます。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に1億294万5,000円、民生費の社会福祉費に6,249万4,000円、衛生費の保健衛生費から1,342万2,000円の減をさせていただきました。それから水道費からも2億2,220万1,000円の減をさせていただいたところがございます。農林水産業費の農業費は、これはプラスであります。5億8,350万4,000円、商工費に3,780万9,000円、土木費の道路橋梁費に2億9,047万6,000円、教育費の教育総務費に1,047万3,000円などを計上をしたところがございます。

歳入には、地方交付税、国県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を充てております。

議案第49号は、令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

これまでの予算に2億8,507万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を12億300万4,000円としたところがございます。

議案第50号は、令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

これまでの予算から1億8,238万4,000円を減額いたしました。歳入歳出予算の総額を3億8,278万8,000円としたところがございます。

議案第51号は、令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

これまでの予算に6,393万5,000円を増額いたしまして、合計5億594万9,000円としたところがございます。

議案第52号は、令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

これも、これまでの予算に1万2,000円を増額いたしまして、合計総額11億3,928万7,000円としたところがございます。

議案第53号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、令和元年度から適用する国民健康保険税、後期高齢者支援金及び介護納付金課税額について、税率及び軽減額を定めるものでございます。

議案第54号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する令和元年度の国民健康

保険税について、引き続き減免をすることを定めたものでございます。

議案第55号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し、介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き令和元年度の保険料も対象とすることを定めたものでございます。

議案第56号は、災害弔意金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。

これは、同条例の災害援護資金の貸付利子の利子率等を改正するものでございます。

議案第57号は、メモリアルホールいいたての指定管理者の指定事項の変更についてでございます。

これは、委託先の子会社関連事業の再編に伴いまして、指定管理を委託をする法人を変更をするものでございます。

議案第58号は、相馬地方広域市町村圏組合規約の変更についてでございます。

これは、障害者等の総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」の設置に伴い、その事務にかかわる市町村の負担金などを定めるものでございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時35分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午前11時07分）

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時08分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月11日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅野 新一

同 会議録署名議員

長正 利一

同 会議録署名議員

佐藤 一郎

同 会議録署名議員

高橋 孝雄



令和元年6月13日

令和元年第5回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和元年第5回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和元年6月13日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年6月13日 午前10時00分				
	閉議	令和元年6月13日 午後 3時40分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席8名 欠席1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋和幸		6番 渡邊計		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 松本義之	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川了	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	△
選挙管理委員会 委員長	高橋正文	○				
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年6月13日(木)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順1～4番)

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。11日に総務文教常任委員会が令和元年請願第2号審査、並びに所管事務調査報告取りまとめ等協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査実施等協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。6月定例会において、村民の置かれている環境、生活について3項目15点について質問し、当局の役割や責任を果たしているのか、村民が主人公とされる行政執行がなされているのか、確認・提案をしたいと思います。

国政においては、参議院選挙前にして国会で高齢者は2,000万円なくては暮らせない、年金基金の悪用、そして軍事力強化のための戦闘機の爆買いなどと、国民要求とかけ離れた国民無視の現状であります。まして、原発事故により放射能の被ばくを続ける飯館村初め被災地は、放射性物質・毒物を大空から放散しておきながら、被害が終わったかのような国・東電の態度であります。私たちが何をしたというのか、東電が原発事故を起こして危険で住めない飯館村にしたのです。

村民は、自殺、孤独死、早死にしました。お年寄りはいいます。「原発事故は戦争のときの兵隊や軍用機集めよりひどい」「家族ばらばら」「財産を置いて、先祖から受け継がれている家、お墓、田、畑、山まで置いて強制移住させられた」と怒り、悲しんでいる。村民の体験したものを基本として、原発事故を検証する意味でも確認し、提案いたしますので、村民一人一人の人生再生のための答弁を求めます。

最初に、自然環境の変化について。原発事故前での日本で安心・安全に生きる国の基準値、その安全値ですね。それをどのように理解されておられるのか。

2点目は、原発事故は緊急事態として20ミリシーベルト未満とされたが、村は除染の基

準は5ミリシーベルトだ。その後は、村長初め国に早く1ミリシーベルト、国の本来の国の法律の範囲、基準、安心・安全に戻してくれという要求は聞こえてきません。村内の実態、実測値は幾らで、どのようにして知り、村民に原発事故当時示したのか伺うものであります。

自然界に存在していた物質は何で、この原発事故での国が発表している31種の核種はどんな物質で、動植物への毒性はあるのかきちんと答えていただきたい。これは、何度も私質問しますけれども、きちんとした答弁がございません。

4番目に、加害者の国・東電発表したように「危険で住めない地域」となりましたが、なぜ避難指示をされるまで避難は必要ないという説明会を開き続けたのか。幾ら村に専門家がないから県に依頼したといえども、危険で住めない地域を避難しなくてもいいんだという、そういう講演会やら説明会を開くこと自体、飯館村以外の他の市町村を見れば全く異質なものであります。依頼された講師と説明回数と村民に嘘偽りを説明させた内容を伺うものであります。

2項目めは、村民の意見、実態無視についてであります。

1点目、村民の命、健康第一の行政執行が基本なのに、危険かどうかの調査と情報収集・実態把握など無視した状態にあったというふうに思われます。幾ら千年に一度とも言われる大災・原発事故であっても、村としては村民の命や健康第一に行政執行するのが基本であります。そのための調査、情報収集、実態把握は当然やらなければならないものであります。そのことについても、きちんと実態報告を願いたい。

2点目は、加害者の立場になり、他市町村と比較しても村民の声、願いを代弁するよりも加害者と一緒になりマスコミ優先で進めたのはなぜなのか。お隣町の川俣町では、加害者の席に執行者や町議員が並ぶなどということは一切ありませんでした。そして、議会・町の要請も、できるなら必要に応じて加害者が川俣町を訪れるというのが8年間の流れであります。この飯館村との違い、それは村民や被害を受けた者のつらさ、悲しさを代弁するよりも、加害者が進めようとするものに加担したとも言える姿勢であります。その点についても、なぜなのか伺うものであります。

3点目は、他市町村は独自の行政の力を生かして情報をつかみ、要求をまとめて村民の公正・公平を重視して村民に寄り添った行政に努力しました。支援の名のもとに、「国・県からの職員」が入村して、役場庁舎にあの当時70名とも80名とも言える国の公務員が入って、支援という名のもとにどのように飯館村の執行を、悪い言葉で言えば操ったのか。よい言葉で言えば、支援をして一緒になって村民のために動いたのか。これらについてもきちんと、8年が過ぎた今どういう村長との協議優先で進めた相手方、行政支援体制を年度ごとに環境省から何人、農林水産省から、経済産業省から、後々復興庁からというふうに、村の役場・庁舎内に入りながら支援したと実態をつかんでいるのかお示し願いたい。

3項目めは、避難解除と村民生活について。

先日、議会でもこの東電に対して3要件、国もそのことに同意をされ、避難解除での要件とされましたけれども、その解除での村長との約束はどう守られているのか、実態と検証方法、結果を示していただきたい。3要件、1つ目は放射線量が環境基準の安心・安全

の基準に、将来的には1ミリシーベルト未満を目指すんだという前提条件。2つ目は、インフラ整備が整った生活ができるんだという。3つ目は、いろいろな計画も含め村民、村との合意ができてきているという、そういう3要件がこの8年過ぎた今実態と、その3要件の検証をどうされているのか。結果をきちんと村民に示すべきであります。

2点目は、復興の名のもとにこれまで箱物中心のイベントなどに予算支出されているが、重点とした箱物決算と今後における維持・運営経費が多額のものになるという、多くの村民の心配がございます。この点についても、見通しやその金額をきちんと示すべきであります。

3点目は、復興の名のもとに「村民生活」再生は、どのような現状にあるのか。農業をやりたい人、産業を興したい人、やりたい人に国家予算がどどんつぎ込まれ、1人で2億円以上も、グループで3億円、4億円という億単位の補助が、やる気があるからといってというふうに村民の中で心配をされております。「あの代で終わるものなのか、あの事業は」「あの施設はどうなるんだろう」「後継者が延々と続くものだろうか」「あの産業が振興するのだろうか」という不安が、周りの補助対象にならない方々から不安や不満の声が出されているのが実態であります。そういう意味からも、帰村・インフラ整備・生活・失業など、賠償・補償・助成・支援をどのように今後具体化して、村民の一人一人の再生に結びつけるのか伺うものであります。

4点目は、避難解除前によく村長が機会あるたびに、帰村した・しない、いずれも村民である。公正・公平にやるんだという話がありましたけれども、私は震災2年後以降ずっと公平・公正ではないという指摘をしながら、提案をしてみましたが、しかし、今もそのことが続けられているのが実態であります。帰村に対しての、私から見てもいろいろな違いはありますのでそれぞれの実態、地区や年齢、男女別と行政がつかんでいる帰村原因、しない原因、いずれも選べないでいる原因など、きちんとつかまれているんでしょうが、つかんでいる方法、つかんだ実態をきちんと示していただきたい。

5点目は、原発事故被害を受けた村民が奪われた憲法上の権利を示して、一人一人の権利再生の具体的施策をすべきであります。今もって、居住したくてもできない、移住決意するのもまだまだできない、いろいろな迷いや悲しみや怒りの中に村民の生活はあるわけです。そういう面からも、日本国憲法が示した国民としての権利はこの辺まできちんと村は再生させてきた、させようとしている、そういう具体的な施策を示していただきたい。

6点目は、帰村の生活実態は高齢化率が高く、地域自治会や自治活動が困難な状況であります。この各行政区の組織実態、消防団・老人会・婦人会などさまざまな原発事故前には各地区にあったものがどのように変化され、今はどのような活動になっているのかきちんとつかんでおられるでしょうから、8年過ぎた今は。そういう意味では、その点について再生のための施策も伺いながら、見通しを示していただきたい。

7点目は、村長の進める幼小中への子供の件、産業振興、商工業など経済・環境・憲法保障の点で村長の家族が帰村できる環境、安心・安全な生活をきちんと村民に示すべきではないでしょうか。村長の家族は戻れないけれども、村民の家族や子供は戻って飯舘で暮

らしてほしいという、そういう今の姿勢でいいのかどうかも問われますけれども、それには家族の一人一人の権利や選択の権利はあるというふうに再三答弁は聞いてまいりましたけれども、村民全体に村に戻って村の再生や、家族が戻って将来ある村づくりをしようというときに、村長自身があの原子力規制委員会の元委員長の田中さんさえ飯館村に住み、復興のために頑張ろうというときに、その辺をきちんとどういうことで子供も戻れる、産業振興・商工業・経済振興ができるのか、示していただきたい。

8点目は、原発事故から8年が過ぎ去って、放射能被ばくの病気や症状が出始める年月であります。これは、過去のチェルノブイリ初め原発・放射能事故の経過からして明らかなものになっております。確かに目に見えない、匂いもしないという放射能毒物でありますけれども、今の日本の医師会や県の医師会、医療関係、放射能の被ばくによる因果関係があつて病気になったという、そういう症状が出ているという事例はなかなか見つかりません。出さないようにしているのかどうかわかりませんが、

ただ、有識ある日本の医学者や科学者や専門家が、福島や放射性物質が飛散した日本中のところでいろいろな病気が進んでいる、原発事故前よりも多く多発しているという実態は挙げられております。そういう意味では、今の飯館村の予防・検診・治療に対して必要となる村民のための施策はもちろんでありますけれども、村民のためにはこれから起こり得る自分の体の細胞が被ばくされて壊されている、この体をもって今後起ころうとする病気や治療が必要となる症状が出ることに対する医療費無料化の継続、広島・長崎の原爆適用ではございませんけれども、それとまさるとも劣らないような医療費無料化の継続が、千年に一度の放射能事故といいながら補償や賠償については「打ち切る」「10年が目途だ」と、既に軍事力やオリンピック、オリンピックという傾向にあります。

しかし、私たちは浜通りのすぐに避難した方々以上に、国の避難指示出るまで被ばくを続けた体でもって、寿命あるうちは生きなければなりません。そういう意味では、医療費無料化継続というのは当然の加害者の果たすべき施策だというふうに思っております。加害者への要求と、その点についての村長の国に対しての決意をお聞かせ願いたいと思いません。

以上、質問いたします。

村長（菅野典雄君） 7番佐藤八郎議員のご質問にお答えします。

大きな3点がございしますが、私のほうからは3点目の避難解除と村民生活について、8点ありますが、7点について一括してお答えをさせていただきたいというふうに思っております。関連がございしますので。

まず1番目に、避難指示解除に当たって国の3要件という話がございました。3要件というのは、1つは空間線量について推定された年間積算線量が年間20ミリ以下になることということが1つであります。それから2つ目は、電気・ガス・上下水道あるいは主要交通網・通信など、日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進んでいることというのが2つ目。そして3つ目は、県・市町村住民との十分な協議をしてくださいますと、こういうことであります。

村としては、避難指示解除時点においてこれらの要件が、ある程度でありますがおおむね満足されたものと認識しておりますが、買い物や足の確保、介護など不十分な環境があることから、引き続き今後の日常生活に必要なインフラ等整備や課題解決に努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

2つ目は、建物の維持管理費についてであります。学校及びスポーツ施設のグラウンドオープンから1年が経過し、間もなく各施設のランニングコストが決算として出てまいりますので、決算の数字がまとまり次第議会にお示ししたいというふうにも思っております。なお交流センター・消防分署・村営住宅などについては、震災前からもう既に何十年という老朽化が進んでおりまして、しかもここ六、七年のいわゆる使わなかったというところでさらにひどくなっておりまして、建て直す計画ということが前からあったわけでありまして、今回有利な補助事業で一般財源が少なくても済む形で建て直させていただいたところでありまして、また小学校・幼稚園も1つになったことで、今後の維持管理経費も少なく済むこともあるのではないかと、このように思っているところであります。

3点目であります。村民生活の再生支援をどのように具現化しているかでございます。営農再開とか商工業の再開などについては一定程度進んでおりますが、在宅介護・生鮮食料品などの買い物環境、あるいは雇用の確保などはおくれておりまして、早急に取り組まなければならない課題だというふうには考えているところであります。いずれにいたしましても、一気に解決できるものではございませんので、一つ一つ誠意を持ってこれからも取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

4点目、帰村の実態とその要因ということであります。村に戻られた方、年代別に見ますと0歳から19歳までが男子17人、女性が13人で、合計30人です。それから20歳から59歳まで男性が183人、女性105人の合計288人です。60歳以上が男性418人、女性431人ということで合計849人となっており、全体としては男性が618人、女性が549人で、合計1,167人ということでございます。帰村者全体の約73%が60歳以上ということになっている、まさにこれは当村の災害の特異性でもあるなど、このように思っております。

その要因としては、今お話がありましたように若い世代の方々の避難先での就学などが進んだこと、また長期にわたる避難生活により生活の本拠地が避難先に移ってしまったことなどいろいろな事情が考えられますが、村としては一人一人の将来設計を尊重し、今後でもでき得る支援をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

5点目の一人一人の権利再生というお話がありました。憲法上の権利については、議員ご質問のとおり等しく村民が享受すべきものと考えておりますので、今後も村民に寄り添った施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、行政区の組織実態ということでありますが、村全体としては帰村率は約21%でございます、現在のところ。その中で、消防団の人員不足問題を初め、老人会や婦人会においては会員減少のため、会全体の運営が維持できないというような組織も見られるということでありまして、村としては各組織との情報共有を図りながら、今後どのような形でそれが運営されていったり、あるいは村としての支援ができるかを検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

最後に、学校運営及び経済産業でございます。現在、村のこども園・学校には110名の子供たちが通っております。村に帰る、帰らないについては、あくまでも個々の生活設計を尊重しなければならないと考えておまして、村としてはできるだけ他の自治体に負けない魅力的な学校運営を目指すことにより、村のこども園・学校に通学していただけるよう今後も環境整備に努めてまいりたいと思っております。特に、来年度から義務教育学校になりますので、魅力と質の高い教育環境を目指し、でき得るならば村民以外の子供たちも本校に通っていただけるような環境づくりに努めていければいいなというふうに思っています。

また各産業の振興につきましては、今までも農家や企業の意見・要望を聞き入れながら、いわゆる4分の3の事業に村の5%かさ上げなどをして支援をしてきているところがありますが、あわせて防犯・コミュニティー・健康づくり・雇用の確保など、村民がさらに安心・安全な生活ができるよう、村としてはできるだけ支援策を検討してこれからもまいりたいとこのように思っておるところでありますので、ご理解を願うものでございます。

他の質問は、それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私のほうからは、佐藤八郎議員の1つ目の項目自然環境の変化についての1の1と1の2、1の4についてお答えさせていただきます。あと2つ目の項目の村民の意見、実態無視についての、2の2と2の3についてお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1の1放射能に対する国の基準値の理解、及び1の2の村内の放射線量の周知について、関連がございますので一括してお答えをさせていただきますと思います。

まず、1の1の国の基準値の件でございますが、原発事故前においては放射能に対する国の基準として原子炉運転業務やエックス線装置等使用業務などに従事する労働者の放射線量を規制する電離則がございましたが、それ以外の基準はないと承知してございます。原発事故後において、復旧・復興作業などを行う労働者の健康を守る放射線低減対策を規定した法律として、除染電離則が定められました。

次に、1の2の村内の実態・実測値の件についてでございますが、原発事故等の緊急時対策については国際放射線防護委員会（いわゆるICRPでございますが）では、各国政府が年間20から100ミリシーベルトの範囲でそれぞれの国や事故により被災した現地に置かれている状況を総合的に考慮して、避難指示の基準を決定するよう勧告をしているところであります。日本政府は、福島第一原子力発電所事故時に住民の安全を最優先とし、事故直後から最も厳しい値である年間20ミリシーベルトを避難指示の基準として採用しており、村としてもそのように理解をしているところでございます。

事故当時、村内の空間線量値は県が設置した「いちばん館」前のモニタリングポストで、平成23年3月15日に1時間当たり44.7マイクロシーベルトを記録しているところでございます。放射性物質が村内全域に拡散したことから、同年4月からは村独自で20行政区の農地及び宅地の放射線量を測定してきたところでございます。測定当初の1時間当たりの線量の平均は農地で7.63マイクロシーベルト、宅地で7.21マイクロシーベルトでありまし

たが、除染や自然減衰等により平成31年2月には農地で0.36マイクロシーベルト、宅地で0.26マイクロシーベルトまで減少しているところであります。なお、各行政区の放射線測定値については、月に2回発行しております広報いいたてお知らせ版や村ホームページにより広く周知をしているところです。

また、「ふくしま再生の会」に委託し、毎年発行しております飯館村線量マップでは、お知らせ版に掲載した測定値をさらにグラフ化し、全戸配布をして周知しているところがあります。この飯館村線量マップでは、例えば伊丹沢字山田地区を例にとりますと、お知らせ版に掲載を開始した平成23年4月時点では地上1メートルの高さの農地の放射線量は毎時10.5マイクロシーベルト、宅地では毎時7.42マイクロシーベルトであったのが、平成24年4月時点では農地の放射線量は毎時、これも1メートルの高さでございますが4.55マイクロシーベルト、宅地では毎時4.46マイクロシーベルト、除染直前の平成28年4月の時点では農地の放射線量は毎時1.13マイクロシーベルト、宅地では毎時1.39マイクロシーベルトであり、除染後の平成28年12月では農地の放射線量は毎時0.41マイクロシーベルトまで下がり、宅地では毎時0.21マイクロシーベルトまで下がったことがグラフで見ることができます。また、平成30年10月現在では、農地の放射線量は毎時0.28マイクロシーベルト、宅地では毎時0.11マイクロシーベルトと、これも下がってきているところでございます。

これらの測定値は、先ほども申し上げましたようにできるだけ村民にわかりやすいようにグラフ化などをしながら、さらに一目でもわかるようにと工夫を凝らし、周知を図ってきたものでございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

続いて、1の4の放射能に関する説明会等を実施してきた件についてお答えいたします。

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故が起こる前までは、村民のほとんどが放射能について深い知識を持たず、原発事故などは想像もしないことでございました。原発事故当時は、国の発表では「直ちに人体や健康に影響を及ぼす数値ではない」という記者会見がございましたが、3月11日の午後9時23分原子力発電所から半径3キロ以内の住民に避難指示が出されました。その後、12日の午前5時44分には避難指示範囲を半径10キロメートルに拡大し、その後も同日午後6時25分には半径20キロメートルに拡大されたところであります。また、15日午前11時には避難の半径が30キロメートルと避難指示範囲を拡大し続け、村民には目に見えない、肌で感じられない放射能の前に不安と恐怖にかられている状況でございました。

村といたしましても、放射能について全くもって安全であると言ってきた事実もございません。また、避難は必要ないと言ってきた認識もないところでございます。村が避難区域に指定される以前にも、蕨平地区が30キロメートル圏内の屋内退避指示が出された際には、希望者について老人憩いの家「やすらぎ」に避難できるように配慮したところがございます。また、妊産婦の方や子供たちは、福島市の温泉施設に避難ができるようにするなど、少しでも放射能に対する健康不安を取り除けるよう配慮をしてきたと認識しているところでございます。

そのような中、県からの派遣といたしまして平成23年の3月25日に県放射線リスクアド

バイザーの高村氏による村民向け講演会、4月1日には県放射線リスクアドバイザー山下氏による村職員、議員、行政区長を対象とする講演会、4月6日は県放射線リスクアドバイザー同じく高村氏による比曾地区・長泥地区・蕨平地区の3行政区を対象にした座談会、また4月10日には近畿大学教授で医学博士の杉浦氏による保護者向け講演会等を実施しており、いずれの講演会や座談会においても村民の放射能に対する健康不安を少しでも取り除けるようにとの思いから対応してきたところでございます。この講演会・座談会の開催については、決して避難は必要のないことを前提として開催したものではありませんので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

続いて2の2、村民の立場ではなく、加害者・マスコミ優先で進めたのではないかということについてお答えいたします。

村は、原発事故による避難を初め除染、東電への賠償、健康リスクコミュニケーションの問題など、他の自治体に比べはるかに多くの説明会・懇談会を開催し、常に村民の声を聞き、村民の思いを酌み入れ、村民の立場に立って進めてきており、ご指摘のような加害者・マスコミ優先で施策を進めてきたつもりは毛頭ございません。

一例を申し上げますと、賠償については牧草地や牧野の畑地扱いを認めていただいたり、各地区の集会所の賠償を認めていただいたり、また昇口舗装やイグネの伐採、あるいは家屋解体などについても国や東京電力に対して村独自の交渉を行ってきたことにより、他の自治体ではあり得ないような事業も採択をいただき、家屋解体については実に4,500棟余りの解体を行っていただきました。これらは、全て村民のためを思って取り組んできた施策であると認識しているところでございます。

今後についても、この立場にはかわりございませんので、村民のための行政運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2の3行政支援体制についてお答え申し上げたいと思います。

震災直後は村に内閣府が設置した現地対策室に、国の各省庁から5人の職員を配置していただき、見守り隊の設置であったり、いいたてホームや事業所の操業継続であったり、避難に際しての農機具の格納の準備、また特別交付税の確保対策など、とても村職員だけでは対応し切れない部分について国の各省庁との調整などを行っていただき、さまざまな支援をいただいたと考えているところでございます。また、県からは3名の職員を派遣いただき、鹿沼市への避難対策や県内への避難先の確保などにご支援をいただいたと考えているところであります。

その後も経済産業省から2名、復興庁から1名、県から1名の職員を継続的に派遣・応援をいただいております。財源確保や補助採択の調整など村の復興・復旧・再生事業において常に村民の福祉向上のために、事業推進や指導助言などをいただいております。感謝をいたしているところでございます。

したがって、国や県から派遣をされている職員の皆さんが国や県の指示のもとに村に支援をいただいているものではなく、村をいかに復興再生させるかの1点で職務についていただいているものと考えておりますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

私からは以上です。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、ご質問1の自然環境の変化についての3点目の放射性物質の核種と動植物への影響についてお答えさせていただきます。

国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質はセシウム・ヨウ素・ストロンチウムなど31種とのことでありますが、村で確認している核種はセシウムとヨウ素の2種類でございます。

次に、動植物への影響であります。動物につきましては県において本村内で捕獲しましたイノシシ肉の放射性物質の濃度測定を実施しております。それによりますと、平成25年12月に14頭を測定した結果、平均でキログラム当たり2,159ベクレルでありました。また、平成29年9月にイノシシ2頭を測定した結果、平均でキログラム当たり425ベクレルでありました。

次に、植物の状態であります。村民から持ち込まれた検体や村独自で採取しました植物の木の実や山菜についてであります。果物の柿については平成23年度では平均でキログラム当たり510ベクレルでありましたが、平成30年度は平均でキログラム当たり8.2ベクレル、フキについては平成24年度では平均でキログラム当たり318ベクレルでありましたが、平成30年度は平均でキログラム当たり47.7ベクレルであり、全体的に減少傾向にあります。県の指導等により作付を再開しましたハクサイ、ダイコン、キャベツなど約70品目が食品放射性物質測定の結果、全て国の基準値以下であり、道の駅や市場に出荷をしているところでもあります。しかしながら、キノコとかコシアブラなど一部においてはまだ高い濃度で移行している状況がございます。

なお、放射能による動植物への影響については、前段で述べたとおりでございますが、毒性についての国及び県からの見解はございません。

以上でございます。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、質問要旨の2番、村民の意見、実態無視についての1番と質問要旨3番の避難解除と村民生活について、3番の8についてお答えいたします。

まず、2の1村民の命、健康第一の行政執行が基本なのに、危険かどうかの調査と情報収集・実態把握など無視した状態にあるとのご質問にお答えさせていただきます。

これまでも何度かおたいただいておりますが、福島第一原発事故により放出され、村内に現存する放射性物質はアルファ線としてはプルトニウム、ベータ線としてはストロンチウムとセシウム、そしてガンマ線としては電磁波となっております。特に、飯舘村ではセシウムが全域に存在し、また村内での場所の詳細は把握しておりませんがプルトニウムは2カ所、ストロンチウムは6カ所に存在すると、平成23年9月に文部科学省から発表されております。なお、プルトニウム・ストロンチウムは村内の土壌への沈着量は微量ということで、身体への影響はかなり少ないと聞いております。

このような状況において、村ではDシャトルを貸与して測定結果を説明したり、毎月各行政区の放射性測定値をお知らせしたり、職員中の放射性物質測定器を10台設置し、危険かどうかの調査もしっかりやっております。現時点においても、放射線被ばくによる村民への直接の健康被害があったとは確認しておりません。ただ、避難生活など生活環境の変化や運動不足、食生活の偏りが原因ではないかと思われる高血圧・肥満・糖尿病・不眠な

どの症状が見受けられますので、定期的に保健師・栄養士などが巡回相談を行い、症状の重い方については医療機関への受診を勧めているところであります。また、検診後の事後相談や健康教室などもきめ細かに実施するなど、村民の健康づくり対策については村としても特に力を入れているところであります。

したがって、ご指摘の情報収集、実態把握を無視した健康対策とはなっておりませんので、ご理解をお願いいたします。今後も、県立医大など関係機関での検証方法を模索中でありますし、村としても今までに放射線の影響で病気になったという事例は把握しておりませんが、引き続き内部被ばく検査や甲状腺検査、諸健康診断等を実施し、実態把握や各種検査体制の整備に取り組んでまいります。

続きまして3の8番目、放射能被ばく被害と予防・検診・治療などの医療費無料化継続が必要とのご質問にお答えさせていただきます。

以前の一般質問でもお答えさせていただいておりますように、福島県立医科大学放射線医学健康管理センターなどの見解によりますと、甲状腺検査等の検査を実施している範囲では、放射線の影響による健康被害は考えにくいとの知見を出しております。しかし、放射線の影響を見るためには長期間経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても今までどおり内部被ばく検査や甲状腺検査の体制を整え、切れ目なく毎年実施し、村民の健康管理に努めてまいります。さらに、総合検診の受診体制整備と受診勧奨により、疾病の早期発見・早期治療につなげることや、受診後の結果が要指導等の判定者に対しては適切な指導や受診勧奨の徹底に努めてまいります。

また、無用な被ばくを受けない対策としては、個人積算線量計の携帯、山菜を食べない、山林などの線量の高い地域に立ち入らないなどの周知を図ってまいります。

なお、医療費の無料化継続については、県や他の自治体と連携し引き続き国・県に継続の要望をしております。

私からは以上であります。

7番（佐藤八郎君） 今の答弁聞いていまして、先ほど私が四十何分質問した内容についてきちんと答えない答弁をしておりますが、議会議員の質問をきちんと答えなくてよいと考えてのことなのか、国や県から指示でもされているのか、疑う答弁であります。私が事前に上げた通告の内容を読んだら、理解できないんですか、どういうことを答えてほしいという。全く議会議員に軽率な答弁である。

1つ目、入ります。放射性業務規則のための電離則がある、除染のための電離則があるなどという質問を私した覚えがございませんけれども、既に放射性物質がいろいろなこういうデータに基づいて明らかになっているし、今でも原子力発電所からは放射能が放出されているのも明らかになっています。

さらに、基準そのものも原発事故前の科学技術庁が平成9年度の測定値の、例えば米であれば0.202が、厚生労働省の平成24年度では100ベクレルまで大丈夫だという、こういう3.11前に大人たちの食べてきたものとこれから子供たちが食べていくものが、こういうふうな事故起きたことによって基準をどんどん上げているんです。つまり、少ない毒よりも多くの毒を食べても大丈夫なんだというふうにされているんです。こういう実態に基づい

て、飯舘村は物すごく放射線量、放射性物質が落とされたところなんです。その実態になぜ基づかないで、県や国や東電の言いなりになって答弁をするんですか。それで村民の健康や命を守れますか。こういう実態をいかがするんですか。

例えばハウレンソウであれば0.69だったものが、144倍にしているわけですよ。例えば水道水0.06が10になって、166倍ですよ、それでも。そういうふうに原発事故が起きたことで基準値をどんどん上げて大丈夫などというものに、被災地の飯舘村がそれに従うなんていうことは、全く村民の命と健康を考えていないと言わざるを得ないじゃないですか。これ、私が考えたものじゃないですよ。相当な人たちの科学者が、そして既に福島県で甲状腺がんがもう190名突破しているじゃないですか。

それで、先ほど課長が言われたセシウムとヨウ素ぐらいの話をしてはいますがけれども、実際国の文科省が言っているのは31種の核種が落ちたんだと言っているんですよ。その核種は、体にヨウ素はこういうふう、タリウムはこういうふうになって、既にこんなのは医学者でも科学者でもわかっていることなんですよ。そういう実態をきちんとつかみもしないで、国県に言いなりに答弁を聞いて答えて、私きちんとこれほど細かく、誰でも答えられるように詳しく書いた質問に答えないというのは、全く村民の健康と命を考えると、努力をするという、単なる言いわけにしか過ぎません。

何度も申し上げていますがけれども、私の家のガンマカメラの村からいただいた資料を見たら、今でも東角で6マイクロシーベルトですよ。家の中で0.53マイクロシーベルトなんですよ。そういう実態をなぜ国にも県にも東電にも申し上げないんですか。非常に私はこのきょうの答弁、そしてまして飯舘村の杉やそういうものはきちんとこういうふうに放射能が出ているというふうに、専門家がきちんと実証されているんですよ。まして小宮のある家の周りには、こういう足元の土壌では221.1ベクレルがあるんだと、山頂では1.26の放射線量があるんだとね、その土をはかれば3万2,133ベクレルがあるんだというふうにしちゃんと大学教授やいろいろな関係者が検査しているんです。こういう個人でも努力すれば調べられるものを、村が一向に検証しようとしなくて、計測しようとしなくて、一体どうということなんだと、非常に私はきょうの答弁、何回もやっていますけれども、何回も質問されるということはどういうことかわかりますか。一度もちゃんと答えていないから、何回もやられるんですよ。

例えば、2点目の年間20シーベルトを避難指示の基準として採用していますなんて、採用しているかどうかなんて質問、どこに書いてありますか。実測値をちゃんと示せて書いてあるだけです。1の3の村で確認したセシウム・ヨウ素の2種類って話も、2種類じゃないでしょう、文科省でさえ31種類の核種って言っているんですよ。何ですか、この答弁書のつくり方は。私は村民の命と健康、特に戻っている高齢者や弱者が早死にしたり孤独死したりするんじゃないか、そういう意味で心配で聞いているんですよ。何で真実の実態を明らかにして、それに行政が行政の役割と責任を果たさないんですか。まず、その点。

村長（菅野典雄君） まず、議員のご質問を軽く思っているなんていうことは、全くございません。それぞれ真剣に質問をしていただいているというふうに思っておりますし、我々も

その質問にできるだけわかる範囲で、あるいはできる範囲での答弁を誠意を持ってお答えさせていただいているということでもあります。

今、いろいろなデータを出させていただいたようではありますが、そのデータもとり方によってはいろいろなところがあったり、いろいろですから我々もなかなかわからないところもあるかもしれませんけれども、少なくとも公に出されているデータの中で判断をさせていただいているということでもありますので、何かその1つのデータをもし私たちが見ていれば、それがどういう形なのかというのをほかにやっぱり聞いたりなんなりということもできるんですが、ここでそういうふうに全く私らがデータを故意に変えているとか、あるいはうそをついているということは全くございませんので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 村長、私が言ったから、言って返せばいいという問題じゃないですよ。村民の健康・命をどう守るかなんです。じゃあ村長に聞きますけれども、ヨウ素はこの体でどこにどういうふうに影響するというふうにね、このデータは間違っているのかどうか教えてください。

村長（菅野典雄君） 私は見ていませんからわかりませんが、少なくとも村民の皆さん方の健康・安全のために最大の努力を払っているということでもあります。先ほど皆さん方が、お年寄りの方が帰ってきたときに、少しでも早死にとかあるいは孤独死をしないようにと、こういうようなご質問でありますけれども、全くそれは我々だって必死になって村民のためにそういうことがないようにということをやっておりますし、今のところいろいろあるかもしれませんけれども、大方は皆さん方が戻ってふるさとに住んでいるのはいいなという話でいただいているということに思っていますし、それで十分とは思っていませんので、今後も続けていきたいというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） これ、2010年の文部科学省交渉の資料から、こういうデータあるんですよ。だから、私が国や東電の資料を持ってきて、説明すれば今のような答弁しないのかもかもしれませんけれども、全て文科省や東電が出した資料のデータに基づいてきちんとされると、10ミリシーベルトの被ばくで全がん死が4%、肝臓がん者は13%、肺がんは2%増加するというのが、これ文部科学省の資料からも明らかに出てくるんですね。そして、これは放射能はこういうものだという基準書ですから皆さんもご存じですよ。そういうものに基づいて、きちんと村として独自に検証しないで全て県や国の言いなりになっていたら、国は何ですか。放射性物質を空から降らせた人は誰ですか。課長、健康福祉課長、答えは。

村長（菅野典雄君） 原発事故によって、飯館村に放射能が落ちたということでもあります。誰かといいますと、それは東京電力がやはり爆発事故によってそれがなったということでもありますから、結果的には東京電力だと、このように思っております。

ただ何度も言いますように、私たちも村民のためにありとあらゆることをやっていますし、そのデータが少なくとも私たちが何かごまかしたりなんなりしているわけではなくて、それなりにできるデータを村なりに判断をしてやらせていただいているということでもありますので、何か故意に村がデータをごまかしているとか何かというふうに聞こえるような話なんですけど、決してそんなことはありません。少なくとも福島県立医大なりなんなり

が、あらゆるところでデータを出してきて、それなりの科学者が出してきているのを参考にしながら、それを我々が村民のためにどういうふうにしたらいいかということで、ありとあらゆることをやっている。ただ、全てが満足しているとは思いませんので、これからいろいろな形で皆さん方の意見を聞きながら、できることはやっていきたいというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 村長答弁しているデータをでたらめというふうに私は言いませんけれども、村長が言っているのです。盗んだものを盗んだという前に、私は盗んでいませんという話じゃないんですから。データごまかしているんじゃないで、データの見方が間違っているんじゃないですか。私が示したようなデータは見たことないという一辺倒の答弁ではだめなんです。多くの村民は、こういうデータも見ながら生きていますからね。あなたは誰にももらった資料のデータだけを信じて答弁しているのかわかりませんが、こういうデータもあるんです。それを認めなさいというの。そういうものを全部勘案した上で、村民の健康や命を守るにはどういう施策が必要なんだ、行政としての役割・責任はどこにあるんだという話でしょう。そのトップでしょう、あなたは。そういうことを国や県に、きちんと東電に物を言うのがあなたの役割でしょう。

1の3番目ね、村で確認はセシウムとヨウ素だ、2種類だつてね、村長。2種類なんですよ、文科省が31の核種って言っているのに。

いいですか、1の4番目は避難必要ないことの講演会や座談会ではありませんと言っていますけれども、村長ずっと避難しなくていいって言っていたでしょう、あなた。山下先生と一緒に。そんなのは、ビデオで録画もされています。いろいろな記事もあります。だから私はそれを批判しているんじゃないで、講演会とか座談会という中で、どこどこで何をやったのかをちゃんと質問に聞いているんじゃないですか、それも答えもしないで。

いいですか2番の1番、原発以前の病気と症状、原発事故以後の病気と症状、この違いをちゃんとつかんでいるのかということで質問しているのに、それにも何もわけのわからない原発事故に遭わなかった市町村みたいな答弁していますけれども。

あとは2番の2ね、答弁が他市町村との比較をしているので、あえて伺うんですけれども、飯館村の弔慰金はなぜ受給者が少ないんですか。死んでも差別されているんですよ。教えてください。

副村長（門馬伸市君） 弔慰金の件については、一貫して制度ができてからお答えしてきます。偏りのないように、専門家を入れて、弁護士さんまで入れて、そしてやっているんです。それぞれの自治体で違うんですから。みんな同じ立場でやっているんでないですから、今の質問はそういうことですから、何で少ないのかというのは、それぞれの自治体がそれぞれ独自に判定しているんです。ですから、私らはそういう公平・公正にしなければならぬということで、誰だって多く認めたいというのはありますよ。でもやっぱり病気になった因果関係とか、そういうのは今まで病気を持っているものを、あるいはこれからそれが本当に因果関係があったのかどうかというのが、私ら素人では全くわかりませんので、そういうお医者さんも入って、弁護士も入って、そうやってきているんです。四十数

名だったと思いますが、対象者になっていますから、そう一方的に言われても困るんです。自分の考えを一方的に言われても、こちらはこちらで対応しています。

7番（佐藤八郎君） 弔慰金については、延々と7年間質問して弔慰金の因果関係なるものを議会にきちんと、どういうふうになると因果関係があつて、どういうことになるかと因果関係ないのか、明らかにしてくれってずっと言っていますけれども、した覚えもないし、今そんなことを言っていますけれども。「専門家」「専門家」って専門家に任せているだけで、なぜ他市町村と違う云々って、それはそれぞれ違うと。違うけれども、何で飯館が比率低いのか。一番放射能浴びた地域の飯館が低いのか、なぜなんですか。

副村長（門馬伸市君） 一番多い・少ないということじゃなくて、その人の亡くなられた経過というのをきちっと把握しないと、ただ亡くなったから原発が原因だというふうにはならないんです。

議長（菅野新一君） 八郎君、今答弁してもらっているうちは。

副村長（門馬伸市君） そうけんか腰に来られると。同じ答弁ではないですよ。どうすれば納得できるんですか。

7番（佐藤八郎君） 何で違うんだって言っているの。

副村長（門馬伸市君） 公平・公正にやってきているのに、何でそういうふうに村は適当にやっているみたいな話になるんですか。

7番（佐藤八郎君） 何でもらえない人いっぱいいるの。

副村長（門馬伸市君） それはちゃんと判定した結果なんだから、私らが判定することではないんです。

7番（佐藤八郎君） それじゃあ、被災市町村でパーセント示して。

副村長（門馬伸市君） それは出てくると思いますよ。出てきますけれども、少ないから適当にやっているという言葉だけは言わないでください。これだけ専門家の人たちが、必死になって何回も1例をやるのに、決定するまで相当期間かかってやっているんですよ。

7番（佐藤八郎君） わかりました。それは、じゃあ他市町村と比べて何が因果関係あつて、何がなくて、飯館はないものも多くてもらえないのか。後で示していただくということで。

副村長（門馬伸市君） ちょっと待ってください。因果関係っていうのはプライバシーにかかわることですから、何が原因で何がっていうのは出てこないですよ。

7番（佐藤八郎君） 誰がどういう関係で、一人一人示せなんて私言っていないですよ。要件としての因果関係は、何が何だって言っているんですよ。

副村長（門馬伸市君） それはいちいちわからないです、それは。率だけはわかりますよ。申請に対して、認められたものと認められないものというのはわかりますけれども、一人一人の個別のケースがどうだというのは出てきません。公表されていません。

7番（佐藤八郎君） 出てきませんって、因果関係のどの程度の要件が何十、何百項目あるんだか知らないけれども、そのどの部分が飯館は足りなくともらえない人が多い。浪江はどこの部分が多くともらえたってなるのか、わかるように教えてくださいって言っているんです。まあ、いいです。

3番の5ね、憲法上の権利云々っていうやつね。これは答弁だと何か自己責任で、県で

復活をしてくれるみたいな答弁ですけれども、そうすると住民に対しての行政なり公務員の責任というのは何なんですか。

議長（菅野新一君） もう一度、八郎君。3の5を言ったのね。

7番（佐藤八郎君） 「憲法上の権利については、議員ご質問のとおり等しく村民が享受すべきものと考えておりますので」って、村民に自己責任みたいなことを書いていますけれども、村として村民がどんな憲法上の権利が奪われて、それを再生させるのにどういうことをやるかって私が聞いているんですよ。その答弁がこれでしょう。ということは、村民一人一人自己責任で憲法で奪われた権利復活させろということなの、これ。

副村長（門馬伸市君） 原発の被害をこうむったことについては、今までも賠償も1つあります。これも、基準に基づいた賠償だけではなくて、先ほど答弁したとおりであります。村独自で、いろいろな賠償の追加を要求しております。

それから住むことの権利、これもありますよね。原発の被害がなかったらば、ここにずっと住み続けていられた。それは避難先の確保、それで十分ではありませんので、それに加えて避難先の健康状態、最低限度の生活をしなければならないというそういう条項もありますので、それに基づいて不十分ではありますけれども、住むことの場所が変わったということは非常に村民にとっては環境が大幅に変わるわけですから、その環境が変わったことによる村からの支援というのは不十分ではありますけれども、今までやってまいりました。

それから、所得の関係もあります。これは賠償の中で、十分ではないかもしれませんが、所得の確保の一部の補填というのはされているというふうに思っています。

あとは、学校の問題もあります。学校は、やっぱり去年村のほうで再開しましたけれども、村の学校に通えないという方もおられます。ですから、これも震災前であればそういうことはなかったわけですから、そういうのも原発のこうむった被害の一部にはなるのかなど。農業も商工業もそのとおりであります。でも、不十分ながら今まで一生懸命取り組んできたことは、議員の皆さんもご理解いただけるのではないのかなど、こんなふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） それが行政、公務員の責任、果たした役割というお話を今いただきました。さらなることでいろいろ努力するというのを、先ほど何回か伺っております。

3項目の6点目に、自治活動云々のお話でお聞きしましたけれども、村は各組織の情報共有を図りという答弁していましたが、私そんなことを聞いているんじゃないで、震災前の原発事故前の自治組織の活動内容とか組織率・人数と、8年後の今の状態を数字的にもきちんと捉えていくべきだし、そういう意味ではきちんと答えていただきたいかった。それなのに、それも実態把握していないのか、課題が何なのかわからないのか、答えてもらえません。

あと3項目の7番目の、これも実態把握どういうふうに行っているのかしていないのかわからないような答弁でありますけれども、私はわかるようにきちんと長々と質問書いているんです。なぜそれに沿って素直に答えないんですか。ページ数ふえるから、短くしたんです。私、これを村民に配って村民が見たとき、「八郎さん言っているのと、答えている

の、さっぱりわかんない答弁だけれども」って言われるんじゃないですか。きょう聞いている方も何人かおられますけれども、こういう普通の方々、村民が聞いてわかるようなことを答弁していただきたいと思って私は質問しているんです、細かくデータ・資料も提示しながら。そういう意図が、私も何十年も議員やらせてもらっているけれども、ますます悪くなっているというか、どういうことなんですか。もっと幼稚園がわかるような質問しろということなのか。なぜちゃんと答えないんですか。

この答弁、私コピーとって全村民には配らないけれども、配れる人にはそっくり配りますけれどもね。私がこれほど細かく書いて質問して、それも事前にだよ。それを何ですか、この答弁。これ見て村民が、私とやり合って私が90分で終わるからの話じゃないんですよ。村民は、これから寿命あるうち一生懸命生きるんですよ、頑張る。悔しくても、悲しくても。今副村長言いましたけれども、そんな目先に見えるお金の話だけしているんじゃないですよ。周りも何にもいないんですよ、夜も寂しくて村に戻ってられないんですよ。買い物も、これ親子関係うまくいっているうちはいいんですよ。切れたらどうするんですか。いろいろ村民個々の1,700世帯くらいは、七十何人の職員できちんとつかめるでしょう。「寄り添って」「寄り添って」って、村長何十回、何百回言っているけれども、あなたの「寄り添う」というのはどこに寄り添っているんですか。ちゃんとしなさいよ、村民一戸一戸。早死にしたり病気にならない前に。賠償だって全然進まない人もいますですよ、まだ。弁護士任せにしたり、東電任せにしないで、自分たちの村民なんですよ。誰に頼まれて公務員や役場職員やっているんですか。

以上、終わります。

村長（菅野典雄君） 答弁になるかどうかわかりませんが、少なくとも確かに一軒一軒回るということはできませんけれども、いろいろ困っている方たちはそれぞれ保健師なりなんなり必死になって回っておりますので、まさに見解の違いというしかないと思います。我々は村民のために全員必死になってやっているということ、ご理解をいただかないということになる、やはり見解の相違ということであります。我々は、これからも続けていきます、しっかりと。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、6番渡邊 計君の発言を許します。

6番（渡邊 計君） 皆さん、こんにちは。私もおはようございますと言いたいんですが、どうも佐藤八郎議員には勝てないと。八郎議員がいつも先頭ということで、2番目ということになったわけですが、ただいま八郎議員の熱い質問、これ私きょうは冷静にやろうと思ったんですが、どうも感化されそうな気がしているわけであります。

では、議席番号6番渡邊 計、令和元年6月定例会において一般質問をさせていただきます。

あの忌まわしい東京電力原子力災害で全村避難を強いられ、避難解除から2年ほどたちますが、帰還者は1,167人、「いいたてホーム」の入居者・転入者等を含めても1,321人で、現在の住民登録者数5,585人の22.6%にとどまっております。事故前は、たしか6,177人の住民登録があったと思うんですが、それで計算しましても21.4%、今回の臨時応援職員な

どの転入者を除きますと19.5%と2割を割ってしまいます。

この帰還者の年齢を調べますと、かなり高い高齢化率になっております。事故前の高齢化率はちょっとわからないんでありますけれども、現状について住民課のほうから資料を提出いただきまして、現在の住民登録者数5,585人のうち65歳以上人が2,023人、高齢化率36.2%ということになります。これが帰村している現在というのは6月1日現在の資料であります、住民課からいただいた資料が10歳刻みでありますので、60歳以上ですと1,116人中849人で、72.8%の高齢化率になると。ただ、これ国のほうが65歳以上を高齢化と呼んでおりますので、60歳代を単純に半分にして計算しましても674人ということで、57.9%と本当はかなり高い超高齢化率になって、今後超高齢化社会がどんどん進展していくのではないかと思われまます。

そこで、総務省の発表によりますと、ちょっとパソコンで調べますと簡単に出てくるわけでありますけれども、2020年65歳以上の高齢化率29%、2040年これが36%、そして2060年これが40%という高齢化率になっております。当村におきましても、本来であれば30年後、40年後に来るべきこの数字であろうと思うんですが、この東京電力原子力事故におきまして10年足らずという短い期間でこの超高齢化社会がやってきたということにより、対応の難しさは非常にあると思います。しかしながら、健康福祉課を中心に今後介護予防など適切な高齢者支援により一層励んでいただきたいなど、このように思うところであります。

では、質問に入らせていただきます。

原発事故前は大祭やいろいろな行事の中で、そういう行事があるたびに各行政区などから伝統の踊りなどが出て、祭りやそういうものに花を添えていただいておりますが、全村避難により継続が難しくなったとの話も聞いております。これらの郷土芸能について、震災前の状況と現況について伺いたいと思います。

また、この郷土芸能を保存・継承するための取り組みはどうなっているのかを伺うものであります。

次に、運転免許証の自主返納についてであります。昨今、毎日のように高齢者の自動車事故が報じられておるところであります。以前からもあったんでしょうけれども、現在は情報網が発達したということで、全国津々浦々からでもすぐにいろいろな事故が報じられるということで、多く感じられるということもあるのかもしれませんが。

この免許返納については、家族からは事故の心配と車の維持経費などを考えると、ほかの交通手段を使っても変わらないということの話もありますけれども、免許を持っている人たちにとって、現在のお年寄りにとっては高度成長期に免許を取り、そして自家用車を持つということがステータスだったということが、免許返納に対しての決断を鈍らせているのではないかと思われるところであります。そんな中で勇気を持って自主返納した人に対して、奨励・支援制度を設けるべきと考えるところであります、この設置に対して村長の考えを伺うものであります。

次は、家屋・宅地・農地は除染されまして、放射性物質が低減されております。しかしながら、当村の総面積の75%に及ぶ森林は手つかずであります。国は森林除染は行わない

ということになっておりますので、このまま何もせずもとの自然環境に戻るには200年以上かかるのではないかと考えておりますが、ただ我々は何もせず待っているわけにはいきません。少しでも放射性物質を低減すべきと考えておりますが、村長のお考えをお伺いいたします。

また、低減するには減容化も付随してくるのではないかと思います。容量を減らす、これは焼却が一番最適で、約200分の1の容量になってくると思うんですが、この焼却の際発生する熱エネルギー、これをただ捨てるのか。また、この熱エネルギーを利用してバイオマス化という形で発電などを行う、そういう必要があると私は思っているんですが、村長のお考えをお伺いいたします。

最後の質問になります。予算委員会でも少し聞いたものですが、放射線量が年々低下している。それで、低下率が減少してきているので、走行サーベイでの線量マップで十分であるとのことでしたけれども、これ走行サーベイと歩行サーベイでは正確さ、それから詳細さ、大分違ってきます。今後森林事業が再開されるようになってきておる中で、この走行サーベイであれば山道などのそういうところにもう少し踏み込んでいただいて、もっと裏山あるいは大きい山でも山道などを調べていただければ、森林の状態・様子もわかってくるのではないかとと思うところではありますが、また詳細な記録を残すことが被害に遭った我々の責務であると考えておりますが、この詳細な歩行サーベイによる線量マップをつくるべきであると、そのように考えておりますが、行政の政策をお伺いいたします。

以上、答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 6番渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、2点目の運転免許証自主返納に対して、支援制度がないのかというご質問でございます。県内の状況を見ますと、運転免許証の自主返納者に対して公共交通機関の利用回数券やタクシー券の助成、あるいは商店や企業が協賛し加盟店での購入の際に割引するなどのサービス実施をしている自治体もあるようであります。

この質問をいただき、内部で大変真剣に検討いたしました。ご存じのように、今ご質問にありましたように高齢者の事故が多いと、こういうことでありますから、何らか考えなきやならないなというふうに思ったところではあります。現実にはなかなか交通の悪い飯館村、広い村、タクシーもない、なかなか大変だろうなという気がしますが、何らかの考え方はやっぱり持っていかなければならないのではないかとすることは、みんなで共通認識を持ったところではあります。ただ、今すぐにとということになりますと大変なので、ぜひ次年度の予算に盛り込めないものかなと。あるいは、もっといい案があれば途中の議会でも予算をとらせていただくということも可能かなというふうに思いますが、基本的にはまず村として足の確保をできるだけした上でその返納者にどういう対応をするか、こういうことではないかというふうに思っております。何らかの形でそれぞれ足の不便さをやっぱり安全のためにということをやっていたらいいわけですから、考えなければならぬとこんなふうに思ったところではあります。

次に、放射性物質の低減でございます。いわゆる森林の問題、飯館村はまさに山に囲まれた村でありますから、そこをどうするかということではあります。具体的にはかなり

前から飯館村も調査をさせていただいてきたところではありますが、結果的には1つは採算の問題、そしてもう一つはいわゆる燃え尽きた灰の問題ということ。それからもう一つは、やはり村独自だけでは結局山の量が少ないということがあるのではないか。そのような課題があって、なかなかバイオマス進めないでおると、こういうことであります。

そういう意味からいたしますと、何とかならないのかというお話であります。森林施業を通して村の木材を調べてみますと、地形や樹種などにより放射線量が低く、林産材として活用可能なものがあるというので、将来の木材の搬出・販売に向けて鋭意調整を進めているところでございます。

また、放射能で汚染された山林の再生は、本村にとっても重要な課題でありますので、木質バイオマスの発電及びご質問にありました熱利用にかかわる事業の実現可能性についても、焼却灰の処分方法及び事業の採算性、民営も含めてということですね。そこが担保されるのであれば、議会とも協議をさせていただいて今後検討していきたい、このように思っておりますので、今後この山の多い飯館村バイオマスというのは避けて通れないというのはわかっておりますので、何らかの課題が解決できる方法がないのかどうか協議をこれから進めていきたいと、このように思っているところであります。

その他の質問は、それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは、渡邊 計議員の郷土芸能についてのご質問について2点ございますが、関連性がございまして一括してお答えさせていただきたいと思いません。

まず震災前の状況ですが、平成22年度に県の調査がございまして、その際民俗芸能団体数は34団体で報告しております。34団体には、各地区の田植踊り18団体、神楽8団体等が含まれております。

次に、現況については当課で把握している限りとなりますが、9団体が文化祭での披露を初め各イベントや仮設での披露、昨年は大雷神社での大祭で披露する等、活動されております。また、飯樋町と小宮の田植踊りについては、震災後に飯館中学校のふるさと学習の中で地域の方々が生徒にご指導をいただき、郷土芸能の伝統を伝えていただいております。このふるさと学習の取り組みは、文部科学大臣表彰と博報賞を受賞しており、全国的にも高く評価されたところでございます。

このほか、避難中でありながらも民俗芸能の東北大会に参加したり、各種イベントに参加するなどそれぞれの団体や地域の努力によって、人のつながりや地域のコミュニティーを含め、伝承していただいているものと考えております。

一方で、各団体とも避難等によりまして離れ離れとなり集まる機会が少なくなったことや、担い手の高齢化等で芸能の継承及び維持が思うようにできないところもあると伺っているところでございます。

次に、2点目の保存・継承するための取り組みといたしましては、村の文化祭やイベントなどへの参加など、引き続き各団体が発表できる機会をなるべく多く設けることで、保存継承につなげてまいりたいと考えております。

さらに、NPO「民俗芸能を継承するふくしまの会」などと連携をして、記録保存事業

を実施しているところでございます。この事業は、映像に記録保存することで、一度は休止しても復活させることの参考になる資料として、記録保存を行っているものでございます。既に小宮の田植踊りについてはDVDに記録されているところでございます。

今後の郷土芸能の保存・継承の取り組みは、発表機会の提供をしていくとともに、将来につなげていく記録保存の取り組みも重要になっているものと考えておりまして、県やNPO団体の力もおかりしながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは質問の4点目ですね、放射線量マップについてお答えさせていただきます。

村では、徒歩により村内での放射線量を測定し、日常生活や営農再開、事業活動の際参考としていただくため、国の交付金を受けて、平成28年度・29年度の2カ年間にわたりまして放射線量マップを作成し、全戸配布をしてまいりました。また、それとは別に県の交付金を受け、車を使って村内での放射線量を測定し、平成24年から毎年放射線量マップを作成し、全戸配布を行っているところでございます。

村といたしましては、短期間での放射線量マップに大きな変動は見られないことから、今後は日常の行動の中で実際にどの程度放射線量を受けたかわかる個人積算線量計の貸し出しに移行していきたいと考えております。これは、積算線量計を日常的に体に携帯していただくもので、1時間単位で積算をしておりますので、1日単位・月単位そして1年間の放射線を受けた量がわかるものであります。この個人積算線量計の貸与につきましては、平成29年度から環境省の委託事業として実施しておりまして、専門員が役場に常駐して利用者に対して線量計の使い方や数値の読み取り、相談業務などを行っております。

個人積算線量計の貸し出しの周知は、専門員が村の総合健診やお茶飲み会などに出向き村民に説明を行い、150の方に現在利用していただいているところでございます。積算データにつきましては、専門員が4カ月程度に1回利用者宅への個別訪問や役場窓口で貸し出した線量計の数値の読み取りを行い、その期間の生活の中で体に受けた放射線量の数値をお知らせしております。その際に、時間当たりで突発的に高線量となっている場合、どのような行動やどこの場所に行ったかなどを聞き取りし、行動との相関について情報をお知らせし、今後は必要以上に放射線量を受けないような生活をしていただくようお知らせをしたり、放射能に対する相談などを行っているところでございます。

なお、平成30年度に利用していただきました150の方々の方々の平均積算線量の値は、年間当たり1.05ミリシーベルトでございました。

以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時49分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時10分）

6番（渡邊 計君） では、これより再質問して、議論を深めていきたいと思います。まず、最初は答弁書に沿って質問したいと思います。

答弁書の中では、震災前34団体があって現在9団体、要は4分の1ぐらいしか残っていないということではありますが、私議員になりましてからよく成人式などで比曽の三匹獅子、あるいは宮内の宝財踊りですか、それから小宮の田植踊りやそういうもの、あと佐須では虎捕太鼓ですか、そういうものが大分行われてきたんですが、ここ近年大分少なくなった。何か、今年は何もなかったのかなという感じを受けているわけですが、この9団体というのは飯樋と小宮の田植踊り、これについてはわかりますけれども、ほか7団体というのはどんな団体なのでしょう。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、これも平成30年の4月現在での状況でございますけれども、大倉の神楽が1つ、それから宮仲の神楽、それから赤坂の神楽、それから大倉の田植踊り、それから繰り返しになりますが飯樋町の田植踊り、それから小宮の田植踊り、これも繰り返しになりますが、あと比曽の三匹獅子舞、それから宮内の宝財踊り、それから外内の手踊り、これが今うちの課で震災以降何らかの発表をされたところというところでございます。

以上です。

6番（渡邊 計君） この震災前の状況と現況ということで、現況等伺っているわけですが、これ平成30年度のことなんです、現況と言え今年4月あたりのことかなと私思ったんですが、その中でこの文書が仮設での披露というのを書いてあるんですが、仮設は今年4月でもう皆さん退去しているわけで、仮設の披露というのはどういうことなのでしょう。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今申し上げました九つの団体は、この震災以降に仮設、それから文化祭等で発表した団体ということでありまして、今現在必ずしも活動ができていのかどうかという確認まではとれておりません、そういったところで9団体ということでございます。

6番（渡邊 計君） 確かに今回の避難でみんなばらばらにということで、なかなか集まる機会も大変だということで保存がなかなか難しいと。私も小宮の行政区でありまして、小宮行政区の田植踊り、これいろいろところで頼まれたりしているわけでありまして、以前は北海道まで県からの要請で行ってきたということもありますけれども、そこで今答弁の中で引き続き各団体が発表できる機会をなるべく多く設けたいということでありまして。

これ、機会を設けてもらうのはありがたいことなんです、1回この踊りをやるためにどのぐらい費用がかかるか、そこが一番の問題でありまして、以前震災前ですと仕事終わってから「夜7時ごろ集まってくれ」と。1時間ぐらいちょっと踊り合わせ、衣装合わせをしたいということでやってこれたんですが、現在は避難地から集まることが多いということになりますと、運賃というんですかガソリン代、あるいは費用弁償、日当分というものの費用弁償、そういうことで金が大分かかるわけです。私たち小宮の田植踊りも、1回踊るとに大体15万円ぐらいかかっていると。ですから、北海道行ったとき県、それから

村からも補助をいただきましたけれども、全然足りなくて部落のほうから50万円近く出している。そして、今回もいろいろな踊りの中で1回15万円程度出ている。

そして今回、お祭の写真を撮った人から原町で写真展をやるので、ぜひ花を添えていただきたいということで要望されたんですが、そういう一般のものを受け入れると今後全て受け入れるようになる。1回15万円かかる中で、10回受けたらどうなるんだ、150万円だ。小宮部落、今のところある程度の金は蓄えてありますので、何とかならないこともないんですが、こういう金もいつまでもあるわけではないということになると、やっぱりそういうところで踊りを年に3回も4回もやるということになると、費用ということで大分行政区と話し合いをして、行政区とも今後は村や県からの要請にはできるだけ応えていく。でも、それも一つ返事ではいかないと、役員会を開いた上で決めていかなきゃいけないということで、一番はやっぱり金銭がかかるということではありますが、今現在何団体になるかわかりませんが、そういう活動しているところでどういう補助金などが出ているんでしょうか。金額は、幾らぐらい出ているんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） これは、それぞれの地区でやられているわけでございまして、その活動されている団体へ活動補助みたいな形のお金は今までは出しておりませんので、例えば成人式であるとか文化祭であるとか、そういったときに出演報償という形で、たしか文化祭で今2万円ぐらいだと思えるんですけども、本当わずかなお金ですけども、そのくらいしか出せていないというのが現状でございます。

6番（渡邊 計君） お金の話出すのも少し忍びないんですけども、現状から言えばこれがないとやっていけない。ほとんどのところが、やっぱり金がかかる、それから遠くから集まってこなきゃいけない、それが一番の問題になっているのかなと思いますけれども。

今飯館村ですが、昭和31年に大館村と飯曾村が合併しまして飯館になったわけですが、その大館と飯曾もその前はまたほかのところ、比曾とあれがくつついたとか、大倉とかが合併したということで、飯館は結構明治以降ですか、歴史的に残っているのは。長い歴史が残っている中でのこういう郷土芸能でありますので、せめて1つ・2つとは言わず34団体あったならば、今回伺いしてもやっぱり10団体ぐらいは残していければと思うんですが、そうなった場合どうしても金銭の問題が出てくるということで、歴史ある郷土芸能・無形文化財、これを残すためには本当に今後金銭的な支援が必要だと思えるんですが、そういう金銭的な支援、これを行政のほうでは出す用意があるのかどうか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 民俗芸能を保存・継承していくというのは非常に大切なことだと思っておりますので、まず先ほど一般質問で申し上げましたNPOの「民俗営農を継承するふくしまの会」などと連携をして、今現在保存・記録するDVDの作成などに努めているということでございますので、その辺は継続して現在の姿を残して将来復活できるような事業にしていきたいと考えております。

渡邊議員おっしゃるとおり、いろいろ経費がかかるということでございますので、県とか村で招聘する事業の場合は、先ほど申し上げました報償費等で考えていく。あと、いろいろ着物のクリーニング代とか経費がかかる聞いておりますので、その辺はどのようなことで支援ができるか、内部で検討させていただきたいと思っております。

6番（渡邊 計君） 今答えてもらったように、DVDとかに残して将来再開するとき見本にしたいという、これは本当にいいあれだと思うんですけども、ただ今村や公の場での踊りのときにちょっと日当的なものですか、2万円・3万円ということですけども、全然足りないんですよ、正直言って。確かにクリーニング代とかは、これは震災前もかかっていた。一番は遠くから、前は家の近くでボランティア的に夕方集まることができたのが、それができないという中で、どうしてもこれを残していくためには金銭的補助が必要だとなってくるわけなので、そういうもののためにも「陽はまた昇る基金」などを使っていたいて、できるだけ歴史ある郷土芸能を残していただければということをお願いしまして、次の質問にいきたいと思います。

次、運転免許証の自主返納についてでありますけれども、先ほど村長からの答弁でぜひつくっていかねばいけないということであったんですが、確かに飯館の場合はほかの自治体のような交通手段がないということが、本当に一番の足かせになってくるのかなど。車の必要性が高いということの中で、次年度以降という話でしたが、とにかくこの交通手段に関してはちょっと時間がかかるのではないかなと思いますけれども、自主返納に関しての支援といいますか奨励ですか、そういうものに関してはすぐにでもできるのではないかなど。できるものからやって、そして後で村内走っている循環バス2台ありますけれどもこれを4台にふやすとか、あるいはそのうち1台を買い物バスにするとか、そういうことは今後できますけれども、自主返納に関しての奨励、これに関してはすぐにできるのではないかと思います、いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 先ほども答弁しましたように、奨励というのをどういう形ですればいいのかということなんです。例えば何かの件でといっても、かなり交通の便の悪いところでは「不便だ」「使えない」、あるいは「頼めばかなりの金額がかかる」と、こういうことでありますので、基本的には村民の足をできるだけ確保するというのが大前提なんだろうと思いますが、その上でもうちょっと車をあちこちに延ばすとかということをしてながら、いわゆる自主的に返納するというその気持ちにどうやって応えるかというところが大切なんだろうと思いますので、ちょっとある話では本当に「ご苦労さんでした」といいますか「ありがとう」といいますか、そういう形で金銭的になんていうことでいいのかどうかというのもまたあったし、もっと別な方法があるのではないかといろいろな議論がありましたので、もうちょっと検討させていただきながら、あとほかの自治体などの勉強もさせていただきながら、こういう田舎の場合にはどのような方法があるのか勉強させていただいて、予算措置を議会のほうにお願いしたいというふうに思っております。

6番（渡邊 計君） 今、村長のほうからどういうものにということがありますけれども、私は村内からまたほかに行って使うというののもちょっと面倒なものがあるのかなど。本当はあくまで村内に帰ってきての自主返納という形ですけども、いまだに避難延長しているということもありますので、村外避難の方も対象になるのか難しいところでもありますけれども。私としては商品券、今プレミアム付商品券申し込みを行っていますけれども、商工会とか頼んで村内のお店というと、またいろいろな面倒な面もありますので、村直営の道の駅、ここで使えるような商品券を出せば面倒な手数料も何もない状態でできますし、道

の駅の売り上げにも協賛・協力できるということであるので、そういう面でやっていくという考えはいかがなものでしょう。

村長（菅野典雄君） 商品券にしろ現金にしろ何にしろ、そういう形でいいのかどうかという議論もあるだろうと思いますので、そうであれば我々も全く今お話しいただきましたようにお金の循環ができるわけでありますから一石二鳥になると、こういうこともありますので、ただ何かそういうことのいわゆる商品券なりあるいは現金なりというのを渡すということが、果たしてその人たちの行為に比べられるという形でいいのかどうかというのもちよっと議論にあったものですから、お金よりは商品券のほうがはるかに形はいいだろうし、そして飯館村の中で使えるということになればなお大いに結構だろうと思いますから、ちよっと内部で至急検討させていただきたいと思います。

6番（渡邊 計君） ほかの自治体で見ますとタクシー会社などもあって、タクシー券とかそういうものが出ているのが多いのかなと思って見ているわけですが、何とかこの返納については早急にやっていただきたいなというわけでありますが、この自主返納についての把握の仕方はどのようにしようとしているのでしょうか。

住民課長（石井秀徳君） 自主返納者につきましては、運転免許センター等で運転免許を持っていたというふうな証明書が、手数料若干かかるようでありますけれども、発行手続きをすることによって証明書が発行されるということでありますので、もしそういうふうな支援制度ができましたら、そういったもので確認できればなというふうに思っています。

6番（渡邊 計君） 高齢者による事故がふえたからのニュースで、県の免許センターのほうですか、県の公安委員会では各自治体で必要であるならば返納した人の名簿なり、そういうものは出すということをニュースでやっていたわけですが、それはご存じなかったんですか。

住民課長（石井秀徳君） 大変申しわけありませんが、そこまで認識はしておりませんでした。

6番（渡邊 計君） ぜひ確認をとっていただいて、私の間違いであっても困りますので、確認をとっていただいて、そういう方の中で自主返納した人に対して逆にこちらから、行政側から通知を出して返納した方に対しての奨励をするということもやっていただきたいなど。できますれば、できるだけ早くやって補正でも上げていただき、本年度の当初に戻って施行していただきたいなと思うわけでありますが。

あとは、返納に関する事ばかりではなく、要はどうしてもまだ車必要なんだと。しかし、確かに不安な面もあるという方に対して、安全装置といいますか事故防止装置の取り付けにかかる費用なども補助検討にさせていただきたいなということをお伝えして、次の質問に移っていきたいと思います。

次に、放射性物質の低減についてであります。この答弁書によりますと、「昨年度から福島森林再生事業を活用して除間伐を進めております」と書いてありますけれども、この除間伐に関しては切った木は全て持ち出すのか切りっ放しなのか、そこをお伺いします。

復興対策課長（村山宏行君） 福島森林再生の件でございますが、切った木につきましては全て搬出するとなっております。

6番（渡邊 計君） 搬出した木は、どのように処分するようになっているのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） それぞれ線量を調べまして、活用できるものについては活用してくということになってございます。線量の高いものについてはまず運び出して、こちらについては国のほうで処分という形になってございます。

6番（渡邊 計君） 今線量の高いものということで、これ除間伐に関しては切って出したものだから、それを出して選別みたいな形で線量調べるのかと思いますけれども、ただこの下の答弁の中に村の木材として搬出・販売したいということになりますと、間伐ではなく新たに切るという形になった場合、切ってはみたけれども線量が高かったら切った分無駄になってしまうということも出てきますし、今答弁のように線量を調べて大丈夫なものは売りたいと。でも、飯舘村の材木を果たして買ってくれる人がいるのかということはかなりの問題だと思うんですが。

今、線量を調べる方法ですね。それから調べてだめだった場合その木をどうするのか、そこを伺います。

復興対策課長（村山宏行君） まず木材についてですが、除間伐したものについての線量をはかります。その上で、低いものについてはまずチップ材ですね、そういった形で活用できるものについては活用していくということになってございます。この中で、どうしても高線量のものが活用できないということになった場合につきましては、こちらについては現在は減容化施設のほうで焼却処分という形になるということになってございます。

6番（渡邊 計君） 今現在、森林組合のほうでもイグネの木、これを小宮の牧野のほうに運んでそこでチップ化しております。現在であればチップ、今蕨平の焼却炉で燃やしていただけると。しかし、この蕨平の焼却炉もあと2年ぐらいですか。そうなった場合、それ以降この線量の高いチップ材はどのような処分の仕方を考えていらっしゃるんですか。

復興対策課長（村山宏行君） ご指摘のとおりですね。今現在の手法というのは、そういった減容化施設での焼却というふうになってございますので、今後の分について国県とも協議をしながら、この森林施業のほうを進められるように協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

6番（渡邊 計君） 今後話を進めたいといいましても、これ蕨平の焼却炉があと2年でなくなる。もう、本来であれば今時点で決定し、来年からは設立とかそういうことをしていかないと、蕨平の焼却炉が終わったときには稼働できるような形をとっていかないと、どうにもならなくなってしまうのではないかと思うんですが、この辺の県とか国と話し合いをするということですが、いつごろを終期として話し合いをしていこうとしていらっしゃるのかお伺いします。

村長（菅野典雄君） 蕨平の焼却炉はやはり制限があるわけですね、年数にしる何にしる。ということで、その後のことを考えなければならないということは、やはりそろそろということでもあります。現在いろいろ情報収集しておりまして、何とか続けてなり、あるいは若干そこに空間があくかもしれませんけれども、できる方法はないのかということでもあります。

ただ、少なくとも先ほども申しましたように、1つはいわゆる採算が合う、合わせるという形が何らかの形でやっぱりできないと、それは多分長続きはしないだろうと。それが

らもう一つは、その焼却灰をきちんといわゆる村から持ち出してもらえると、こういうことがないかだめではないのかということが2つ。そしてもう一つは、そういうのが仮にあったとしても、多分村の木だけではとてもとても大変なんだろうと思います。今も動いているんだと思うんですが、会津に多分あるはずですけども、膨大な会津地方でさえも足りないぐらいという話でありますから、だからそこをどうやって進めるか。ある意味では、全県的な考え方で何かできないのか、その中で飯舘村の森林をうまくそこに乗せるというか、利用させてもらうというか、そういう形ができないのかどうか。そんなのも含めて考えさせていただきながら、また議会とご相談をさせていただきたいと、このように思っております。

6番（渡邊 計君） 今村長から材料の確保、これが問題であるということですが、これは例えばバイオマスの焼却する場合、問題はスケールの大きさということになってくるわけだと思えますよね。ただ、この設備は恐らく復興予算でできるのではないかと。そして心配な焼却灰、これは環境省が持っていくべきであると思っているわけですが、そういう中で一番はこの村でバイオマスの焼却炉ができた場合、できればそこで村の一般ごみを燃やせるような形をとっていただければ、恐らく今後20年間村のほうの一般ごみ焼却の心配はしなくていいということになると思えますし、このバイオマスに関しては現議長が1期目からずっと言い続けてきて、我々も議員になってからまず研修行ったのが北海道・九州・広島・岡山、これバイオマスをやっているところをずっと見てきたわけで、スケールのものがある程度押さえさえいけば材料的には十分間に合うと。その中で、あとは村長のいう維持経費、これが確保できればということでもありますけれども。

山の放射線の低減、これをやっていかないと、そして低減するにはどうしても減容化が必要になる。山をこのまま200年以上も放っておくわけにはいかない、であるならばこういうバイオマスをやることによって従業員が約20人ぐらいかな、雇うことができるということを森林組合長とも私時々会ってお話ししている中で、そういうこともあって20年間もできるし、今なくなってしまった森林事業ですか、これの再生もできるということで非常にいいことではないかと思っているわけで、これに関して村長のほうから前向きな検討をしていただかないと、「これがだめだ」「あれがだめだ」ということばかり言っていたんでは、もう森林事業そのものがだめになってくるということでもありますので、ぜひ前向きな検討をしていただいて。

あとは国との話し合い、これ森林組合のほうで大分頑張っておりますので、そういうことでぜひ進めていただきたいなと思っておりますので、その辺はよろしく検討お願いしたいということで次の最後の質問、放射線量マップについてお伺いいたします。

答弁書によると、この歩行サーベイの線量マップづくりに関しては国の交付金をいただいて、平成28年・29年の2年度やったということですが、この国の交付金は100%でしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） ご指摘のとおり100%でございます。

6番（渡邊 計君） じゃあ、走行サーベイのほうは県の交付ということですが、これも100%ということでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） こちらにつきましては、「ふくしま再生の会」に業務委託ということで出しているものでございます。補助率については100%ということでございます。

6番（渡邊 計君） この線量測定、私も震災の1年後に小宮部落でありますけれども走行サーベイと歩行サーベイ両方やって、小宮地区は全部やったことがあります。それでまず気がついたのが、走行サーベイと歩行サーベイにえらい差が出てくる。走行サーベイの場合は、係数を掛ければある程度近づきますけれども。ただ、ここに平成29年度の歩行サーベイと走行サーベイの村で配ったものがありますけれども、走行サーベイの場合は係数を掛けなきゃいけないということになっておりますし、ただこれはどこを見ましても走行サーベイの速度と係数が書いていないんですけれども、これはどのようになっているんでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 走行サーベイの計測方法、速度ということですが、業務委託で行っておりますので、詳細についてこちらでも確認をしたいと思えます。ただ、歩行サーベイメーターということで平成28年度・29年度、2カ年間実施をして、それほど年度ごとで大きくは変わらないということで、その全体の傾向はさきにお配りしています平成28年・29年の放射線マップですね、そちらのほうで把握できるのかなというふうには考えております。

6番（渡邊 計君） この走行サーベイのほうですね、一番後ろのところに車両写って、機械が積んである状態が写っているんですけれども、私が走行サーベイやったときには助手席をあけて、要は道路の端をはかった。最初は2回やったんですね。運転席側につけて、もう一つは助手席側につけた。これ、えらい差が出てくるんですね。結局、雨やそういうもので道路の両脇に放射性物質が流れてくるということもあって助手席側、要は路肩側のほうが線量が高いということがわかって、じゃあ路肩側で10キロ以下で走ってやってみよう。そしてその後は、じゃあ同じところを歩いてやってみようということもやりました。でも、これ真後ろあけてみますと、やっぱりどちらかという道路の真ん中付近を回っている。常磐道開通するときに、環境省が出した常磐道の線量と、文科省でしたかね、出した線量がえらい違ったんですね。

これは何が原因か。環境省は道路の真ん中はかっている、文科省は道路の端をはかっている、これでえらい差が出てきている。でも、歩行サーベイですと50メートルマップ、くまなく歩く。そして歩く速度も遅いんで、これ恐らく5秒に1回の線量が全部データとして出てくるということになっていると思うんですが、歩行サーベイではかかったほうが確実なものが出てくるし、狭い道、林道、あるいは林道のほかに細い道ありますけれども、これ見てみますと意外と細い道まで入っている。この走行サーベイの方法を見ますと、そこまでは入っていないという結果が出ているわけですが。

今後は、例えばつくっていただければありがたいことなんですけれども、事業も始まる。あるいは、今後どうなってくるかわかりませんが、12月ごろ出るんですか、里山再生事業の指針が出てくるわけですが、そういうことにも一步山に踏み入れる、あるいは山道を歩いてみるということもしていただければ、どこの山が高いんだとか、家の後ろどうなっていると、そういうこともかなりわかってくる、走行サーベイよりも十分に使える

ものではないかと。私時々見ているんですが、結構細かく歩いてくれているなど。今後は、これよりももう少し山に入ってくればなと思っているわけですが。

今答弁によりますと、今後は積算線量計を使ってやっていくということですが、この積算線量計はじゃあその人たち全て使っているんですかということになるんですよ。そして、各行政区に均等に行き渡っているのかと。でないとおその行政区は1人しかいない、いやこっちの行政区は10人まばらにいる、出てくる線量全然違ってくるわけですよ。そして、その人の活動状況によって、線量が違ってくるわけですよ。しかしマップであれば、その計測した時点で村内全てがわかってくるんです。ですから、その辺を村のほうでは積算線量計でやりたいということでありまして、果たして20行政区に均等に振り分けてあるのかどうか、その辺お伺いします。

復興対策課長（村山宏行君） 個人の積算線量計であります、いわゆるDシャトルというもので今行っているわけですが、こちらにつきましては帰村された村民の方々、あるいは希望者ですね、放射線量を知りたいという方、希望者に配布しております。その計測方法、それから期間中の管理の仕方、そういったことについては先ほど答弁で申し上げたとおりで、専門の方に指導いただいているというふうな状況でございます。

歩行サーベイメーターでございますけれども、基本的には農地それから宅地、そういったところのまず線量をはかるということですので、いわゆる車載型のサーベイメーターよりもはるかに面的には広く把握されているというふうに認識しているところでありますけれども、林の中までというふうな形では今行っていませんので、ただ「ふくしま森林再生事業」の中ではまずエリアを設けて、そこから低いところの山に入る際に事前に歩行サーベイメーターでその山の中の森林が作業できるかどうか詳細をはかって、その上で可能などころからやるというふうになっておりますので、まずその山の除染ということで考えていきますと、森林の再生の中で取り組めるのかなというふうに考えているところでございます。

6番（渡邊 計君） 走行サーベイで山のほうに入っているということですが、歩行サーベイの担当者とも私ちょっと話したんですが、今後そういう森林事業が始まるのであれば我々も山に踏み込んで、8時間以上仕事するわけではないし、そういうところに踏み込んでもっと詳細な、本当に一目瞭然なものをつくっていくということのお話をお伺いしますけれども、ただ今線量計を20行政区均等に配っているのかということに関してお答えなかったわけですが、これらで数値を残した場合記録として飯舘村にどれだけ放射線が残留しているかということに関しての記録としては残していけるものなのかどうか、お伺いします。

復興対策課長（村山宏行君） 個人線量計につきましては、先ほど申し上げたとおり希望者のみに貸与ということでございますので、確かに行政区ごと、それから方部ごとによって濃淡があるというのは否定しないところでございます。ただ、それぞれの記録を記録に使えるかというところでございますけれども、個人の行動を全部記録して、それで線量を把握するというところでございますので、これを村の記録としては使えるものとは思っておりません。

したがいまして、今年予算的なところはとっておりませんが、何年間に1回はこういった面的な線量をはかっていく必要はあるのかなというふうに考えているところでございます。

6番（渡邊 計君） 3月の予算委員会の中では、前課長からは低減する率が低くなってきたと。これは当たり前ですね、セシウム134は2年で半減期、もう8年たっているわけですから16分の1になっていると。しかしセシウム137、これは30年で半減期、単純に計算しますと年1.666%減少していく。計算的には難しいんですが、またそれを引いてまたその残ったやつから30年ってずっとやっていかなきゃいけないとなると、今年にしますと1.2ぐらいの減少率にしかになっていないということで、確かに減少率は低くなってくる。しかしながら、確かに除染したところは線量が下がっている。しかし、あぜやのり面はやっていない。

そして、現在村のお知らせ版に書いてくる20行政区の線量測定の結果、先ほど総務課長からありましたけれども、これをよく見ますと1センチのところより1メートルのところが高い数値が出てきているということは、除染したのになぜ。除染したところであれば、本来であれば1メートルのところが高くなって当たり前と。これ、福島を除染しているところに行ってみせていただいて、福島の場合は鉛の中に線量をはかる計器を入れて、地表で0.4マイクロまで下げる。そうすれば、1メートルの高さで0.23をクリアできるんだということでやってきているわけですが、そうすると約4割減ぐらいにならなきゃいけない、地表よりも。

しかし、今飯舘村では1メートルのほうが高いところが4カ所、5カ所ある。ということは、のり面や河川あるいは山林、こういうところの放射線が影響しているんじゃないかと思われる中、私毎年歩行サーベイをやれとは言いません。線量率下がってきていますし、大体計算どおりに下がってきていると思っています、計算した中で。

ただ、こういうことはきちんと記録に残していけないと、この放射能による事故、東京電力の事故によってこういう放射能がまかれて、それがどのように低減していくか。これ日本でも初めてですし、チェルノブイリなどでもありましたけれども、チェルノブイリはソビエト崩壊するまで20年近く何の調査もできなかった。でも、飯舘はできるんです。きちんとした記録を残していくべきであるし、計算上よりも私は今低減していると思うんです。これは、自然による雨や風、特に大雨など降った場合かなり低減してきているんじゃないかと思うので、それらの動きをつかむためにも今後どこでこういう事故があるかわからないけれども、そのためにも我々被害に遭ったところでは残していくべきもの、残すのが我々の責務ではないかと思うわけでありまして、国との問題もありますでしょうけれども、国100%であるならばぜひつくっていくべきものと私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今渡邊議員おっしゃるとおり、1センチより1メートルのところが高いというのがあるということでありまして。それは、議員おっしゃるとおり周囲の放射線が影響している可能性がある、私のほうも考えているところであります。

歩行サーベイによる面的な飯舘村のデータを残すべきということでございますが、当然

これも大切な事業だと思っております。ただ、村単独事業で実施すると相当な事業費になりますので、なかなか難しいと考えております。なお、担当課のほうから来年度の概算要求までに国のほうに要求をさせていただいて、その予算がなるべくつくような方向でもっていければ、毎年できるかどうかわかりませんが、3年に1回とか2年に1回とかそのような事業が推進できるように進めてまいりたいと思います。

6番（渡邊 計君） 私もこれ、15年目あたりまでは2年に一遍ぐらいかなと、その後は3年に一遍ぐらいでも十分ではないかなと。ただし、少なくとも半減期と言われている30年後までは調べる必要があると、私このように思っているわけですが、今課長からのあれですと村単では確かにかなりの金額かかっているのはわかっております。

しかし、これはこういう記録を残すことに関しては国と直接交渉し、国100%の事業でやるべきでありますし、来年の概算要求ということですが、国の要求は8月まで追加要求できますので、ぜひそこで一度やってもらって、そこでだめだったらまた次の年の概算要求に出すと。しつこくいかないと、もう国は「出さなくてもいいんだな」という考え方されても困りますので、ぜひその辺のところはしつこくやっていただいて、ぜひとも走行サーベイではなく歩行サーベイのほうで詳しくつくっていただければ、これ興味ない人は見ないんですけども、興味あって見てみますと本当に一目瞭然自分の家がどこにあって、家の周りの山はどのくらい高いんだとか、あと地区によってはやっぱり大倉地区とかかなり低いんだなど。比曾地区・蕨平・長泥はかなり高いんだなど、これ一目瞭然で、誰が見てもわかるわけです。

ところが、今言っている今後個人線量計でやってそれを記録に残す、これ数字でしか出てこないとなると本当に一目瞭然じゃわからないし、この答弁書の中で現在150人だと。しかし、人間は移住した人を含めて1,300人いるわけです。約9分の1ぐらいしかつけていない。そして、時間当たり突発的な線量となっている場合、行動やどこの場所に行ったか聞き取りして相関関係について調べたいということになっていますけれども、これ積算データについて4カ月に1回程度専門員が利用者宅へ戸別訪問や役場の窓口でやりたいと。

例えば今6月13日、じゃあ村長2月13日どこにいましたか。2月13日、線量上がっているんです。2月13日どこに行って、どういうことしましたか。村長の場合は忙しいんで、スケジュール手帳にいっぱい書いてありますでしょうからわかりますけれども、普通の人はそこまで手帳とかに記録はしていない。そうなった場合、4カ月に1回の調査で3カ月前、4カ月前に線量がポンと高かった、じゃあそのときどこ行っていた、そんなのわかるわけないと思うんですが。それでその記録をきっちりして、行動との相関関係についての情報をお知らせして必要以上の放射線を浴びないようにするって、これ無茶な話じゃないでしょうか。せいぜい思い出しても1カ月、ただし「1カ月前の何日にどこ行った」って言われたって、覚えていませんよね。何らか特別な行事がなければ。その辺は、どのように考えているんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 個人線量計の扱いに関しましては、議員おっしゃることもあるのかなというふうには思います。ですので、基本的には村が公的に把握しておく線量の部

分と、それから個人で行動の中で把握して、なるべく被ばくを少なくするというような取り組み、それはやはり別に考える必要があるのかなというふうに思っています。

ただ、答弁の中でお話ししましたけれども、面的な歩行サーベイによる線量の確認につきましては、何年かごとに行うというような形で対応させていただきまして、まず個人の部分についてはどうしても行動の中でどこがあったのかというところを把握するには、目下のところそれしかないということがございますので、個人の方で特に線量部分について知りたいという方については、ぜひ積極的にDシャトルのほうを使っただけであればというふうに思っているところでございます。

6番（渡邊 計君） これ、4カ月に一度じゃなくて2カ月に一度ぐらいには、1カ月では大変でしょうし、せめてこの半分の2カ月に一度ぐらいであれば、どこかでポーンと上がっていても「あのときは」ってうっすら覚えもあるのかなと思うんですが、これを今の4カ月に一度を2カ月に一度にするという方向の考えはあるんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） Dシャトルを貸与するときに、例えば4カ月に一遍ということで説明をしながら、そして渡しているということでございます。ですので、全く予備知識がなくてそのDシャトルを持たせて、後で「高かったらどうだった」という形にはなりませんので、あくまでも期間中の行動はある程度記録していただく、そういったところをあわせて説明をしながら携行をしていただいているということでございますので、今のところは計画を変更する予定はございません。

6番（渡邊 計君） 今の説明だと、ある程度行動を記録しておくようにということでございますけれども、今現在150人の方利用している中で、そういうふうにつきりと行動を記録して、この放射線のデータとすり合わせてやっているという方は、何人ぐらいいますか。

復興対策課長（村山宏行君） 各個人の部分について、そこまで把握はしておりません。ただ繰り返しになりますけれども、お渡しする際に線量計の使い方、それから取り扱い、あと行動ですね。どういったところでということで、ある程度のメモ書きでもいいからつけていただく、そんな指導はしているというところでございますので、その中で対応いただければというふうに考えているところでございます。

6番（渡邊 計君） 説明だけはしていると、でも実際にそうやってすり合わせしたものはないと、そういうふうに取り取ってよろしいですね。

復興対策課長（村山宏行君） それぞれの方々の部分で、そこまでのチェックといたしますか、そこまでの把握はしておりません。

6番（渡邊 計君） ということは、この積算線量計においてはその地区の放射線量分布は全然わからず、ただ1年間の積算線量がわかるだけのものであって、年間積算線量に関してだけの記録しか残らないと、そのように受けとめてよろしいですか。

復興対策課長（村山宏行君） 個人の積算線量計につきましては、その方の個人の行動、それから被ばくの線量を知るものということでございます。地域のものという形には捉えてはございません。やはり、地域としてどのくらいの放射線量があるか、それがどのくらい低減をしたのか、そういったところにつきましては村で公表しております農地・宅地の放射線量の計測、あるいは環境省で設けておりますモニタリングポストの計測の値、そして何

年かには一遍行っております歩行サーバイメーター、あるいは航空のサーバイメーター、それから車両でのサーバイメーター、そういったところによるべきものかなというふうを考えております。

6番（渡邊 計君） 村のお知らせ版で載っている、農地・宅地に載っている。しかし、農地・宅地あれに載っているのは、各行政区で農地1ポイント、宅地1ポイントですよね。ということは広い1行政区の中で、ポイントを決める場所によって全然線量が違ってきているわけですよね。それで、あれは私はある程度の目安であると思っはいますけれども、村全体・行政区全体の放射線量の分布には全然つながっていない。

そして、今環境省のモニタリングポストの話出ましたけれども、あれちょっとパソコンで見るとおもしろいんですよ。福島県の放射線量って調べますと、県で設置したモニタリングポスト、そして村で設置したモニタリングポストそれぞれ別々に出てきて、村って押すと飯館村で設置したものが村のどこにあるか、ずっと全部全て番号打ってある。そしてその番号、「じゃあ俺のところはここだから、この番号知りたいな」ってポンと押すと、時系列でもグラフになって出てきて見れる。

ですから、いろいろ見えていますとおもしろくて、去年の秋ころでしたかね、宮内の長谷川電気さんの前でしたか、あそこの線量計が大幅に全然違う数字が出た。これも、やはりグラフで見るとポンと動いているということで、行政のほうに確認してもらったらやっぱり故障していたということで、あれ見えていますと意外と村内の放射線の分布、それから動きも見えるわけですが、それをわかっている人が何人いますかね。今航空サーバイもしています、じゃあそれほどこで見ればいいんですか。パソコン使っている人でしたらいろいろ調べもありますけれども、一般のお年寄りわかりますか。

大事なのは一目瞭然、一目で「今飯館村の線量はこうなんだ」、そういうわかるものをつくるのが大事であると。航空サーバイやっています、村のお知らせ版で数字出しています、そういうのが行政の仕事じゃない。確かに必要ですけども、もっとわかりやすい、一目瞭然になるようなものをつくっていただきたいなど、ぜひ前向きに考えていただければと。

今回の質問もう一度、時間もないんで洗い出しますと、民俗芸能については金銭的な問題があるということで、その辺のところをぜひ検討していただきたい。

運転免許自主返納につきましては、返した場合のその人の足、こういうこともあるということで、そのかわりになるものが必要だということですが、ぜひ免許を返納した人への奨励ということで、例えば道の駅で使えるような商品券、そういうものも出していただければと。そしてまた、どうしても運転したいというような人に関して、安全機能装置・事故防止装置の取り付けに関しても補助をすべきであるということ。

そして、次に放射性物質の低減について、これもやらざるを得ない、やるべきものであると思いますので、ぜひ諸問題、村だけじゃなくて森林組合などと話をしながら、実現に向けて進めていただきたい。放射線量マップについては、やはり2年に一度ぐらいずつきちっとしたものをつくっていただいて、後世に残せるような放射線の動きというか、放射線量が何年でどうなる、そういうものが一目でわかるようなものを残していただきたい。

そういうことについて、この4点を前向きに検討していただけるようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで、渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、3番 佐藤一郎君の発言を許します。

3番（佐藤一郎君） 6月定例議会に当たり、私の一般質問をいたします。きょうは3点について質問いたします。

まず、質問の1点目の1番目は、総合振興計画の策定についてご質問いたします。

ご存じのとおり、私は畜産農家です。実は今回、大規模経営拡大に当たり、当初計画より村のほうから復興加速化交付金を使って牛舎を建てていただきましたが、その他いろいろ不足の点がありましていろいろとお金がかかり、議会では村に対して計画的に支出を抑えるように言っている割には私のほうはどんどんお金がかかっております。工事期間も延びてしまったのが実際であります。この方向は、経験からすると3月議会で今年の村の予算、説明も受けましたが、私は村長初め職員の皆さんの意気込みは理解しながらも、多くのハード事業が計画どおりに進むのかどうか、心配しております。

さらに、この総合振興計画策定に当たり、国の復興期間も来年度いっぱいまで終わり、村の復興も補助事業のあり方も大きな曲がり角に来ているのではないかと感じているところでもあります。

さて、これまでも何回か村の総合計画策定については質問しておりますが、いよいよ村の計画策定に当たり、これまでの村政を振り返りながら再度計画策定についてご質問するものであります。

まず、これまでの村政を偲越ながら大きく振り返りますと、山田健一村政の特徴は道路をつくる、農業基盤を整備する、所得を上げることでした。その結果、村内の道路はほかの市町村に負けなくらい整備されましたし、水田の整備率も60%以上になったと聞いております。さらに山田村長は、昭和58年の第3次総合計画センター地区の構想を打ち出し、旧村意識をなくすよう村の中心部に現在の役場、学校統合、診療所の統合等の計画をつくったと聞いております。

次に斉藤長見村長は、平成6年9月には第4次総合計画が策定され、基本目標は「優しさと活力あふれるクオリティー・ライフいたて」とし、暮らしの質を高めることを施策の柱とし、またこのときから他の自治体では前例のない20行政区の地区別計画がつくられ、住民参加の村づくりが始まっております。

その後、現菅野村長にバトンが引き継がれ、これまでに計画された多くのことがなし遂げられ、実績を上げ、一番大切な村の基本理念も「クオリティー・ライフ」から「スローライフ」に引き継がれ、この「スロー」ではなかなか村民に理解されないので、平成16年6月には第5次総合計画で「までいライフ」ということが策定され、村づくりの基本理念となったと聞いております。これからの暮らし方の村民の羅針盤となるものと思っております。

さらに、平成23年3月の震災後の対応と、帰村に向けての対応と、帰村してからの計画として第1版から第5版までの復興計画があります。復興計画の基本理念は、帰村率も低

い、帰村は高齢者が多いとの背景に、「ネットワーク型の新しい村づくり」が基本理念として上げられていることは記憶に新しいものであります。

このごっこりとした振り返りで私が言いたいことは、これからも歴代の村長のリーダーシップはもちろんのこと、村長が変わったとしても継続性があったこと、この10年の総合計画を策定しながら、計画的に行き当たりばったりでなく、さらに将来の村のためにこつこつと人を育て、仕組みをつくり金を残して、このことが大事ではないかと思ひます。また、計画策定は歴代の総合計画を否定するのではなく、肯定した前向きな計画づくりが必要になると思ひます。

また一方では、国は来年度復興期間を終えようとして思ひます。さらに、オリンピックも終わります。オリンピックが終わった後の国の景気は、一般的に下がると言われておひます。今後、国の財布のひもはきつくなると予想されますので、補助金頼りの村財政でありますから、この時期に継続性のあるしつかりとした総合計画を立て、来年以降も計画的に国・県と向かい合うべきだと思ひますが、その考えを伺うものであります。

次に、1点目の2番ということに関連性がありますので、その振興計画の策定の具体的な進め方、日程を質問します。先ほど計画づくりは継続的で計画的にすべきとの質問をしましたが、皆さん後で第5次総合計画の中の5ページをごらんになっていただきたいと思ひます。計画の内容は、基本構想・基本計画・実施計画からなり、この村の場合は地区別計画があります。私はこの震災復興に当たり、例えば山田村政のときのように「道路をつくる」「農業基盤をつくる」「所得を上げる」と、村民にわかりやすく明確に村の目指すべき方向を打ち出すべきではないかと思ひます。

例えば、今の農政等の資料を見ると、実施計画にある各種事業が載っているだけで、それは手段であってその事業をやって農業振興に結びつけるのかを示すべきだと考えます。今、村には最高レベルのコンサルタントとアドバイザーがご存じのようについておひます。これらの村民との話し合い、各種団体との話し合いはもちろんのこと、これまで同様に菅野村長にはぐいぐい引張っていただき、今年の12月には第1回の素案を打ち出すべきと考えますが、その進め方を伺うものであります。

さらに計画策定のスピードであります、私は総合計画書は令和2年6月議会には遅くともかけるべきだと思ひておひます。そのスピードについても伺うものであります。

次に質問の2点目は、総務文教常任委員会でも所管調査をいたしました移住・定住・交流に係る「関係人口」についての質問をいたします。

総合振興計画づくりの継続性を考えると、これまで取り組んできた移住・定住・交流も入ってくるのかなと思ひますが、一方で行政区長からは「どんな人が入ってきているのか教えてほしい」とか、議員の中でもそのようなことを話された方がいらっしやいましたけれども、そういう「教えてほしい」という要望があるというふうについておひます。村は、移住・定住で村外の方をどんどん村に入れる一方で、個人情報については抑えているところもあります。行政区で、ある地域とのつながりのつくり方も課題になってきていると思ひます。さらに、一気に移住・定住に持っていくやり方も無理があるのではないかと思ひますし、段階を踏んだらいいのではないかと思ひます。

また、最近の国交省のページには、「関係人口」のことが多く載っております。これらの総合計画をつくるに当たり、1つの切り口になるのではないかと思ひ質問しますが、この「関係人口」は移住した定住人口ではなく、観光に来た交流人口でもなく、地域と多様にかかわる人口を示す言葉で、地域外の人材が地域づくりの担い手として期待されております。この考え方は、復興計画のネットワークの新しい村づくりにもつながっていますし、移住・定住の前段階として地域のつながり方について、さらには地域の担い手としてこの「関係人口」の認識について伺うものであります。

次に質問の3点目は、再三定例議会において質問しておりますごみ処理の問題についての質問をいたします。

先ほど渡邊議員の一般質問の中に、このごみ処理について質問されたようですけれども、村のごみの焼却炉建設計画があつて、後々のランニングコストを考え村は建設を中止、近隣自治体に処理をお願いするとのことでしたが、その後の状況について伺うものであります。

以上、3点について伺います。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、総合振興計画でございます。計画について2点ありますが、関連がありますので一括お答えをさせていただきます。

歴代の総合振興計画についてですが、ただいま佐藤一郎議員から詳しくお話がありましたように、昭和59年1月に策定したのが第3次総合計画でございます。キャッチコピーは「緑とふれあいの村」ということで、「住みよい生活舞台の建設」「産業の活力推進と所得の安定」「健やかで心豊かな地域づくり」というものを柱にしなが、飯館村センター地区整備を中心とした基盤整備を進めたということでもあります。

実は、2カ村合併して三十数年たつてということ、いつまでも「あちらに建てれば、こちらにまた別なもの」という話にはならないということ、山田村政が若い人たちを集めて、そこから将来どう考えればいいんだという話を、そういう委員会をつくってやったというのがこのセンター地区でございます。私もその中に入れさせていただいた1人です。きました。随分前の話でございますけれども。

それから、平成6年9月からつくられたのが第4次総合振興計画ということで、「やさしさと活力あふれるクオリティー・ライフいたて」これがキャッチコピー、こういうことになっているところであります。「クオリティー・ライフ」というのは、非常に今までにない「緑とふれあいの村」から一気に英語を使った、しかもわからない英語ということで、でもやっぱり生活の質を考えていく時代ではないかということで、これも私も齊藤長見村長のときに何人かで、まだまだ産業振興ということですが、そろそろ質のほうにということでこの「クオリティー」を進めた何人かの中の1人でしたが、なかなか「クオリティー・ライフ」がわからないということで、「クオリティー・ライフ」顕彰事業、いわゆる住民の皆さんに「こんな生き生きと生活している」という方を毎年5人ぐらいずつ表彰したと、こういう経緯がございます。

それで、この目標は「新しい農村社会の創造」と、2つ目は「潤いのある生活と環境の

創造」、3つ目として「活力ある新しい産業の創造」を施策の柱として、そこに今お話がありましたように地区別計画というのを入れて、各行政区もそれぞれやっぱり自分でできることはしてもらおう。その活力が、やっぱり村全体の活力ですよということで、地区別計画がそこに盛り込まれたと、こういうのが第4次総合振興計画であります。

そして、平成16年6月に第5次総合振興計画ということで「までいライフ」ということなんです、実はスタートは「スローライフ」でした。ところが「スローライフ」になりますと、「役場の悪いところはスローなのに、もっとスローにする気か」こういう声もあったものですから、「いや、そういうことではないんだ」ということで「までいライフ」という言葉を基本理念にしたわけであります。「感性豊かで自立心のある共育」ということを大切にすもの、「いたわり合いと支え合いの優しい笑顔と心が満ちあふれた村」、そしてまた3つ目は「体と大地の命・健康を支える循環型の村」「までいな暮らしを支える舞台や仕組みの整った村」「農的な暮らしとともに、いいたて流の産業が息づく村」「一人一人が生き方や暮らしに誇りを持ち、笑顔にあふれた村」を村の将来像として、これまで以上に自立した地域づくりをするために、もう一つのキャッチコピーとしては「任せる村づくりからかかわる村づくり」、こういうことで進めさせていただいたところであります。

次に、2点目の村民にわかりやすい目指すべき方向性をどうなんだという話であります。まさに、そのとおりであります。できるだけ、どうしてもやっぱり行政は文章を多用するわけですが、できるだけわかりやすくなるほどこういうふうに、そしてお互いに協力したり支え合ったりできるようなそういうキャッチコピーが必要なんだろうなというふうに思っております。まだ全くこれからのことでありまして、みんなで話し合っていく上で大体こういうことではないかというのが今までのつくり方だったようではありますが、場合によっては最初からやさしいキャッチコピーがあってもいいんじゃないかと、その辺今庁内でいろいろ論議されておりますので、これからにさせていただければというふうに思っております。

私としては、心の豊かさを実感できるような形に何かできないのか。あるいは、この飯館村の自然や人間のすばらしさが感じられるような、そしてまた何にでも挑戦をしたり、チャレンジをしたりすることの大切さや、あるいは人生のおもしろさみたいなものを感じるような、そんなことで小規模自治体だからできるという形をどれだけやっぱり拾っていくか、つくっていくかということではないかなと、こんなふうに思っています。

今復興の柱は何だと、こうよくマスコミや何かに言われますけれども、なかなか難しいわけでありますけれども、前の議員にも言われましたように人口が減った中で、各行政区も今までのような戸数から少ない戸数で進まなければならない。少ない人口の中で、交付税との戦いをやっていかなきゃならないとかいろいろありますから、そういう意味でやはり心の思いやりといいますか、そんなものをみんなで少しずつつくっていくとかなかなか大変ではないかとこんなふうに思っていますので、計画のスケジュールといたしましては6月中にその辺をまとめて、住民が話してくれることをまとめてくれる業者探しをさせていただいて、7月中に策定委員会専門部会をつくり議論を深めながら、令和2年8月ま

でに計画を策定し、9月定例議会において承認をいただきたいと考えておりますが、今佐藤議員は6月ぐらいにこういうことであります。早いにこしたことはないんですが、できるだけもんで皆さん方に広めてということでもありますから、うまくいけば6月かもしれませんが、最終的には9月でいかないといけないのではないかと、このように考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、ご指摘のありましたような村民にわかりやすい計画にするようにしていきたいと、このように思っているところでもあります。

次に、ごみ処理の問題にお答えをさせていただきます。

村では、現在可燃ごみについては震災によるさまざまな要因により、南相馬市での受け入れができなくなっているということでございまして、こうして住民が戻ってきているわけでありますから生活ごみが出ますので、何とかこのごみを処理するのが行政の大切な役割でありますから、環境省が今設置しております蔵平の減容化施設にフレコンバックに入れるという条件をいただいた中で、特別な形で焼却をさせていただいていると、こういうことでございます。

先ほども話がありましたように、この蔵平の焼却炉はあと2年足らずでございまして、その終期を見据えながら以前から村の一般廃棄物を受け入れていただいております南相馬市に村の現状について、私から市長さんに機会をあるごとに口頭でお願いしておりますし、かつ要望書を出したほうがいいということで、今年の3月に南相馬市長宛に提出しているところでございます。なお、南相馬市としてはできるだけ前向きにというようなことであります。事が事でございまして慎重な中にもう少し時間をいただきたいと。蔵平焼却炉の終期も十二分に知った上で、今いろいろ庁内なり、あるいは議会と進めていただいているのではないかと、このように思っているところでもあります。

その他の質問は、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、佐藤一郎議員の2番、移住・定住・交流に係る「関係人口」についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず「関係人口」とは、一般的には定住している住民と観光客のように一時的に村を訪れる人との中間に位置する方の人数、すなわち飯舘村にかかわりのある方、関心のある方、地域内に何らかのツールを持っている方の人数をあらゆる言葉と認識しているところでございます。飯舘村においても、「関係人口」という点では約2万3,000人のふるさと納税者、約300人のふるさと住民、約25万人の村ホームページ等閲覧者などを含めると、約30万人余りの方々に村とのかかわりをいただいているというふうに認識しているところでございます。そのほか「までい大使」、福島大学や東京大学などの協定を締結している大学の学生、「日本で最も美しい村」連合加盟自治体や企業など、飯舘村に関係をしている方々、思いを寄せていただいている方が多数おられるという認識をしております。

その方々への村の情報や交流する機会を多く創出し、より深い関係を築き、飯舘村の担い手不足解消、定住人口の増加に今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時0分です。

（午後 2時40分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 3時00分）

3番（佐藤一郎君） 今まで3点についての答弁をいただきました。その中で、1番目・2番目の質問の再質問をまとめてしたいと思います。

総合振興計画策定に当たり、村民を集めて「どうしますか」ではなく、例えばA Iによる「社会はどうなるの」「農業はどっちのほうを向いているの」「医療・介護・福祉の方向は」と、各分野の講師を呼んで最新の勉強会・研修会をすることを要望したいと思います。

村は原発災害を受けて、時計がとまったかのような状態になりました。世の中は、日進月歩進んでいます。それに計画づくりのようですが、計画づくりは1人・2人の考えでまとめるのではなく、多くの村民の共通理解が大事だと思います。その勉強会の後の村民の意見はもちろん大事ですが、ゆくゆくは村民と職員の人づくりにもつながってくると思います。そして後々、策定にかかわった先生方とのつながりを築くことになろうかと思えます。

この振興計画策定の進め方について、再度村の考えを伺うものであります。

総務課長（高橋正文君） 佐藤一郎議員から歴代の計画を肯定した計画をつくっていただきたいという内容でございますが、そのつくり方ということでございますが、3次総・4次総・5次総とほぼ同様組織といたしますか、まず策定審議会というものを予定しております。あともう一つが、計画策定委員会です。あともう一つは、今ほど一郎議員からありましたように専門の部会、これを4つの部会ですね、今ほどあったように各分野に分けた。今考えているのは、1つは防災・建設、福祉・健康、これはこれから詳細を詰めてまいります。福祉・健康というものも頭に入れております。あとは産業・観光・移住関連の部会、あとは教育・文化部会と、現段階では4つほどの部会の設置を考えております。

あと、今研修会というご質問ございましたが、その部会によって一郎議員からあったように大学の先生も入っていただいてその4つの部会、これにも住民も入っていただきます。職員も入る予定をしております。その4つの部会を通じて、研修も行う。先進事例の研修であるとか、いろいろな講師を呼んだ研修であるとか、そのような研修も予定しております。あわせて、その後村民の意見を聞くような、懇談会になるかどうかわかりませんが、意向調査・アンケート調査も予定しています。

ただこれから発注になるわけですので、詳細は今後また事務局のほうで詰めて発注するようになりますが、大まかな概要でありますがこのような進め方でよりよい計画をつくってまいりたいと考えておるところでございます。

3番（佐藤一郎君） 私が一般質問において3点ほど質問いたしまして、まずそれぞれの策定

計画なり、5年間でありますがしっかりと計画づくりを、本当に素晴らしい計画を私たち議員も望んでおりますので執行していただきたいと思います。

またごみの問題、何度も何度も質問しましたが、一応村民も将来的には心配する事柄になるかと思っておりますので、この辺も進めていただきたいと思っております。また移住・定住に当たっては、私も所管調査した時点におきましては、施策がまだまだなのかなというふうに感じておりますので、そこら辺のところもしっかりと村の執行をお願いしたいというか、執行していただきたいと思っておりますので。

これで、私の一般質問を以上で終わります。ありがとうございます。

議長（菅野新一君） これで佐藤一郎君の一般質問を終わります。

続いて、9番 相良 弘君の発言を許します。

9番（相良 弘君） 暑い暑い5月も過ぎまして、涼しい6月というか寒いぐらいの6月になりました。

それでは、私から3点ほど質問させていただきます。

1番目は、働き方改革に伴う村の対応についてであります。働き方改革はさまざまな改革があるが、村ではどのような改革を実施しようとしているのか伺うものであります。

2番目は、連休にかかわる「までい館」の対応についてであります。日本では、史上初と言われる10連休がありました。村では「までい館」での受け入れ、対応についてどのような方法をとったのか。10連休の入り込み数、イベントの開催について伺うものであります。

3点目は、帰村者の村内交通対策についてであります。過般の一般質問において、デマンド交通導入について質問しましたが、その折の回答としては国並びに県とも相談の上、飯館村民にとって何がよい方法か検討したいということでした。また、近隣のデマンド交通導入市町村に研修するとのことでしたが、その経過と福祉バス運行についての経緯について伺います。

以上3点でございます。

村長（菅野典雄君） 9番 相良 弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の働き方改革に伴う村の対応ということでございます。ご存じのとおり、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律というものが、昨年の7月に公布されまして、民間労働者だけではなく国家公務員及び地方公務員にも長時間労働の上限規制等が導入され、本年4月から施行されることになったところでございます。

本村でも、本年3月の第2回定例議会で関係議案を上げまして可決されているところでありますが、内容は超過勤務命令の上限時間として、原則1カ月45時間以下かつ1年について360時間以下が1つであります。2つ目は、他律的な業務の比重が高い部署に勤務する職員に対しては、1カ月について100時間未満かつ1年について720時間以下、ただし大規模な災害とか緊急性の高い業務への対応は、上限時間を超えて超過勤務を命ずることができる、こういうことでもあります。3つ目は、1カ月100時間以上または2カ月から6カ月平均で80時間を超えて超過勤務時間を行った職員に対して、産業医による面接指導を行うなどの健康確保措置の強化を行うというものです。4つ目、年5日の年次有給休暇の取

得の義務づけなどがあります。

これらを踏まえて、本村でも事務事業の工夫や見直しを行い、ノー残業デイの設定や、特定の職員に超過勤務の偏ることのないよう課内で調整するなど、できる限り超過勤務命令の上限を超さないよう取り組んでいるところであります。さらには、長時間労働を減らす働き方を目指しながら、あわせて年次有給休暇の取得しやすい職場環境づくりを進め、職員の健康管理に十分留意してまいりたいと考えているところであります。

「までい館」の10連休、どうなのかというご質問でございます。道の駅「までい館」は、毎週水曜日が定休日となっておりますが、この10連休中は水曜日にも休まずに営業したところでございます。4月27日から5月6日までの10日間のレジ客数は、道の駅とコンビニエンスストアを合わせて6,140人、売上額は940万円となっているところであります。連休中、村内外から多くの皆さんにご来店いただきました。

次にイベント関係ですが、館内の多目的コーナーでは4月28日から29日に地元の「までい工房美彩恋人」が「凍み餅」の試食販売を行ったほか、「いいたて雪っ娘」の蒸しパンや「みそじゃがいも」を販売しました。5月1日には新元号、新しい年になっての令和を記念しまして、先着50名様に村産のお米1キログラム、普通ですと410円のところ300円で販売して、大変好評をいただいたということもあります。また、毎月道の駅「までい館」では多目的コーナーにおいて水産加工品や大豆加工品など対面での試食販売をしておりますし、イベント広場ではこれからですが、8月に商工会主催の「いいたて夏祭り」や「ハンドメイド・クラフト市」などを実施し、道の駅「までい館」への誘客を図る目的でいろいろ考えていきたい、開催していきたいと、このように思っております。

「までい館」においても、引き続き自主イベントなどを開催し、交流人口による売り上げの増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

他の質問は、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、9番相良議員の帰村者の村内交通対策について答弁いたします。

デマンド交通は、帰村高齢者の交通手段を確保し、村内での医療・買い物、村外への旅行など暮らしの利便性の向上を図り、村民の帰還促進を図ることが目的となります。しかしながら、需要と供給・費用対効果などさまざまな観点から国並びに県とも相談の上検討しておりますが、当面福島交通が医大経由となり、一步前進したところであります。引き続き、村民からの意見には「村外各停留所でも下車できるよう検討してほしい」旨の要望があり、県並びに運行業者と協議を続けてまいります。

次に、近隣のデマンド交通導入市町村の件でございますが、近隣の市町村自治体の研修は実施しておりません。しかしながら、南相馬市のジャンボタクシーや浪江町のデマンドタクシーが運行を再開しており、自宅から公共施設または店舗を結ぶ高齢者の足となり、運行していると聞いております。これらを参考に、本村においてもデマンドタクシー運行などで利用者が行きたい時間に行ける、帰りたいときに帰れるといった交通体系の整備を早急に検討してまいります。

次に、福祉バス運行についての経緯についてでございますが、基本的には震災以前に運行

していたコミュニティーバス路線を維持しながら1年をかけて聞き取り調査を実施し、修正したものが現在の村内を巡回しているコミュニティーバスの運行経路となっております。運行して1カ月ほど経過しましたが、いいたてクリニックや「までい館」など村民の足の確保としてスタートしたところであり、運行状況と利用者の声を聞きながらより利用しやすいコミュニティーバスの運行に向けて検討しているところであります。また、現在の利用者数を見ますと、バスではなく乗用車やワゴン車での対応のほうが小回りがきき、玄関から目的地まで行けるのかなという部分で、効率がよいのではないかと思いますので、次年度に向けて検討してまいります。

私からは以上であります。

9番（相良 弘君） 働き方改革の件ですけれども、働き方改革は過労死がきっかけだと言われております。村でもこのような対応をしたということですからけれども、この働き方改革で超過勤務時間が制限され、そのために業務に支障が出るという心配をしているんですけれども、その心配はありませんか。

総務課長（高橋正文君） 超過勤務が制限されて、業務に支障はないかということですが、超過勤務は月で45時間に抑えるということですが、超過勤務をしなくて、業務に支障が出たのでは本末転倒になってしまいますので、まず一番は相良議員おっしゃったように、職員の確保というのが一番の目標でやっております。あとは、2つ目には月45時間以下の超勤に抑えるということですが、職員の中では45時間を4月・5月で上回った職員が何名かおりますけれども、昨年よりは時間数は下回っているということでございます。

業務に支障はないかということですが、4月1日の人事異動で昨年度以前超過勤務の多い職場には人員の配置の増員を行っております。それによっても、超勤が昨年よりも下回っているのかなという感じはしております。また、先ほど答弁にもございましたが、課内で超過勤務が一部の職員に偏らないように事務の平準化を図っている。管理職の事務を見て、1人の方に偏らないような平準化もあわせて行っているということで、この改革によって事務が滞ったりしないように取り組んでいくということが大前提です。

9番（相良 弘君） 働き方改革については、そのほかさまざまあるんですけれども、村では超過勤務を制限しただけなのか。例えば、副業が緩和されているんですよね。その辺は村では考えないのか、また考えていけば制限いろいろ決めたのかどうか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 現在超過勤務は制限というか、「45時間になったからやめなさい」という制限はまだかけておりません。ただその時間数、事業量を見て、その結果調整をしていくということにさせていただいております。

あと副業ということですが、地方公務員法ではまだ考えておりません。一番、銀行等で副業を認めるというような報道等がされておりますが、村としては副業の件については現在は検討はしておりません。これは、地方公務員法・国家公務員法によりますので、村で検討するというよりは国で検討するということになると思います。

9番（相良 弘君） 働き方改革では、そのほかにこの超過勤務の制限だけだということですね。

次の質問に移ります。「までい館」の10連休の対応ですけれども、いろいろイベントをやったようにありますけれども、これのPR方法はどうしたのかお伺いします。

復興対策課長（村山宏行君） 取り組みにつきまして、「までい館」での店頭のみということでありまして、大規模に村の広報を使ってというようなことでの取り組みには至っておりませんでした。

9番（相良 弘君） PR方法については、震災前と震災後では大分違っていいのかなと。例えば震災前は、ほとんど村内にPRすればよかった。ところが、現在は今帰村している村民は約2割程度、そうすると主に交流事業の観点もありますから、近隣の町村に向けてPRすればいいのかなと。例えばインターネットだとか、私は一番効果があるのは新聞折り込み広告ではないかと。例えば、南相馬市・川俣町あたりに新聞広告をしたほうがよいのではないかというふうに思っております。

人を集めるには、イベントというのは大変大きな要素があると思うんですけれども、イベントは必ずしも大がかりな舞台装置とか、あるいは音響設備を整えるというものじゃなくて、ここに報告あったような何しろにぎわいを見せて、お客に来てもらえばいいわけですから、それでいいと思うんですけれども。ただちょっと心配なことは、例えば話題になっている、今年は福島県が7年連続金賞を受賞しましたね、日本酒の。それは22銘柄なんですよ。そのうち1つでも2つでも、飯舘村なり「までい館」では交渉したのかどうか。そうすれば、大変大きなインパクトがあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 私もそのことを思って、酒屋さんの組合に話をしたんですが、条件があって「飯舘の酒は基準に当てはまらないので、出せないんです」って言われました。出すにはいろいろ条件があって、飯舘の大吟醸なり「おこし酒」は喜多方の大和川酒造かな、つくってもらっているんですが、米の問題とかいろいろきめ細やかな基準があって、酒店の組合長さんにそう言われましたので、できるのにはなかなかちょっと難しい面、品評会、鑑評会っていうのかな、鑑評会に出すのが難しいということでした。

9番（相良 弘君） 今の答弁は、ちょっと勘違いしているんじゃないかと思うんですけれども。私が言いたいのは、22銘柄のうち1銘柄でも2つの銘柄でもいいから、10連休期間中あそこで販売できないかという、酒の免許は持っているはずですから、その販売については何ら心配ないと思って言ったわけですけれども、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） よく質問の内容を把握しないでお答えして、申しわけありませんでした。それはできると思いますので、交渉をこれからしてみたいと思います。今店に、道の駅にもよその酒も結構置いてありますから、売れ筋のいいのと余りよくないのがあって、よくないのはすぐ別の酒に変えて置いているようですから、金賞取ったお酒も多分売り上げはいいと思いますので、申しわけありませんでした。

9番（相良 弘君） そういうことで、私はこの道の駅でいろいろなイベントやっているんですけれども、1つもピンとこないんですよ。早く言えば、あの道の駅の場所は飯舘村で言えば一等地です。県道の側にあって、そこで何でのぼりを立てないのか。私、例え話で言いますと、食事するときに主食と副食ありますね。今のイベントをやったのは、副食だけなんですよ、主食がないの。主食があって、初めて副食があるわけですから、主食を大い

にPRすれば副食も何とかさまになるんですよ。

でありますので、私は今回のせっかくの10連休は、ほかの町村では血眼になって誘客に懸命です。飯館村をちょっと見ますと、それが感じられないんですよ。私は、のぼりを立てるなり新聞折り込みをするなり何かをやる、必ず金のかかるやつじゃなくてもいいですから、そんなことをやったらどうかな、やってほしいなど。これから連休はお盆にかけてもありますし、あとは年末年始もあるわけですよ、何連休って。そのことを踏まえて、何とかならないかなって私は思うんですけども、この考えについて村長からの率直な意見を伺いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 大変道の駅についてご心配いただきまして、本当にありがとうございます。随分、以前から比べますといろいろやってはいるんですが、そういうやはり外野の声・目というのは非常にこれから大切でありますし、どうしていわゆる一般の人たちの心をとらえるか、こういうことになりますと今までとはまた違った発想が必要なんだろうと、このように思っておりますので、のぼりにしろその他にしろもうちょっと道の駅などを勉強させていただきながら、いいものはどしどしとやっていきたいと、このように思っているところあります。

ありがとうございます。

9番（相良 弘君） 私は、道の駅の増資については賛成した1人の議員でありますので、何か心配してそれを申し上げた次第でございます。

次に、デマンド交通の件ですけれども、6月1日現在居住者といいますか、それ1,321人だと。その中で、お尋ねしたいのは65歳以上の高齢者、それが何人いて、割合は何%ぐらいなのかお聞きしたいと思います。

住民課長（石井秀徳君） 6月1日現在の帰村者の人数でございますが、先ほど渡邊 計議員の資料提出のほうで議会のほうに提出させていただいておりますけれども、今のところ10歳刻みの数字しか捉えておりません。60歳以上の方の帰村率としましては、72.7%というふうなことで捉えているところでございます。ちょっと小刻みな部分で今のところ集計しておりませんでしたので、今後65歳以上の数字も反映できるように調査したいというふうに考えております。

9番（相良 弘君） その人口の割合については、今後ますます帰村者はふえると思うんですけども、割合はそう変わらないのではないかと思って質問したわけですけれども。その質問の中で、研修はしなかったと。前の議題のときには、研修しますという答弁だったんですけども、していなかったということはもう検討するテーブルにも上がらなかったのかと思って、がっかりしている次第でございますけれども。まあ費用対効果の予算もありますし、いろいろあると思うんですけども。

1つお伺いしたいのは、私最近ちょっと体調崩しまして、いいたてクリニックのほうに行っただですよ。3回ほど行きましたかね。そして、午前中の早い時間だったんですけども、そこには8人ほど高齢者の方がクリニックに来ておりました。1人か2人は、車椅子の方もいたんですね。その中の1人のおばあちゃんに私声かけられたんですよ。「きょうは3人でここに来たんだ」「隣の父ちゃんに送ってもらってきたんだ」と。それで、私

言ったんですよ。「福祉バスとかコミュニティーバスあるでしょう」って言ったの。そうしたら、そのおばあちゃん何と言うかと思ったら、「私は足が痛くて、そのバスのとまるところまで行けないんだ」という話なんです。それで、「しようがないから、隣のお父さんに乗用車で送ってもらってきました」と。

これらは、デマンド交通も村のほうでは大分認識していると思うんですが、私はそういう人がどんどんこれからふえるばかりじゃないかと。そのときに、そのままにしているのかなと。「早急に検討してまいります」という回答だったんですけども、こういう人たちについての対応について、今後どうするのかをお願いします。

健康福祉課長（細川 亨君） 答弁書の最後のほうでお話しはしてあるんですが、やはりバスだと乗りおりがなかなか高齢者の場合は難しいという状況は、私も認識しております。そういうふうな中で、なるべく乗用車、ワゴン車、そういうものを使いながら、なるべく乗降に支障がないようなそういうふうな状況で、玄関から目的地まで運びたいなど。そのようなデマンド交通を考えていきたいということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 補足しますが、デマンド交通は飯舘村のようにどこにでも人が住んでいるというところは、全く採算性も合わなくて、よそのほうの事例で申し上げますとそういうことだと思います。

それで、デマンド交通ではなくて、今ある村の持っている公用バスがあるんですが、公用バスっていうか、患者バスかな。それは今のように特定のところ、そこまで歩いてこないと乗れないという、今のように「足が悪くて、家まで来てもらわない」という人がいますので、それはデマンド交通ではなくて村の交通の運行体制の中で、何台になるかわかりません。今は運転手さん2台、患者バス動いているんですが、それを緊急の場合と予約できる場合と、これあるかもわかりません。緊急の場合はなかなか難しいかもしれませんが、予約みたいな形で何月何日は診療所とかあるいは買い物とか、そういうところで巡回して用が足せるようなそういうシステムが、村内だから限りがありますけれども、台数もね。そういう形のほうがいいのかないかなというふうに思っています。

デマンドは、やっぱり受け付けして配車して何だかんだって物すごく費用がかかって、バス運行するよりもはるかに経費がかかるみたいなんです。それで、効率性の悪いところはデマンド交通はちょっと無理だというのが、よそのほうの山間地のデマンドなんです。ですから、それよりは今の村の公用車をうまく、今のような予約制とか、緊急の場合は救急車というのもあると思いますけれども、そうでないところはそういう2台をうまく使って、前日までというか二、三日前までに予約みたいな形で運行すれば、かなりそういう。

どうしようもない人いるんですね、運転できなくて。そういうのもいますから、そういう人のためには当面今のような運行体制を敷いたほうが、助かる人も多いのかなというふうな気がしています。

9番（相良 弘君） 私は、別にデマンド交通にこだわっているわけではないんですけども、今副村長が答えたのが私がお願いしているというか、同じことなんです。ただ、予約制度

でどこどこ回ると。私が研修に行かなかったのかと言ったのは、村ではこれから検討するんだらうと思うんですけども、デマンド交通は乗り合いタクシーなんですよ。そのために、「あの人と乗ると、匂いがきつくていやだ」とか、いろいろ苦情というかお客さん同士であるもんですから、今やっているデマンド交通の研修に行ったかなと思ったんですけども、今副村長が考えているようなあれであればほぼ同じですので、これから足の悪い人やいろいろなこと出てくると思うんで、村民のためにそれがあつたほうがいいんじゃないかなと、私は思って質問したわけです。

これで私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） 相良 弘君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

#### ◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後3時40分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月13日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅野 新一

同 会議録署名議員

高橋 和幸

同 会議録署名議員

渡邊 計

同 会議録署名議員

佐藤 八郎

令和元年6月14日

令和元年第5回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和元年第5回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和元年6月14日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年6月14日 午前10時00分				
	閉議	令和元年6月14日 午後 3時47分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	9番 相良 弘		1番 佐藤健太		2番 長正利一	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 来海裕一	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川 亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤 哲	○
	教育課長	三瓶 真	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	高橋賢治	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	農業委員会 局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東 利	○
	選挙管理委員 書記	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年6月14日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～8番）
- 日程第 3 令和元年 請願第2号

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、総務文教常任委員長から令和元年請願第2号の審査結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 相良 弘君、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に続き、通告順に発言を許します。

2番 長正利一君。

2番（長正利一君） 皆さん、おはようございます。

きのうから引き続き一般質問ということで、議員になって朝一番の当番ということで、大変緊張しておりますけれども、ひとつ意義ある一般質問にしていきたいと思っておりますので、明快な回答をお願いしたいと思います。

帰村宣言から2年目になりましたけれども、飯舘村、私はこよなく愛する一人でございます。解除後、お前が戻らなくて誰が戻るんだという提案をいただきまして、自分がこの村に住む以上は村と一緒にもとの飯舘村をつくり上げていかなければならない一人なのかなということで心を新たにしていち早く飯舘村で生活している一人でございます。そうした中で解除をしたということになれば人間として、村民として最低の生活ができる状態でもとの飯舘村を目指すべきであろうと思っている。予期せぬ震災から非常に我々目に見えない放射能との戦いをしてきましたけれども、まだまだ復興には道半ばと私は思っております。里山で暮らす飯舘村で自然の恵みで幼いころから育ってきた自分にとって、その恩恵が受けられない自分にとって一部情けない部分ありますけれども、私は前に一歩一歩進めていくしかないという思いで議員にもなりましたし、そういう思いでこれから村づくりをし、さらには日本の地図から飯舘村が消えることなく後世にこのすばらしい村をつないでいく責任があるのではないかと考えています。そうした観点から、今回地域の皆さんとお話をする機会もありまして、何を今望むのかということで間近にそういう思いを受

けて今回この一般質問の席に立たせていただいているわけでございますけれども、いつかはやるにしても、急を要するもの、これは真剣に取り組んでいかないと飯館村の帰村率、さらには帰村年齢構成を見ますと本当に60歳以上の方であらかた構成をしている。100歳人生と言われますけれども、みんながみんな太鼓判を押されて100歳まで生きられるということになれば、そう急ぐ必要はないかと思えますけれども、人の命、寿命というのは基本的には誰もわからない。そのときで終われば全うしたという評価になろうかと。その急ぐべきものについては、今回私質問させていただく3点のことについてでございます。

まず、今飯館村に来て固定電話を使用している方というのは私も含めてそうないと思えます。このような震災がなければ、おじいさんおばあさんも含め幼稚園児も含めて今携帯電話持っている時代でございまして、そういう非常事態のときにいつでも連絡がつくような形で世の流れで普及をした。そういう中で、飯館村に戻って私は自分のところが通じておりましたからそんなに通じないところはないんだろうと思っていましたけれども、いかんせん、戻ってはきたが電話が通じない。電話を受けようとすれば30メートル、50メートルぐらい行かないと電話が通じない。そういう現状が、そういう民家が何軒か戻ってきている中でそういう事態があるということでございます。そういうことで、まず携帯電話の不通話地域が帰村している集落で何か所あるのか。そして、この解消に向けて村はどのような計画を持ってそういう村民に対してのお示しをしているのかお伺いしたいと考えております。

2点目でございます。飯館村で今事業を営んでいる部分については、なかなか村民が戻らない状況で店舗を営むという部分については大変苦しい部分があるかと思えます。今除染関係も含めてその車両等については結構な台数、さらには村内の給油所以外にも川俣のほうから隣接する市町村のほうからローリータンクも来ておりますけれども、そういう以外で飯館村には3カ所のスタンドがあります。そういう車両関係以外で飯館村で給油する車両というのはそう多くはございません。基本的には体力のある人から頼まれて事業を起こしているわけでございますので、割に合わなければそこで店じまいすればそれで終わりでございますけれども、こういう飯館村、人が少ない中で地域に貢献する部分、特にスタンド、全国的には3カ所以下のスタンドが往々にしてある。さらには1カ所もないところもある。そういうこの広大な飯館村で生活するのにまず何が困るという部分では、スーパーがない、さらには電話も通じないところがある。さらには今の部分ではスタンドありますけれども、このスタンドがなくなった場合どうするのかなど。なくなってからでは遅いわけでございます。そうした観点から、頼るのはこの村が保有する公用車、そしてこの公用車等給油を要する車両はどのような条件でこの3カ所に給油を指示しているのか。その点についてお伺いしたいと思っております。

あと、3点目でございますけれども、おかえりなさい補助金等については本当に引っ越し費用ということで飯館村が独自に提案して、村民の帰村に対する一つの起爆剤にもなっていると私は理解しておりますけれども、このおかえりなさい補助金の条件がどのような要件をもってその20万円の支給をしているか。令和元年度の予算では100件ほど計上しておりますけれども、そういう今この前の広報では500件という中で広報に載った方もおりま

すけれども、私は100件ぐらいの予算で大丈夫なのか。もらっている方、もらっていない方、32年度で今年いっぱい来年の3月で基本的には多分にしてこの補助がなくなると聞いておりますけれども、それでいいのか。1人でも多く飯舘村に戻る、戻る予定がある、そう何年もとはいきませんけれども、1年ぐらいの延長して1人でも多くの村民を呼び戻していただいて、安心して店舗を構えられるような、商売が成り立つような村づくりも必要ではないかと私は思っています。そういう中ではどのような基準でこのような補助金を支給しているのか、その3点についてお伺いをするものでございます。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま3点ということがありましたが、私のほうからはおかえりなさい補助金についてお答えさせていただいて、あと副村長なり担当課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

1番と2番、関連がございますので一括お答えさせていただきますが、おかえりなさい補助金というのはこれから避難解除になって村民が帰っていただくときに6年、7年という長い避難生活の中ではかなり荷物も多くなって、村に引っ越してこられるのにはなかなか大変だろうとこういうことで、村独自の基金からおかえりなさい補助金という名前を使って引っ越し費用ということで出させていただいたところであります。6月12日現在、516件の申請があり、うち6月10日現在で511件、1億200万円ほどになっているところでございます。

次に、補助金交付の基準でございますが、おかえりない補助金交付要綱は定めておりますが、村の基金でございますので、補助事業でもございませんので、できるだけ柔軟にやっていくことが大切ではないか。皆さん方が使いやすい形で、あるいは申請しやすい形でやるのが大切ではないか、このような形でつくられておるところであります。基本的には平成28年7月1日から今のところ令和2年3月31日までの期間内に移転が完了しているということでもありますけれども、要件としては避難先の住所から飯舘村のところに住所を確実に変更したということが要件として1つあります。それから滞納がないことというのは、これも当たり前でございますが、それからもう一つはダブルはだめよということがあります。誰か1件でお使いになれば、次の人が帰ってきたからまたお願いしますという形にはなりません。そのような形で大変緩やかな中で、でもきちんとした中で交付をさせていただいているということでもあります。ただいま1年延長というお話もございましたが、全く貴重な財源から1億円、そしてまた今年度も2,000万円ほど予算をとっておりますので、かなり大変だなという状況であります。でも、これも村民のためということではありますが、一応今年度、もう避難解除になって3年が終了ということではありますが、その後、1年延長ということがいいのかどうか住民の帰村の状況などを見ながらということですが、今のところは今年度いっぱいということで皆さん方のそれぞれの判断を仰ぐことが大切ではないかとこのように考えての本年度までということで、今のところさせていただいているところでございます。

その他はそれぞれからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは1項目めの携帯電話不通話地域解消について2点ご質問いた  
だいておりますが、関連がございますのであわせてお答えをいたします。

まず1点目の不通話地域は何カ所あるのかということですが、村内行政区の携帯  
電話不通話地域の調査については、平成30年度に各行政区長さんをお願いをし実施をいた  
しました。20行政区のうち不通話世帯のある行政区は10行政区、290世帯です。帰還困難  
区域の長泥行政区を除くと9行政区で215世帯となっております。

次に今後の取り組みでございますが、福島県に対しては4月までに行政区での調査結果  
を報告しております。この10行政区290世帯です。今後、福島県から携帯電話事業者各社  
に不通話地域改善の要望をすることにしております。また、国に対しては5月末に東北総  
合通信局福島復興局に対し不通話地域解消に向けた財政支援と携帯電話事業者への働き  
かけを要望してきたところでございます。さらに、携帯電話事業者に対しては5月中に行  
政区での調査結果を提出をしまして、不通話の改善に向けた要望を行っております。なお、  
今年度中に小宮行政区の夏井地区、ここには7世帯ほどあるんですがKDDI、いわゆる  
a uが基地局を1基設置することが決定をしております。その他、いっぱい不通話のとこ  
ろがあるんですが、今後も継続して不通話地域解消に向け国あるいは県と連携をしながら、  
どれだけ解消できるかわかりませんが、ある程度戸数がまとまっていなくて採算性  
の問題でなかなか業者の取り組みできないということもありますので、そういうまとまっ  
て10世帯前後の不通話のところ、そういうところがあればできるだけ早目に業者に要望し  
て、基地、その辺を取り組んでまいりたいとこんなふうに思っております。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは2項目めの公用車の燃料補給スタンドはどのように決めて  
いるのかというご質問にお答えさせていただきます。2点について、関連がございますの  
で2の1、2の2をまとめてお答えさせていただきたいと思っております。

まず質問の2の1、公用車の保有台数についてでございますが、現在村では公用車の保  
有台数は普通自動車及び軽自動車が36台、消防車、積載車と消防関係車両が22台、バスが  
スクールバス等でございますが11台、トラックや特殊用途車等が32台あり、全体で101台  
を保有している状況でございます。村では常に定期的に給油を必要とする普通乗用車や軽  
自動車の36台、スクールバスや特殊用途車の22台を含め58台という状況でございます。

続いて質問の2の2、給油指定業者はどのような要件が必要かということについてお答  
えいたします。公用車の燃料補給については基本的には村内の給油所から購入することと  
しております。要件については特には定めておりませんが、村内の納入業者と村と石油製  
品の納入方法や単価等について、年度当初に単価の契約を取り交わした業者さんから購入  
しているという状況でございます。なお、村内には給油所が3店舗、3事業所ございま  
すので、ガソリン等の単価が同じであれば公用車の給油についてはできるだけバランスを考  
え対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

2番（長正利一君） 移動時間が増えるということもありますので、この前、議会改革の中で  
このステージもよからうということで誰も使う人おりませんでしたので、この席から再質

問をさせていただきたいと思います。

回答いただきました。大体内容はわかりますけれども、余りにも時間が多くありますので、若干再質問をさせていただきたいと思っております。

まず携帯電話、行政区長を通じて調査をした。ある程度の戸数がないと採算性のことからそう簡単にはいかない、それは理解できます。私が危惧するのはこの調査をした、自分のエリアがいつごろ予定として、相手がありますからいつと言われてもとなろうかかもしれませんけれども、先が見えない中で行った来た行かないという、例えばそれぐらいの話があれば住民のほうも固定電話の復活も含めて対応するかもしれませんけれども、このような住民への周知についてはどのようにしているのかお伺いしたい。

副村長(門馬伸市君) 昨年区長さんを通じて調査をしていただきましたので、とりあえず今年、先ほどお答えしましたように夏井地区1カ所は業者でやっていただけとなりました。その他については今後業者のほうと詰めていかなければならないと思いますが、いずれ入らないところの調査をしたわけですので、その結果については今後まだ不透明なところいっぱいありますので、どの時点でその話をすればいいのかというのがあります。最初からここは無理だとかという話もなかなかできにくいこともありますので。あともう一つは、基地局は無理でも増幅器というのかな、ちょっと電波を吸収するようなそういう機器もあるとは聞いています。でも、それがどれだけ有効かというのは余り取りつけした人からすれば有効、そんなにも電波が強くなるということでもないみたいな話もありますので、その辺のところを携帯電話の機種によっても入ったり入らなかったりするということも聞いていますし、あるいは今結構新しく家建てたり改修しているところは二重サッシとかトリプルガラスになって、それが遮蔽というのかな、電波を遮断して入りにくいということも聞いています。そんなこともあって、もう少し調査してどういう対応ができるのかできないのかも含めて、余りそう遠くない時期に調査をした結果、いつごろになるというのはなかなか難しいかもしれませんが、それなりの回答はしたいなとこんなふうに思っております。

2番(長正利一君) 当事者になれば携帯を持っている、でもよそに行けば使えますけれども、自分が住をなす飯館村で用を足せないでは困る。私その中で先行きが不透明な部分あって、今副村長がおっしゃった増幅器も使えば解消できるのかという部分もいろいろ案として伺ったわけでございますけれども、これは例えばこの解消できるまでの期間、例えば固定電話を再開したということになればその方について、その地区の方についてせめて基本料金ぐらひは補助をして当面の間のいでいただくとか、そういう方策もいいのかなということで提案したいと思っております。村が一生懸命やっている、これは私は痛感しています。でも、村民から頑張っている、我々のために村は頑張っていると同じ頑張ったにしてもそういう声をいち早く聞きたい。戻ってきてよかったという声を聞いて、飯館村の再生に輪を広げていきたいなと私は思っています。やってもだめなんだ、いつかはやるんであろうということになって、お互いに村民が投げやりになって何の声も聞こえなくなってしまったのではこの村が寂れてしまうのではないかと思います。そのような提案もしまして、ひとつ住民の方への周知、できないならできないでそれはしようがないです。でも、何度も言いますけれどもその対象者については見通しぐらいあってもよからうと思っておりますので、

ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、2番目の公用車の燃料補給について、スタンドについて今総務課長から回答ありましたけれども、この回答を見ますと補給は村内の給油所から購入するとしている、要件については特に定めない。村内の納入業者と村とで石油製品の納入方法や単価について年度当初契約を交わすということでございますけれども、極端に値段が、単価が違うから、例えばAのスタンドには入らないとかCのスタンドには入らない、そういうお互いに商売していますから基本的には村の税金を使ってやるわけですから、価格が安い、安くてもやっているとところを指名するのが当然でございますけれども、ただ、冒頭に私申し上げましたけれども、村内でそんなに大きな差はなかろう。公用車が保有する村が村内の企業を守るという観点からもある程度そういう割り振りがあってもいいような思いをしますけれども、この件についてできるだけバランスを考えるということで回答を得ていますのでそれで結構でございますが、再度コメントをいただきたい。

総務課長（高橋正文君） 今村内3社の単価等についてご質問いただきました。その村内業者3社の単価については一律同様ではなく、若干は差異があります。そう大きな金額ではありませんが、少し単価については違うということで年度当初の単価契約をしております。今長正議員からおっしゃられた企業支援、事業者支援という観点からも、経費節減の観点から申し上げますと一番安い事業所から入れろというのが基本ではありますけれども、3社ということでございますので、割り振りということでもありますので、均等に3等分というわけにはなかなかいかないとは思いますが、庁内で調整して給油事業所を公用車ごとに割り振るということを検討して、できる限り、まるっきり3等分というわけにはいかないと思ひますが、そのような考えで今後検討して進めていきたいと思ひております。

2番（長正利一君） 本当に物差しではかったようにこうしろと私は申し上げるべきではないと思ひますが、基本的にはそういう、これからの飯館村の行く末を考えますとこういう生活になくなくてはならない業種でございますので、村がある程度の援助をして村民に負担をかけないような応援をしていただきたいと思ひます。そんなことで、ひとつ期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、おかえりなさい補助金については相当の1億円の金をかけてきた。本当にいい提案をしていただいて500件を超える、さらには今回100件の追加をしていますけれども、決めは決めて結構でございますけれども、一番危惧するのは、形だけで20万円をいただいて引越しました、帰村しましたというのは、それは当然要綱にのっとって当然窓口ではチェックをしてやっているかと思ひますが、このように震災になってから住民同士が違和感を持ちながらやっている部分もあり、本当に朝から晩まで飯館村で頑張っている方、さらには週7日のうちに1日、2日、今草刈りなどで来て農地保全をしていますけれども、1日、2日ぐらいで本当に飯館村で泊まらないで、生活しないで避難先、福島とかそういうところに行って主はそちらにしている方、これでもその20万円に該当する。今個人情報ありますから誰がどうのこうのとわかるわけはございませんので、そういう観点ではありますけれども、憶測でそういう話があります。これから莫大なお金をかけてやるわけですから、本当に飯館村に戻って生活をしていくんだと何か確認を村は

このような状況で、書類上で確認しているのか、たまには現地に行って確認をしているのか。その何か方策、していることがあればお聞かせをお願いしたい。

住民課長（石井秀徳君） 今回のおかえりなさい補助金の基準、判断の部分のご質問かなと思いますが、申請につきましては、一番は帰村するという事で避難住民届、避難先から飯舘村に帰還するという事での届け出をしていただくというのが大条件になっております。こちらを出していただいて、先ほど村長が申しあげましたその他要件が整っているということを取りの中で判断をして交付するという流れになっております。その方が村内に寝泊まりしているのかとかという部分につきまして、そこまでは今のところ調査をするということはおしておりませんが、村民の申請に基づいて村としては信用して交付しているという状況であります。ただ、この要件の中には虚偽の申請をした際には返還もあり得るという部分もありますので、その辺については窓口申請された際にいますよねまではいかないんですけども、聞き取りの中でニュアンスで判断しているということになります。

以上です。

2番（長正利一君） 虚偽行為をしてまでももらおうとする村民は多分にしていない。その判断が先ほど例に申しあげましたけれども、飯舘に来るだけで、日中来て作業するだけで帰村とみなして20万円を交付するのか、飯舘に足腰を据えてあと何日かは町場に行ってという生活をするのか。我々戻ってきた人間からいいますと、1人でも多く定着をしていただいて本当に読みとれる村民でこれから村づくり、村の計画もこれからつくるようでございますけれども、何人を想定してこれから先飯舘村をつくり上げるのか。ただ絵に描いた餅では済まないわけでございます。そこに命をかけて戻ってきている方がおるわけですから、有効な補助金活用も必要ではないかと思えます。それで透明化して今1,300人そこの人数がせめて6,000人いた村が3,000人ぐらいになったということになれば、これからの先の計画もつくりやすいのではないかと。本当に雲をつかむような中でお金をかけてでは財源力に乏しい飯舘村が厳しくなってしまうのではないかと危惧していますので、完全に村民を信頼するのは結構でございますけれども、万が一あったときには返金もいただく。それはそういう約束事でそれは結構でございますが、そのようなことはあっては困りますけれども、ある程度はしてもよろしいのかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

村民が今私が携帯電話からスタンドの問題、さらには補助金等々の問題について直近に要望しているそういう話があるという声でございますので、謙虚に受けとめていただいて、これからの村づくりに反映、さらには我々としても一体となって飯舘村を残すために頑張りますので、ひとつ提案されたものも再検討していただいてよろしくお願ひしたい。本当にあつという間の質問時間でございましたけれども、今後ともよろしくお願ひしたい。

以上をもって私終わりたいと思えます。

村長（菅野典雄君） 今おかえりなさい補助金の点でお話しいただきました。間違いなく公金でございますので、きちんとなさなければならないなと思っております。実はスタートするときには1週間のうちに最低でも4日ははいていただかないとそれはいたことには、住所

を持ってきたとしてもなりませんよという話の中の今思い出しましたけれどもその質問がありましたので、その辺、これから公金ですので窓口で対応するときその旨をしっかりと話したいと思います。ただ、間違いなく帰るつもりでは来た、住所は持っているんだけれども、結構家を2軒持っている人がいますので、そういう意味からすると実は孫の送り迎えに頼まれてなかなか遠くまで行くのが大変だからといってそちらに移っているなどという話も耳には1つ、2つしているところでもあります。どこまで許容範囲にするかというのもあるなという気はしますが、一方では村民を信頼しながら、一方では今お話がありましたように基本的には住んでもらうというのを原則としていきたいとこのように思っていますので、その辺、これから窓口にもう一度確認するなりなんなりをさせていただければと思っております。

議長（菅野新一君） これで長正利一君の一般質問を終わります。

続いて、1番 佐藤健太君の発言を許します。佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） 引き続き、令和元年6月の定例会に当たり一般質問をするものであります。

平成の時代が幕をおろしまして、令和の時代に入ってひと月が過ぎました。西暦でいえば2019年も早いもので後半に入ろうとしています。昭和に生まれて平成、令和と時代を生きておりますが、私、もしかしたらもう一つ時代を超える可能性もあるななんて思っています。そのときに私たちのこの飯舘村はどんな村になっているのでしょうか。飯舘村が飯舘村として存在できているのでしょうか。そんな決して遠くはない未来に向けて今やるべきことは何なのか、私たちは何をすべきなのか、次世代を担うものとして真剣に考えなければならぬと改めて思っています。例えば、再エネのFITの固定買い取り制度など売電収入もあと約15年ほどで値段も下がってきます。この間にこの収入をどのように再投資をしていくのか。これがこの先の村の動きに大きくかかわってくるのかなとも、一つの例ですが思っています。時代が30年、40年抜け落ちたような危機的な状況の中、復興予算が亡くなっても自立できる村を今本気で再構築をしなければならないのではないのでしょうか。これらを踏まえた上で、私から質問をさせていただきます。

私からは6項目の質問でございます。

まず1つ目に、第6次総合計画についてでございます。第6次総合計画の策定に当たったの具体的な進め方を伺うものであります。

続いて2つ目に、学校教育についてでございます。飯舘村の学校の教育目標、教育ビジョンは何かを伺います。

続いて、3つ目でございます。3つ目は高齢者支援について。昨日もありましたが、昨今高齢者の事故のニュースが取り上げられることがふえてまいりました。今後ますます高齢化が進む本村で免許証を返納される方、返納をせざるを得ない方、こういった方がふえてくることが予想されます。車社会の本村においても免許を返納することは生活面での不便さがふえたり、また家族の負担がふえることにもつながります。これらに対して村の対策を伺います。

4つ目に、特別養護老人ホームについてでございます。震災後より介護職員の不足が課

題となっている村の特別養護老人ホームの現在の運営の状況と今後の対策を伺うものがあります。

5つ目に、農地の基盤整備についてでございます。どのようなビジョンや計画を持って村の農地の基盤整備を現在進めているのか、これを伺います。

6つ目です。6つ目は道の駅について、飯舘村の道の駅までい館の運営状況及び経営状況を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員の質問にお答えをいたします。

多方面にご質問をいただきましたが、今現在村は再構築に向かって必死に、満点ではないかもしれませんが進めているということだけはお知らせをしておきたいと思えます。

まず、第1点目の第6次総合振興計画についてご質問がございました。前にも話しましたように、第3次総合計画というものが10年間ありまして、中心的には生活基盤をもっとしっかりしようというのが中心だったと思っています。そして第4次の総合振興計画の中では住民主体による質の高い暮らしとか暮らし方をちょっと田舎らしい考え方をしていこうとこうというのが第4次だったのではないかなと思っております。そして、第5次の計画ということは、それぞれ20行政区という動きをつくりながら、それぞれもそして村もそれぞれ自立した形の地域づくりをしていこうということに大きくいえばあったのではないかな。

それで、今回第6次の総合計画はどうなんだということでもありますけれども、多分私の考えるところでは、飯舘村に住んで何となくいいなとか安心できるなとかあるいは楽しいななどという、あるいはお互いに助け合っていかなければならないなというそういう心の持ち方あたりをどういうふうにしていくかというのが第6次の中期計画ではないのかな。その上でまたいろいろだろうと思います。ただ、お間違いないように、当然産業振興も福祉も医療も教育もしっかり進めた上でということでございますので、まさにそこをやりながらもう一度皆さん方がこういう大変な中でどういう考え方を持っていてこれから飯舘村に住んでいくか、飯舘村にかかわっていただくかという心の持ち方あたりが中心になるのではないかなと思っているということでございます。

計画策定のスケジュールといたしましては、6月中に委託業者を決定いたしまして、有識者、村民、村職員、15名程度で飯舘村総合振興計画策定委員会、一番の上部といいますかある程度の決定機関ということになります。そして、その上で4つの専門部会を設置をいたしまして、具体的な検討を進めていくということでもあります。それぞれの組織には村民各界各層からメンバーに入りたいとも思っていますし、なお、令和2年8月までの計画案を策定し、飯舘村振興計画審議会に諮問し、さらに審議会からの答申を得た後、9月定例議会に提案したいと今のところ予定をしているところでございます。

それから4点目の特別養護老人ホームについて、これは担当は健康福祉課でありますけれども、私ホームの理事長もしているということで私からお答えをさせていただきたいと思えます。まず、特別養護老人ホームの収入は、ご存じのように介護保険制度の中の給付費によって賄われているというかそれが収入の全ての全てということでもあります。このい

いたて福祉会、いたて老人ホーム、平成9年の9月あたりだったかがスタートでありまして、最初は30プラス10の40でスタートしたんですが、どうしてもこの人数では採算が合わないということで、その後、いろいろあちこちからの枠をいただきながら3回にわたって増床を続けて、現在は130床という形で非常に経営的にはいい形でやってきたところがあります。つまり、入居者も6割から7割でしたが、村民の方に入っていただき、さらには村民の皆さん方の雇用につながってきたと思っているところではありますが、残念ながら震災後、入居者は避難させないということを国と交渉してやってきましたが、介護する方は避難をしていただいて通っていただく、こういうことだったものですからなかなかその辺の問題、あるいは原発事故、放射能に対する考え方もあって震災後介護スタッフが非常に不足をしたということで、その上で在宅サービスの全てを休止しており、収入はホーム入居者にもかかわる費用のみで運営ということで、現在は40人不足という運営状況がありますが、ご質問にありましたように村の人口も減少し入所者も減少する中では純粋に介護保険事業のみでの運営は難しい状況であり、営業にかかわる損害賠償金、あるいは運営費補助というのものもあることはあるんですが、赤字補填をそういうものでしてまいりましたが、今後は運営費補助金などが不透明でありますし、収支は大変現在のところ厳しい状況となっているということでございます。

また、東電賠償についても将来の施設修繕費のための留保が必要でございます。もう既に二十数年たっているということでありますので、計画的に支出をしていかなければならないとも考えております。介護職員の人材不足は相双地域全体でも不足をしているわけがありますが、いずれにいたしましてもいたてホームにおいても介護人材の不足は喫緊の課題でありますので、いたてホームの現在の入所可能数はいろいろ震災後のやりとりで今のところ70と県に言っているところでありまして、その中で40でありますから、当然満床にするためには介護職員があと10名以上必要になってくるということであります。加えて、職員の労働環境からも若干の増加が望ましいということでありますので、いずれにいたしましても現在の経営状況は極めて大変な状況ということで、早期に介護スタッフを確保したりあるいは入所人数を満床に近づけることが大切だと思っております、あわせて村としても進め始めたところでございますが、国をお願いをして今経営コンサルタントを入れていろいろ内部の課題などを洗い直しているところでございますので、経営の改革改善への取り組みなど健全な経営に向けてこれからもスタートし始めたところありますので、今後鋭意努力していきたいと思っております。

以上、その他はそれぞれからお答えをさせていただきます。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、学校の教育目標と村の教育ビジョンに関してのご質問にお答えいたします。

村の教育ビジョンを受けて学校の教育目標ということになっておりますので、まず初めに村の学校教育ビジョンについてご説明いたします。教育委員会では平成31年度、令和元年度の飯舘村学校教育ビジョンをまとめております。その中で目指す子供像をよりよい未来を自分たちの力でつくることのできる子供としております。よりよい未来をつくることは人間の生きる本質であり、このたびの原子力災害でふるさとからの避難を余儀なくされ

た子供たちが今後人生でつまづいたときに自分たちのせいではなく周りのせいにする  
ことなく、自分たちの未来は自分たちの力でつくっていくことを信じて生きていける人間に  
育ててほしいという思いからであります。また、そのために必要な資質能力を自立、共生、  
創造の3つであると考え、その原動力となるのが自分の価値を長所や短所も含めて受け入  
れる自己肯定感であるとしております。そして、これらの資質や能力を育てるために子供  
は本来未熟で未完成であるけれども、それ以上に豊かである、可能性を持っているとする  
子ども観とそれを踏まえて子供に教えるだけではなく子供の豊かなところ、よいところを  
より輝かせる教育観を持つことが大切であるとし、このビジョンを持って学校教育を現在  
行っております。

次に、学校の教育目標についてであります。ただいまの村の教育ビジョンのもと、教育  
委員会ではその子にしかないその子の光を見つけ、より輝かせる教育を目指す教育として  
おります。また、感謝し光を見つける教育、全ての子供に対する特別支援的な教育、価値  
共創的な教育、こども園・小中一貫教育を4つの柱として学校教育を進めております。具  
体的には、学習の全ての過程で子供たちの学びを認める、褒める、ねぎらう、いわゆる飯  
館型の授業スタイルを基本として少人数教育、ふるさと教育、こども園・小中学校の合同  
授業、合同行事、あるいは一流の人・ものとの出会いにより豊かな感性を育んだり、ある  
いは読書、新聞、お笑い、園芸等を取り入れることにより豊かな心や表現力、コミュニケ  
ーション能力を育むことを目的とした芸術教育、読育、木育、笑育、さらにははなまる学  
習会のノウハウを生かした授業や、中学生に学習会を行うことにより思考力や表現力、創  
造力、前向きに生きようとする力を育むことを目的としたはなまる学習会との連携、その  
ほかにも食育、健康教育、放射線エネルギー教育、そして国際理解教育を行っております。  
また、来年度以降に向けては、令和2年4月に義務教育学校開校が予定されておりますの  
で、現在の教育ビジョン、目標を踏まえながら子供たちの自己実現を目的とした義務教育  
9年間を見通した教育や、今の小中学校の各校のよさをつないで人、地域、自然との共育  
を通して生きる力を育む教育など、さらに新しい理念や目標、仕組みを取り入れ、より先  
進的で魅力的な村の学校教育を進めたいと考えております。

以上です。

住民課長（石井秀徳君） 私からはご質問の3点目、高齢者の支援についてお答えをさせてい  
たいただきます。

ご質問にありますように、最近高齢者による重大な交通事故が多く報道をされていると  
ころであります。原因としましてはアクセルとブレーキの踏み間違いによるものが多いよ  
うでもあります。このようなことから、質問にありますように高齢者による免許証の自主  
返納者がふえてくるのではないかと推察をしているところでもあります。確かに、村民の  
移動手段としましては自家用車によるものが多いわけでありますので、本村のように交通  
手段が確保されていない状況の中では高齢者も運転しないと行動が制限されてしまいま  
すし、家族の負担増にもつながってしまいます。免許証の自主返納者に限らず、交通弱者  
と言われる高齢者などの足の確保は重要な村の課題でもあります。現在実施しております  
地域お助け合い事業や村内の巡回バスの運行体系、こういったものをさきの質問にもあり

ましたが、バスではなく乗用車での送迎、こういったものも考えながらタクシー業者などとの連携なども踏まえて専門家の助言を得ながら多面的な検討を行い、今後とも高齢者の足の確保に努めてまいりたいと考えています。

以上であります。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは質問の5、農業の基盤整備についてお答えをさせていただきます。

現在村では福島再生加速化交付金事業のメニューにあります農業基盤整備促進事業並びに営農再開支援水利施設等保全事業を活用しまして農業用の用排水路や暗渠等の再整備のほか、事業対象区域の除草や水路等に堆積しました土砂の撤去などを行っております。この事業は従来の基盤整備関連の事業とは異なりまして受益者負担がなく、国費100%で実施できるため大変有利な事業となっておりますが、一方で村としては集落ぐるみでの作付再開計画の策定を要件としております。これは事業要件として1地区当たりの受益者数が農業者2戸以上であること、将来営農が再開される見込みがある地域を受益地として有する施設であることなどが定められており、あくまでも営農のために利用していくことがあらかじめ計画されている必要があるためでございます。このため、作付再開計画策定については農政第1係が担当しまして、基盤整備計画につきましては農林土木係が担当し、また、農業委員会とも連携してそれぞれ行政区の要請に応じて説明会や作図の支援等を行っているところでございます。

この作付再開計画は単に基盤整備用の計画にとどめるものではなく、次のステップとして将来の担い手や作付作物等を話し合っまとめる地域営農再開ビジョンに結びつけていくこととしております。また、この地域営農再開ビジョンは農地中間管理事業を活用するために必要となります人・農地プランに結びつけていくこととしております。さらに、農地中間管理事業を活用して貸借契約を締結することにより農地の集積率の向上に協力した集落に対しまして地域集積協力金が、また、農業をやめる農家や部門を縮小する農家に対しては経営転換協力金が交付されますので、これらの集積協力金の単価が高い令和3年度までに土地利用を計画する農業経営体に対してできるだけ多くの農地を集積していくことを計画しているところでございます。

なお、今議会の補正予算にも計上させていただいておりますが、既に上飯樋行政区におきましては集落での話し合いを相当程度進めた結果、新たに農業法人を設立をして100ヘクタール規模での農地集積を図る見込みとなっております。他の地区に先駆けてのモデルになるものと現在考えているところでございます。

私からは以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは6項目めの道の駅の運営状況と経営状況についてお答えをいたします。

道の駅までい館の運営状況につきましては、5月27日に株主総会を開催をし、決算報告を受けているところでございます。道の駅までい館の経営状況であります。昨年同様に冬場の来客数の減少による売り上げの減少から今年の2月には資金収支がマイナスになるという見通しのもとに、12月議会で議員皆様の特段のご配慮をいただきまして、1月に

村から3,500万円の増資を受け、心配された3月末の資金ショートは何とか回避ができたところであります。決算状況ですが、平成30年4月から31年3月までの道の駅までい館の収入額でありますが、売り上げ額と村からの指定管理料なども含めて総額2億6,484万円となっております。仕入れや人件費、施設維持経費等の支出額は2億7,683万1,000円となっております。最終的な税引き後の利益はマイナス789万7,000円となりました。前期と比較しますと112万8,000円ほど改善はしておりますが、いずれにしても平成30年度も赤字決算ということでありました。役職員一同さらなる経営努力を重ね、平成31年度、令和元年度は黒字決算になるように精いっぱい取り組んでまいります。

なお、前年度より道の駅までい館では外部のコンサルティング会社から提案されましたもろもろの改善施策について、駅長も新しくなりましたので、新しい駅長を中心に現場スタッフと施設運営や仕入れコストの削減、接客の対応など現場として改善ができることを現在積極的に取り組んでいるところであります。引き続き販売商品の収益管理に努め、運営の効率化と適正なコスト水準を維持しながら情報の発信の強化や外部への販売戦略、外販、新たな販売ルートなども検討しながら集客、売り上げの拡大に向けたサービス改善等に努めてまいります。また、今年の8月11日には道の駅までい館を会場に、商工会主催の昨年に引き続いてですが夏祭りを実施をし、村内外との交流拡大と道の駅のあわせて売り上げ増につながればとこんなことで今計画をしているところであります。

このように、今後もまでい館を復興の拠点施設として、あるいはまた情報の発信基地として村民や来場者との交流イベントを開催しながら、魅力ある売り場づくりに努めながらできるだけ自立的な経営に向け改善を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

1番（佐藤健太君） 何点か再質問をさせていただきたいなと思っております。

まず1つ目の6次総合計画の中からの再質問でございます。6月中に委託業者を決定していくということですが、この委託業者は以前の恐らく3次総、4次総というところも業者に委託をかけて一部まとめていただいたりということはしたと思うんですけども、今回この業者もどのような業者にどのような内容でどこまで委託をかけるのか伺います。

総務課長（高橋正文君） コンサル業者への委託の内容ということでございますが、6月17日、指名願が出ている総合計画策定業務のできる業者を4社指名しております。来週中にこれは提案型のプロポーザルという方式で決定を考えております。来週中にその事務を行いまして、再来週までには審査をして委託業者を決定していくということになります。どこまで委託するというところでございますが、主にはこの策定に当たっての基礎調査の業務、数値的な収集とか整理、あとはアンケート調査の業務、これも委託するということでもあります。先ほど村長から申し上げましたが、審議会、策定委員会、専門部会というものを設置いたしますので、それらに係る運営の支援も委託するという内容でございます。それが来年度になるかもしれませんが、計画の素案の作成についても支援をいただく。また、最終、その計画書の原稿の作成は製本等についてもその委託した業者をお願いするという計画をしております。

1番（佐藤健太君） これまで築き上げてきた土台と回答いただいているわけですけども、

この土台の上に新たな村づくりとなっていますが、確かに村は私が生まれるとうの昔から長い歴史とさまざまな取り組みを積み重ねてきたということは紛れもない事実で、非常にすばらしい村づくりをして来たのではないかなと私自身も感じている次第ですが、今回の原発事故でこの土台、根底そのものが大きく崩れたのではないかと私は捉えています。その中でこの6次総合計画でこの土台の、先ほど村長も再構築というお言葉を言っていたらっしゃいましたが、土台の再構築をこの6次総ですするというのが一番の目的なのではないかなと思っています。村づくりをするのだったら心の豊かさを味わえるようにとか、自然や人間のすばらしさを感じられるようにというテーマを最初から設けてしまうのではなく、もう少しゼロベースで情報の共有だったり把握、そういったものを多くの村民のアイデアを先ほどのコンサルの皆さんも含めて数多く吸い上げをした中からテーマを決めて、箱を決めて進めていくべきではないかと私は感じています。非常に手間暇と労力を要することですが、これがまidea村のそもそものやり方なのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 第3次にしろ4次にしろ5次にしろ、全くその手法は全部とってきていますし、第6次も同じでございます。ただ、時代の変化を常に見ながらやっていますから、それがどのように村民の皆さん方に伝わっていくかというのは大きな流れの中の話をしてしながらそれぞれ多くの人たちの意見を聞くという形をとらないと、ばらばらになってしまっは決して皆さん方が望んでいるような形の再構築にはならないということがあります。先ほど再構築と言ったんですが、再構築というのは再構築をしなければならないのではないかとご質問があったので、今再構築という言葉がどうか分かりませんが、一生懸命こういう震災に遭って全く今までとは違った形の、私は新しい村づくりと言っているわけですが、それにそれぞれ職員たちも住民たちも各行政区も鋭意進めているということを言いたかったためにお話ししたところでもあります。

1番（佐藤健太君） 私も新しい村づくりということに関して今まで私も世帯主という形ではなかったわけで、なかなか私たち世代が村づくりに大きくかかわるということがなかなかできなかったということもあったのかなと感じている世代なんですけれども、この機会、非常に大きな若い世代にとっても村づくりを考えるチャンスなのではないかなと感じていまして、ぜひ多くの方にかかわってもらうために、専門部会4部会というところのさらに細分化した、例えば業種別であったり世代別であったり帰村して生活をしている人や通って仕事をしている村民、また村外に住んで時々しか帰ってこないけれども村のことを常に気にかけている方や、また移住してきた方々など非常に細かい区分けでもう少し綿密に議論を進めていくべきではないかなと感じています。何せ、今回の6次総という部分は自分たちでこの村をつくり上げてきたんだという責任と愛着と誇りを取り戻していくプロセスなのではないかなと思っています。もう一度その辺を踏まえてお答えください。

村長（菅野典雄君） 組織の細分化はこれ以上上げるとなかなか大変ではないかと私は思っています。ですから、それぞれ専門部会の中で今回は商工会の若い人たちの話を聞こうとか、1回に限らず。今回は女性の皆さん方とか、あるいは保護者の皆さん方の話を聞こうという形で、それぞれの部会の中でもっと多様な考え方をしていくということであっていいの

ではないかという気はします。そうでないと、組織が10も15もということになりますと、むしろある程度来年の6月、7月、8月あたりまでまとめるということになかなか難しくなってくるのではないかなと思っております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 今村長申し上げたとおりなんです、議員おっしゃるとおり、さまざまな世代の意向を反映させろということでございますので、今回意向調査を行うに当たっては前回までは世帯主のアンケートをとっていたんですが、今回の調査には一人一人、全員からアンケートをとる予定をしております。ですから、6,000部程度のアンケートを聴取するという計画をしております。

1番（佐藤健太君） ぜひそういった形でボトムアップをしていくという形で進めていただければと思っています。

続いて、きのう一郎議員からもあったスケジュールに関して、今村長からも言及がありましたが、9月に提案予定とありますが、なかなかこのスケジュールで恐らく8月にオリンピックがある。当然7月もさまざまな対応に追われるということもあるでしょうし、さらに9月には村長選ということもありますので、これもさまざまな対応が迫られるのかなということが予想される中ですので、相当タイトなスケジュールなのではないかなと思っていて、できるのであればきのう一郎議員がおっしゃったように6月中までに何とか素案をまとめるとか、もしくは9月以降までにちょっと引き延ばすということはあるのか、お答えください。

総務課長（高橋正文君） 議会に上程する時期でございますが、きのうも一郎議員から6月というお話もございましたが、来年度6月上程となりますと実質4月から1カ月半ぐらいで取りまとめなければならないということで、よりよい計画にするためにもこの8月程度、5カ月ぐらいは精査の時間をいただきたい、見ているということでございます。ただ、9月以降の後ろに持っていくというのもこれまた期間的に無理がありますので、今の段階では8月まで精査させていただいて9月の議会でご審議いただくという日程で進めたいと考えております。

1番（佐藤健太君） なかなか多くの村民の意見を吸い上げるというか拾い上げるというのは非常に難しいことかと思いますが、より多くの村民の皆さんの声を拾い上げて6次総合計画につなげていただければなと期待をしています。

続いて、2つ目の項目です。学校教育に関してです。先ほど教育長から教育ビジョンの話がありました。この教育ビジョン、非常にどこに出しても恥ずかしくないすばらしい教育ビジョンと教育目標だと私も思っています。この教育目標や教育ビジョンの策定には学校長を初めとした教職員の皆さん、保護者の皆さん、教育委員会の皆さん、そして子供たちのこの震災後を含めての並々ならない思いと努力で非常に時間と手間暇をかけて紡ぎ出したものだと私は聞いています。私自身も声がけをいただいた学校行事にほぼ全て最初からできる限り最後まで参加をさせていただいております。どの行事も本当にすばらしいもので、涙があふれる場面も多々経験させていただきました。それも全てこの教育目標や教育ビジョンに向かって努力をし、生徒一人一人に合わせたきめ細かい対応や先生方のご

指導、保護者の皆様のご理解とご協力の形なんだなと私は感じているものであります。そういったことを感じながらも、教育長にお尋ねをいたします。

当然、前任の教育長から引き継ぎをされていると思いますが、震災後中学校の校長先生をされていたということもありまして、その後後任に引き継いで学校運営がされてきたわけですが、この間のこれまでの思いだったり取り組み、そういった課題などがどのように進められてきたのかということが引き継ぎをされましたでしょうか。

教育長(遠藤 哲君) これまでの私が5年前に村を離れてからの取り組みということですね。

まさしく先ほど私のほうで説明しました飯舘村学校教育ビジョン、ここに盛り込んだ理念等を十分に引き継いで現在学校運営をしております。

1 番(佐藤健太君) それはどのように引き継いだ、書面上で引き継いだということですか。

教育長(遠藤 哲君) そのとおりです。

1 番(佐藤健太君) 対面で引き継がなかった理由などはあるのでしょうか。非常にボリュームのあることですし、書面上だけでは伝わってこないそれぞれの感じ方もあるでしょうけれども、思いなどもあって細かい内容などもあるとは思いますが、そういったところはできなかったのでしょうか。

教育長(遠藤 哲君) 全くおっしゃるとおりで、非常に重要なことではありましたが、双方の日程等合わずに実現できませんでした。

1 番(佐藤健太君) ぜひ前任の思いなどもありますので、こういったビジョンなどもどういった経緯でどのような調整があつて引き継いで運営をしてきたのかという部分を、これからでもいいので何か引き継げる機会をつくってみるというのはできないものなのでしょうか。

教育長(遠藤 哲君) ぜひ検討してみたいと思います。

1 番(佐藤健太君) まさに学校、幼小中一貫校という形になって運営が再開されているわけですが、この後、義務教育学校に移行するわけです。その中でこれまでつくり上げてきたものがこの数年間でようやく形になっていい結果が生まれ始まってきたところの中で、ここを安易に簡単に変えてしまうということは今までこのビジョンを本気で考えてきた人たちに対しても失礼に当たるのかなという部分もありますので、学校長を初めとした教職員の皆さんや保護者の皆さん、教育委員会の皆さん、さらにさまざまな皆様のご理解を得た上で義務教育学校の教育ビジョンにまたさらに変化をさせてつなげていっていただきたいなと感じています。

次に、村長にお尋ねをいたします。今月の村の広報に今お答えいただきました教育長のメッセージと前任の教育長の退任の文が載っていました。このような形で載っていたわけですが、このページ割という部分が都合があるにせよ退任のお知らせだけとつけてきたような小さなところになってしまっているという部分は少々配慮に欠けるのではないかなと私自身感じてしまうわけですが、新任の教育長のメッセージをいただくのであれば同じようなスペースをとってしっかりとこれまでの思いであったりこれからの激励のメッセージなども含めて心のシェアをするというのがままでの村の筋なのではないかなと感じていますが、この辺に関してはお考えがあれば伺います。

村長(菅野典雄君) これまでにもそれぞれ教育長なり副村長なり退任のときの挨拶、あると

きもありましたしなときもありました。今回はそういうわけでなかったわけでありすけれども、本人から出してくれとこういう話、出さないのかという話があったのでそれだけ出させていただいたということでもあります。

以上であります。

1 番（佐藤健太君） こうやって上げていただいているわけではあります、何かここまで村づくりを必死にやってきた方という部分もありますので、思いなどをちゃんと次に伝えるということも含めての広報なのではないかなと思いますので、この後、もしこういうことがあれば載せる載せないという個人差のばらつきがあるのではなく、載せるのだったら載せる、載せないのだったら載せないという形でしっかり何か決めていただければなと感じています。

続いて、高齢者支援についてです。昨日も渡邊 計議員からもかなり質問がありましたのでそこに引き継いでの質問になるかと思いますが、バスやタクシーなどを使って用を足すということが多々あるのかなと思いますけれども、また、そこまでバスやタクシーを使ったり呼んだりということのほどでもないようなちょっとした移動、買い物であったり用足し、そこからさらに時間のかかる病院だったりそういったところなどに送り迎えなどその都度、例えば家族、うちも去年父が亡くなりましたけれども、病院に行く行かないという部分で自分で運転がなかなか難しいという部分で送り迎えをかなりしましたけれども、家族に対する負担が相当大きくなるということが予想されます。免許返納した方の家族に対するメリットという部分も何かしら必要なのではないかなと思います。非常に難しいことはあると思いますけれども、何かこの辺で対応できることがあればなと思ひます。

村長（菅野典雄君） きのうのご質問でも返納して本人が今まで自由に動けたものが動けなくなったということでもありますから、当然その対応は考えていかなければならない。ただ、全てが全てできるわけではありせんけれども、最大限考えていかなければならないなどは思っています。今のご質問は家族に対してもということでもありますけれども、返納して足がなくなった方にどういうふうにかかわりにできるかということでもありますけれども、今のお話ですと家族に負担がかかるのでそちらの家族のほうにも何かできないのかというご質問のようでもありますけれども、そうしますとかなりいろいろな課題が出てくるのではないかなと思っています。とりあえず返納した人たちが少しでも動けるような形をする、そのときに公共として、あるいは村としてやるという話でありまして、その家族にまでということになりますともうちょっと一段階また別な考え方が必要になるだろうと思いますから、どの程度できるのか、それがやるべきなのかやるべきでないのか、大変なのは十分わかりますが、何でもかんでも行政がやるべきだという話になりますと、前にも言っていますように、これから非常に人口が減って大変な中でどうやってやるかということのバランスを考えていかなければならない。そういう考え方がこれから必要ではないかなという気はします。あれもこれも、これがないからやりましょう、これもないからやりましょうという考え方になりますと、多分それは経営的に自治体経営としてはなかなか厳しい状況になるということでもありますので、ぜひその両面を考えながらどういう形がいい

のかという形を考えていくということも必要だろうと私は思っています。

1 番（佐藤健太君） また、先ほどの家族という部分に関しての負担という部分で何かということだったのですけれども、その移動という部分だけでも仕事を休まなければならないとかガソリン代が今まで以上にかかるという部分で、もしかしたら同一世帯でなくても呼ばれて娘息子が遠くから呼ばれてあそこまで送って行ってくれとかいう部分で、家族間の中での消費という部分がかなり負担になってくるのかなという部分もあつての質問だったわけですが、そういったことも含めて会社などの社会に対する理解度という部分もあわせて啓発をしていかないと、この家族の立場であったり職場に対する影響も出かねないということも感じていますので、この辺も踏まえて対応がされるように期待をしています。

続いて、4つ目でございます。特別養護老人ホームについてですけれども、今かなり職員が不足しているということでベッドがあいています。今現在、恐らく特別養護老人ホームに入りたいという方がかなりの数いらっしゃるのではないかなと思いますけれども、どのぐらいいらっしゃるか把握できていますか。

村長（菅野典雄君） 正確な数字はありませんが、30から35ぐらいはいると考えております。

1 番（佐藤健太君） 私も同じように聞いていまして、入れる数があつてもなかなか入れないという厳しい現実があるという部分で、かかるお金はしょうがないのでここをどうするかとなったら施設を削るのか職員を入れるのか、どちらかしかないのかなと私は感じていますので、県や国のサポートという部分を受けつつも村独自にどうしたらスタッフが集まるのかという部分をさまざまな面から検討はされていると思いますけれども、さらに早急に検討して人材確保に向けたまさに予算などもとってぜひここは強化してやるべきではないかなと思います。いかがお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今まで、避難前は先ほども質問にお答えさせていただきましたが、村民の皆さん方がどこか働くところがないかということになりますと、このいいたてホームで働けるということでほとんどの方が村内の方の就労ということで、その大きな役割を担ってきたということでもあります。ところが、ご存じのように避難の中であちこちに点在をした中ですので、なかなか通う形にもならないとか、あるいはいろいろなそれぞれの考え方で現在は少ない介護人数になっているということです。それをどう広げていくかということでもありますけれども、実は今のところお知らせ版のみ、あるいは今職業紹介所といいますかそちらに出すぐらいなんです。それ以上いろいろなことを考えていかなければならないのではないかと感じております。ですから、その辺をこれからしっかりやっていくということなのかなという気はします。ただ、幸いに村民はなかなか手を挙げていただけないんですが、村外からはかなり来ていただいています。ということで、村外から来ていただくためにどうするかということで、なかなかご理解をいただけなかったんですがこの伊丹沢の住宅街の3戸ほどを福祉会のほうで買い取りました。何でそんなの必要なんだという話もありましたけれども、私は絶対必要だということでその3つには全て入っています。今、ほかから、遠くから来た人が。ということで、これでも足りないということで新年度予算でもう1戸購入する予定であります。場合によっては1戸で足りないのか

もしれませんが、ただ、少なくともよそから来ていただける方も非常にありがたい話ですけれども、村民の皆様方も大方村民の方が入居されていることでありますので、いずれ自分の通る道でありますから、そういうところでもし働いてみたいという方があれば直接声をかけたり訪ねたりというのがこれからも必要になってくるんだらうなという気がします。そういう意味では、この介護の方を入れていただくスタイルをもうちょっといろいろ多面的に考えていく必要があるだろう。場合によっては今あちこちで外国の方の研修制度というのを取り入れるということもあるのかもしれないし、いろいろ問題は多いようでもありますけれども、そんなふうを考えて新たな施設長の中でしっかりやっていければと思っているところであります。

1 番（佐藤健太君） 働くという部分に関して、前回の一般質問でも上げさせてもらったんですけども、働くところと住むところという部分はセットでないとなかなか村外から働き手を受け入れることが難しいという部分も私も会社運営をしながら非常に感じている部分でもあるわけです。ましてや10名以上人が欲しいとなれば、さらに村内の人間だけですぐに賄えるという数ではないと思いますので、より求人を広く出して募集する、もしくはさまざまな学生などもたくさん研修に来られるような施設だったわけですから、そういったところにもアプローチをかけて新卒で入ってもらうような動きとか、さまざまなそういったことも取り組みとしてはこの後もどんどん進めていったほうがいいのではないかなと感じています。

続いて、5番の農業の整備基盤についてでございます。国の100%の補助で事業ができていうことは非常にありがたいことですし、意欲を持って農業に取り組む方は大いに応援すべきだと私も思っていますが、基盤整備を進めるに当たってもっと全体を見通した、今後の飯舘村の農業で収入をどうやって上げていくのか、どの農地で何をつくってどれぐらいの収益を見込んで税金を上げていくのかというそういったプランというのは、この後いつぐらいに上がってくるのかお答えください。

復興対策課長（村山宏行君） 農業基盤のもとに村の方々の成果がどういう形で上がってくるかということでございますけれども、現在集落のほうの聞き取り作業、そういったことを進めております。といいますのは、集落によって温度差があるというところがありますし、また個々の農家によっても土地の利用の仕方、あるいは作目、取り組みの仕方、そういったものが全く変わっております。そういったところをある程度聞き取りをして、地区としてどういった土地利用なり営農方向があるのかというところで、協議をしていかないと一概にそこに村から補助金投入できるものではないなと考えております。ご質問のように、地区のまずは意向確認をしながら、そして補助事業というのが今年来年ということで集中して行うとなっておりますし、その後の部分を考えて行わなければならないところがありますので、まずは地区の説明あるいは聞き取りをしながら、今年度いっぱいぐらいにはある程度の方向性を出したいなとは考えております。

1 番（佐藤健太君） ぜひ全体を見通して、農業という部分が基盤の村でもありましたので、その基軸がしっかりと再構築されるということがこの先の村の非常に大きな根幹になると思いますので、今この機会を使ってしっかりと進めていただければと思います。

一方、先日相馬の若手の農家さんと話す機会がありました。その中でちょっと突拍子もないことですが、U字溝をぶっ壊せということをおっしゃっているようなちょっと変わった方がいました。一見過激なように感じるんですけども、実は彼は三陸の漁師の話もして、三陸の漁師さんは毎年山の掃除に行く、漁師なんだけれども山の掃除をする。というのは、山と海はつながっている。山が汚れば海が汚れるという部分で山の掃除に行くんだ。それで、里山が汚れると海が汚れるということで、昔大体の用水路は土だったわけです。そのときは大体その用水路はさまざまなものをろ過してきれいな水を下流に流していたという部分で、私も田んぼや畑の横でドジョウをとったりタニシをとったりということをよくやっていたけれども、近ごろそういった場所もなくなってしまって、震災後は特にそういうものができなくなってしまったということで非常に寂しいなと感じているわけです。この辺、この基盤整備の事業の中ではなかなかこういう部分は難しいかなと思いますけれども、用水路という部分はあくまで人間中心であってどう便利にするか、どう効率的に農業をするかという部分で整備をしてきたという部分であります。実際に世の中で生きているのは人間だけではなく小さな小動物であったりそうしたさまざまなものが共存しているという考えの中でこの用水路という部分での捉え方を考えるという部分もまた新しい農業の農地基盤の捉え方の一つになるのかなとも感じている部分もあります。これは昔恐らくこういうこともやったのかなとも思っていますけれども、そういったところで何かもともと日本のあった原風景という部分に今若手が結構憧れを持って、そういった部分であればそういったところで農業をしてみたいと思って集まるということを彼がおっしゃっていましたし、もし飯舘村でそういう人間中心ではない本来の豊かさを取り戻すような農業という部分での取り組みがあればぜひ私も飯舘村に行って農業をしたいとその彼も言っていた部分がありまして、こういった人間中心ではない基盤整備、例えば海外で言えば道路をカエルが横断していくという中で車にひかれてぺたんこになっている姿を見て道路の下にカエルの道を1本通したという、そういった心温まるような取り組み、またはこれは今は中学生になったかな、当時小学生の女の子が用水路に落ちたカエルが上がれなくて死んでしまっているという部分を見て、そこを何とか救えないかということでカエルのジャンプ力であったり張りつき力であったり、そういったことを細かく調べてシュロの木の皮を三つ編みしたものを用水路に垂らしてカエルが上がってくるということができるようなものを各地区に設置をしたということが、そういった研究をしている小学生が非常に優秀な成績をおさめて表彰されているということがあったりするので、そういった今までにないというか今ほど効率的に農地をどう使うのかということで基盤整備を進めている中ではあります。そういったところとはまた別な部分として小さくてもいいからそういった取り組みをしている飯舘村という位置づけも今後あってもいいのではないかなと思います。どうお考えでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 昔の風景にというところもお考えの意見ということでございますが、基本的に飯舘村の農村景観、これは先人たちが営農を営む中で自分たちの土地を管理し、そして里山をつくり、そうした景観が今の情景になっていると考えております。あくまでも農業の部分で、まずは経営をそこで安定させるというのが大前提だと考えており

ます。そのために今まで使ってきた水路、そういったところを修繕し、あるいは暗渠排水を入れ直す、そういったことは基本の農業を営む部分では必要な部分だと考えております。ただし、震災以降、村の方、なかなか戻りが悪いというところもありますし、当然不便なところの農地はだんだん使われなくなることが予想されます。そういったところを新たに山に返していく、あるいは景観的な部分で美しくしていく、そういったところはあるのかなと考えております。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時5分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

1 番（佐藤健太君） 午前中に引き続き再質問をさせていただきます。

6 番の道の駅について数点、再質問します。道の駅も以前からスタッフが不足しているということでありませけれども、現在何名のスタッフで運営をしていて何名ほど足りない状況なのか。

副村長（門馬伸市君） コンビニエンスストアのほうは8名だと思います。今やりくりしてコンビニのほうは何とかやっておりますが、までい館のほうが6名だったと思いますが、今病気で休んでいる人が2名ほどおまして、そのやりくりがなかなか人材が集まらなくて休めないような状況にもなっておりますが、2名多分足りないと思います。

1 番（佐藤健太君） 現在の水曜日が定休日という形で動いていると思うんですけども、こちら辺などは人がふえれば定休日もなくしていくということなのか、それともしばらくは水曜日定休という形でいくのか。

副村長（門馬伸市君） 人手が足りなくて水曜日休みにしていますが、取締役会でもできるだけ休業日を設けなくてやれる環境を早くつくると言われていますから、今いろいろな方法で募集はかけているんですが、入ってすぐにやめたりする場合がありますので、ハローワークとかいろいろなところに手は尽くしているんですが、人材が不足して水曜日は休業日にならざるを得ないという状況です。

1 番（佐藤健太君） 恐らく、先ほどの特別養護老人ホームと同じように働き手として村外から受け入れるという部分での住む場所という部分、こういう部分でも近々の課題なのかなと感じておりますので、そういったところの取り組みなども進めていくべきかなと感じています。道の駅、大分売り上げも今年度は改善してきているのかなという感じはするんですけども、今道の駅、商品ラインアップもさまざまありますけれども、売れ筋の商品などというのはどんな商品になっておりますか。

副村長（門馬伸市君） 金額で申し上げますと、お酒が地元産のどぶろくと大吟醸かな。特にどぶろくのチエコさんのところのどぶろくは先日だったかな、テレビ局か何か入ってPRしていただいたものですから、急に売り上げが伸びているようであります。それから、今1週間に1回とか月に1回かな、よそからイベントコーナーに来てもらって海産物とかそ

ういうのもやっていますので、通常の毎回そろえておく品物以外のものも結構特別販売したときには売れるという話は聞いています。さらに、私らもよくわからなかったんですが、小林将男さん、山武でやってますまでい牛のソーセージ、あれも結構売り上げとしては上がっているようであります。コンビニはコンビニですので、はい。

1 番（佐藤健太君） 今お酒の話が出たので、日本酒のブームだったという部分もありまして今結構生酒が主流になってきているという部分もあって、冷蔵庫をあの辺に設置ができればフレッシュなお酒が販売できるのかなとは思ってはいるんですけども、なかなか設備もかかる部分で難しいことはあるかもしれませんが、そういう今の日本酒ブームの主流という部分は生酒という部分がありますので、ぜひ検討していただければと思います。

質問を変えて、先ほどスタッフが2名ほど不足しているという状況であります、スタッフの教育という部分は以前から何回か質問にも出ていますけれども、今はどのような形で実施をしていますか。

副村長（門馬伸市君） もちろん毎朝ミーティングは今の新しい駅長になってからはやっています。あと、今スタッフも足りないものですからよそに行って研修するというそういう機会はなかなか設けられませんが、ゆくゆくは接客のそういう研修とかそういうものはやっていますけれども、よその専門家の接客の研修、そういうのはこれからおいおいやっていたかなければならないのかなと。大分お客さんからは前より職員の対応はよくなってきましたよという話は聞いていますし、アンケートを今とっているんですが、毎回までい館の定例会やっているときにアンケート来たものは全て私に見せてもらっています。その中でも職員の対応はよくなっているのかなと思っています。

1 番（佐藤健太君） 私も同じようにさまざまな取り組みが行われている中で職員の対応なども非常によくなっているのかなと感じている部分でもあります。まさに、経営に関しても少しずつ改善がされて安定してきているとも感じているので、今後とも売り上げも含めて店の雰囲気づくりもさまざまな面でもしっかりとやっていただきたいなと思います。

さらに1点、気になっていたところが道の駅のホームページなんです。今の段階だと村のホームページの中にしか道の駅のホームページがなくて、道の駅単体のホームページがないという状況で、レスポンスのいい情報発信がなかなかできていないのではないかな。更新もなかなかされていないという部分もありまして、情報発信だったり集客であったり、非常に売り上げに影響する大事なツールの一つでもありますので、今無料でもホームページが立ち上げられることができる時代ですので、早急に道の駅のページをつくってスタッフの皆さんに日々更新をしていただくということができれば、なおイベント情報だったりお買い得情報だったり、さまざまなものが情報発信できるのかなと思いますので、そのあたり、どうお考えでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりで、現場からもそういう声が上がっていますからできるだけ早い機会に道の駅までい館のトップ、単独のホームページ、それはつくるようにします。

1 番（佐藤健太君） 今後さまざまな取り組みを期待して、以上で私の一般質問を終わらせて

いただきます。

議長（菅野新一君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

続いて、5番 高橋和幸君の発言を許します。高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） それではよろしく願いいたします。

一般質問に入る前に、本年度2回目の定例会並びに元号が変わり令和元年初の定例会ということで、身の引き締まる思いでこの場に立っております。まずは新しき元号のもとで議会議員として今日を迎えられましたことを、有権者の皆様及び本日まで未熟者の私に数多くの助言をくださったほかの議員の皆様と行政の皆様並びに先輩方にもこの場をかりまして改めて厚く御礼を申し上げます。おごらず、慢心せず、礼節を忘れず、学ぶことをやめることなく残りの任期を全うできるように今後も職責を努めることに邁進したいと考えております。

さて、新しき元号は令和ということで、偶然かな、私の名前の一文字が入っているんですけども、私の人生にも吉兆の兆しありかなと勝手に考えているところではありますが、冗談はさておき、今年も心機一転、飯舘村の再生のためにも皆様と力を合わせて行政執行に挑んでいこうと強く実感をしております。また、前回の定例会におきましては私の下した判断に賛否両論とともに異論の声も多々ありまして、ネット上においては実名をフルネームで書き込まれていましたが、これから製品に触れ戯れ遊び学び感じる子供たちが10人、100人、1,000人といればまさしくそれが答えであろうと信じています。私は私の信念と観点のもとに下した採決でありますから、一事不再議の原則のもとに何人たりとも議会議員としての私の信念を曲げることは相許さず、今後も否定と拒否するだけの安易な発想はせずに相手を認め、自分を知っていただく。言いたいことあらばまずは相手の話を聞く。人を軽んずるはおのれの浅はかさと思い、この難局を乗り越えていくために今まで同様行政とともに歩む姿勢を変えない中で村民の声を届けながらも、ときに村長に、行政に、厳しい指摘をしていきたいと考えております。これから一般質問に入るわけですが、いにしへの時代より日本を支えてきたなりわいの基盤はまさに農業であると言っても過言ではありません。昔も土農工商と呼ばれ、武士の次に農作者が大事と言われていたのはご承知のとおりであります。また、現代においても農林水産省とあるとおり、農業の重要性は大変重んじられております。飯舘村の今後の再生に一番大事なのはこれらの観点から配慮して考えても農産物の発展なくして再生なしと考えますので、それらを踏まえた上で一般質問に入りたいと思います。

1番、村内における農業・畜産業の実情及び課題について。

これまでの実績と課題点を探るとともに、終了年限が決められておりますが、農業等従事者の今後ますますの意欲促進と産業発展のためにも新たなる支援策拡充等の有無をお伺いします。

2、林業再生に向けた課題について。

村内木材の伐採、搬出、運搬、売り買いは林業従事者の悲願ですが、現実には放射能汚染問題に阻まれているのが現状であります。県、国、東電等といかなる解決策を模索していくのかをお伺いします。

3、飯舘村の農林業、商工業の完全復活に向けた取り組みについて。

被災地という特異性、その払拭には現代の最先端に乗じるのが最適最良策であると考えます。GAP、ISO認証が常識的に考えられますが、取得難易度が高い問題があります。行政が率先して双意受諾のもとに提案指導及び推奨する取り組み姿勢と支援の観点をお持ちかをお伺いします。

4、飯舘村と協定している大学及び企業等との成果について。

これまでの実績及び活動状況と進捗状況、今後の目標を伺うとともに、協定条件、行政の利点ではなく村民の福祉福利厚生の何に生かされているのかをお伺いします。

最後に、5として村内の防犯及び有事の際の対応について。

昨今、痛ましい事件のニュースばかりが流れておりますが、村内においても過疎地の例外には該当せず、今般有事を生じましたが、防犯マニュアル策定、徹底した周知、今後に向け防犯強化対策の取り組み及び現状の行政体制をお伺いします。

以上5点、5項目を一般質問とします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。5点ありますが、2、3、4と3点について私からお答えをさせていただきます。

本年度は、昨年度に引き続きまして将来の木材等の搬出に向けて間伐材による森林の再生を図ることを目的とした福島森林再生事業の計画策定を進めており、村内森林の材積量、空間線量等の基礎調査を実施しているところであります。また、村内の森林からの木材搬出であります。福島県の独自指針に従って一定の基準を満たす必要がありますが、今年度の事業の中で空間線量が低い村の公有林からの木材の搬出販売に向けて現在調整を進めているところでございます。なお、県とはこの福島森林再生事業のほか松枯れやナラ枯れ対策としての森林病害虫対策事業等も連携を今密にしているところでございます。さらに、復興庁、環境省、林野庁においては村民の森あいの沢周辺における、これまでも話してきましたが、里山再生モデル事業というのを取り組んでいただいております。今年度末までにはその成果の取りまとめ結果が示されるものと期待しているところでございます。

ご指摘のとおり、放射能で汚された汚染された山林の再生は村にとっても林業従事者にとっても重要かつ喫緊の課題でございます。きのうでしたか、渡邊 計議員の質問にもお答えしましたように、どうであれ村の森林の事業をどうこれから進めていくか、また森林の従事者の仕事をどうつくっていくかというのは村にとって大変重要な課題だと思っております。ということで、現在あらゆる可能性を探っているところでありますので、ある程度方向性らしきものが見えた暁には議会の皆さんにもできるだけ早く説明させていただきます。一緒に考えていきたいと思っております。

3つ目の飯舘村の農林業・商工業の完全復活に向けてでございます。議員からGAPという話が出てきました。これは農業生産工程管理と訳されるようですが、生産者がみずからつくった農作業のルールを実践記録し、第三者の点検評価を受けて、さらに見直し改善をする農業経営の持続的な改善活動ということでございます。福島県では放射性物質対策を組み込んだ農水省ガイドライン準拠のF、多分福島のことです。FG

A Pを設定し、その取得を進めているところではありますが、そのほかにもJ G A P、あるいはグローバルG A Pなど認定機関ごとに基準も取得の難易度も異なるG A Pがいろいろありまして、いずれも一度認証を受けただけで終わるものではなく、一定期間ごとに第三者による維持更新の審査を受けることが必須となっているところでもあります。また、I S Oというのがございまして、これは国際標準化機構と訳されるようではありますが、国際取引のための共通基準を決めるものであり、I S O規格にはさまざまなものがあります。また、G A Pと同様に認証後は一定の期間ごとに社内監査や公表をし、さらに第三者による維持更新審査を受けることが必須となっているところでもあります。

ということで、このようにG A P、I S Oは単に取得を目的とするものではなく、持続的な改善活動を対外的に宣伝することによって生産物の安全性とかあるいは事業所の健全性を示すことで商品の付加価値を高めるということを目指しているところでもあります。したがって、大量生産で他の産地や生産物と競争していくような場合には市場での優位性を得るためにG A PやI S O規格は大変有効と思われませんが、農業分野においては少量生産がほとんどである村の現状においては必ずしも取得の必然性はなかなかあるのかなとこんなふうに考えており、むしろ顔の見える農業をいかにつくっていった消費者との信頼関係を深く築いていくかに重点を置いていくことが大切ではないかなとも考えているところがございます。

村としては、消費者と顔の見える信頼関係の中で生産者の数をふやすこと、取り扱い品目をふやすこと、生産量をふやすことに傾注して支援を行ってまいります。なお、商工業部門においてはI S Oを既に取得している村内企業もあるということですから、それぞれの経営判断に委ねるところではありますが、資格の維持や新たな取得を希望する事業所については何らかの支援をするということもやぶさかではないと思っております。

4つ目ですか。飯舘村と協定を結んでいるものはどうなんだという質問でございます。現在、飯舘村では10の協定を結んでおります。うち、大学が8、民間企業が2でございます。協定の主な内容は地域産業について、あるいは文化の振興について、震災からの復興をと、あるいは小中学生に対する学習支援だったり人材の育成、あるいは人的交流、そういうものがいろいろ目標になっているところでもあります。大学の協定に基づく活動としては、最近ありましたのは福島大学の食農学類との協定でございます。生きがいとなりわいの両立による農業振興、地域再生というものをテーマにし、今年度営農再開における住民の意向に関する調査を行っていきたい。来年度以降は村民の意向調査や販売戦略を支援をしてもらう。少量多品目販売システムの開発、有機農業、あるいは除染後の農地管理、営農再開支援、加工による高付加価値化、あるいは地域ブランド再生、有害鳥獣対策などなど取り組み、全てできるわけではありませんが、そのようなことを組み入れる予定になっているということでもあります。

東京大学についてお話ししますと、平成30年度に学生の飯舘村における現地体験として住民との交流や村内見学、ワークショップなどを3回に分けて実施し、農業再生のための研究として水田環境中の放射性セシウム分布状況調査に取り組んだところでもあります。今年度、幾らかその活動が反映されるのではないかと考えております。次に、明治大学とも

最近結ばせていただきました。今年度の取り組みとして飯舘村で生産される食材を活用したカレーパンを開発するという視点での協定でございまして、もちろんそのほかもございしますが、そのカレーパン、今年度中にまでい館で販売できるのではないかと今いろいろ交渉をしているところであります。

民間企業ですが、ことしの2月末に包括連携協定を結んだのが株式会社東邦銀行でございまして。5月に中堅若手職員が中心になって組織しているプロジェクトメンバーによる村内視察研修が行われ、震災以降の飯舘村の取り組みやスポーツ公園、道の駅までい館の利用状況など飯舘村の現状についての研修を行い、今後連携に向けた提案をいただく予定でありますし、また、東邦銀行は現在陸上とかいろいろなスポーツ選手を持っているものですから、ぜひ学校のほうでそういうものを子供たちにいろいろなことをご指導いただけるというふうにも考えているところであります。これらの営農再開支援や販売戦略支援、調査研究などの取り組みが飯舘村民の幾らかの所得の向上、あるいは村民の福祉、あるいはいろいろな考え方の大切さみたいなものになってくればいいのではないかとということで協定を結んでいるところであります。ただ、協定結んだ以上はどんな小さなことでも中身のある形にしていかなければならないのではないかとそんなふうにも思っているところであります。

他はそれぞれのほうからご質問にお答えさせていただきます。

以上です。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、ご質問1の本村における農業・畜産業の実情及び課題についてにお答えさせていただきます。

長泥を除く19地区が避難指示解除後3年目となるわけですが、村としましては一貫して村内で農に携わる村民の数をふやすことを目標に飯舘村営農再開ビジョンに基づく事業を展開してまいりました。具体的には、平成30年度までの各事業の利用件数は農による生きがい再生支援事業については293件、原子力被災12市町村農業者支援事業及び村の5%上乗せ補助であります飯舘村営農復興支援事業、いわゆるなりわい事業と呼んでいるものでございますが、これについては延べ76件、同じく飯舘村畜産再開素牛導入事業は6件で繁殖雌牛43頭を導入しております。また、新たな農業として取り組んでおります被災地域農業復興総合支援事業の村内での実績は11件となっております。このほか、農地を守るの主な支援事業であります福島県営農再開支援事業については約860名が取り組んでおり、このほか、中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業については18集落で避難中も継続して活動を実施していただいております。これらの事業の活用者については、農地を守るから生きがい農業へ、そして生きがい農業からなりわい農業へとステップアップした農家もいることから、延べ人数にはなりますが総計で農家基本台帳の登録者数とほぼ同じ約1,200件となっております。

なお、今年度の各行政区の総会や行政区長、副区長会でも周知をしておりますとおり、各種の支援事業については終期が設定されております。特に、村単独の日はまた昇る基金を活用した農政関連事業については今年度を終期としているところであります。なお、補助事業に終期を設けているのは年数の経過により課題が変わってくるということに対応

するためでありまして、避難指示解除後3年目となる今年度は事業成果と新たな課題を検証しつつ、次に必要となる施策を検討する年であろうと考えております。具体的には、営農再開事業の電気牧柵設置や生きがい農業支援事業の利用件数からもわかるように、自家菜園や自給のための栽培はふえた一方で、そこから生産物の出荷などで収入を得る、いわゆるなりわいに移行するとか、までに至る農家は依然ごく一部であるということが上げられます。また、福島県営農再開支援事業による農地保全支援については避難指示解除後3年度目の本年度が終期となっており、営農利用に至っていない農地については来年度以降は管理放棄され、荒廃農地が急増することが懸念されております。加えて、除染廃棄物の仮置き場も今年と来年で除去物の搬出により農家に返却される予定となっておりますので、それら大面積についても計画的に営農利用に結びつけていく必要があります。

村としましては、農地の荒廃を防ぐためには早期に営農のための農地集積とそれを担う強い経営体の育成が急務であると考えております。このため、今年度当初から農業委員会と復興対策課が連携して農地中間管理事業を活用した意欲ある担い手、農業経営体への農地集積の話し合いやマッチング支援を強化しているところでございます。今年度は上飯樋行政区において農業法人を設立して、水田を活用した大規模な営農経営がスタートする見込みでありまして、この取り組みが他の地区に先駆けてのモデルになるものと考えております。また、広大な農地を活用していくためには土地利用型作物の作付が必要不可欠ですので、経営所得安定対策事業の交付対象となっている水田における牧草や飼料作物の作付の推進と、これらの供給先としての和牛繁殖農家、肥育農家の営農再開、新規定着を進めてまいります。このほか、生産物の販路開拓を進めるため引き続き官民合同チームや市場関係者と連携し、市場から高い評価を受けている花卉のほか生きがい農業で作付を再開された農家等による比較的少量の農産物の販路確保についても進めてまいります。

なお、あわせてイノシシ、サル等による鳥獣被害への対策について強化する必要があります。今年度は村鳥獣被害対策実施隊を22名に増員するとともに、被害防止用の電気牧柵等設置は昨年度までの総延長269.8キロメートルに加えて、今年度は309キロメートルを予定しているところでございます。村内での農業については、農家個人はもちろん地域ごとでも取り組みの時期や規模が異なるため、震災前のように村内一律での農業振興は困難な状況にありますが、引き続き純農山村地域としての基幹産業である農畜産業について力強い躍進に向かって積極的な施策展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

住民課長（石井秀徳君） 私からは質問の5点目、村内の防犯及び有事の際の対応についてお答えをさせていただきます。

質問にありますように、先月川崎市で発生しましたスクールバスを待つ児童や保護者が次々と刃物で刺され、死者2名負傷者18名にも及ぶ痛ましい事件が発生したところでございます。また、過去にも相模原の障害者施設で入所者及び職員が襲われまして、19人が死亡し7人が重軽傷を負う事件も発生しております。村内におきましては死傷者を出すような事件は起きておりませんが、本年3月に殺害予告ともとれる不審なメールが村に届いておりまして、警察に届ける事案がございました。

質問の内容に防犯マニュアルの策定、それから徹底した周知と今後の取り組みについてのおただしがございしますが、防犯マニュアルにつきましては学校施設、あるいは福祉施設等につきましてマニュアルの策定が義務づけられておりますので、有事の際はそのマニュアルに沿って対応することが求められているということでもあります。また、公共施設などの窓口につきましてはマニュアルまでの策定はしておりませんが、不審者や危険と思われる人物が侵入した際にはサスマタ等の侵入を防止するような器具、こちらを準備し対応してまいりたいと考えております。

村の現状における防犯対策としましては、ウルトラ警察隊、それから見守り隊による防犯パトロール、防犯指導隊によりますパトロール及び年末年始の啓発活動、それから防犯カメラ設置等の取り組みを行っているところであります。今後も南相馬警察署を初めとする関係機関との連携により防犯対策の強化をしてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（高橋和幸君） それでは、順を追って再質問をしていきたいと思っております。

農業関係の質問は前回の一般質問においてもしかり、私もお聞きしておりますし、他の議員の方々からも数多く何度も質問に上がっているわけではありますが、毎回なぜこのようにお聞きするのかというと、先ほども申し上げたように、農業というそのもの自体が人が生きていく上で最も身近に関係してくる重要なものであり、日常生活に直結する問題だからであります。帰還宣言から月日が流れ、今年度の3月末日をもって仮設借り上げ住宅支援も終了を迎え、帰還者の増加とともに営農再開者も本年度からは増加の傾向にあります。地域でのなりわい復活にはまだまだこれから時間がかかるのはご理解のことと思われまます。

そこで、改めてお聞きしますが、帰還して営農再開をする人には県の補助金や行政の支援を受け入れますよということで農業等に携わる多くの村民、農業等従事者の方々が補助金の利用をしたことだと思っております。しかしながら、本当に支援が必要なのはこれから先が重要だという認識はおありでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 農家の支援について、一応今年度が終期になっているものも多くございします。おただしの件、これからが本来であればもっと利用者がふえる、あるいは戻りたいという方がこれから以降が増えてそちらの需要がふえるのではないかとのおただしかと思っておりますが、まずは村としましては今年度予算でまずは一旦締めさせていただきます。といたしますのは、4月から今年度の生きがい農業、事業を用意しているところではありますが、今年度50件分の利用の枠を設けて事業を展開してまいりました。今現在のところ、40件ほどということで利用されているんですが、ただ、その中で満額で利用されている方はなかなかいらっしゃらないということで、もう少しまだ余裕があるのかなと思っております。また、昨年と比較してこの生きがい農業に取り組むペースというのはちょっと下がっているのかなという形で考えているところでございします。また、事業的にこれからそういったことがふえるということであれば、改めてまた考えるということで現在のところは考えているところでございします。

5番（高橋和幸君） ご答弁にもありましたとおり、これから本当の支援が大事であるという

のはご承知ということで、ちょっと突っ込むような聞き方をしますけれども、答弁書に書いてありますので積極的な施策展開を図っていきたいとあるんですけれども、終了年限が来年に定められているものもあります。であるならば、もう今年は6月です。今ぐらいに大まかなものは上がって秋ぐらいに大体決まって12月の定例会ぐらいに設定して年が明けてからの新しい支援策に迎えるというのが通常ではないかと思えますけれども、ここに書かれているように具体的な施策内容はどうなっているのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 繰り言になるかもしれませんが、まず生きがい農業からなりわい農業へと、そういったところでのステップアップを村としては誘導したいと考えております。その上で生きがい農業、声が多いという場合は改めて考えなければならないかなと思えますが、ただ、先ほどお話ししましたように取りかかりのペースというのは昨年よりも若干鈍くなっているような状況ではありますので、その辺は今後勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

村長（菅野典雄君） 避難中にこれから村に戻って農業であれ何であれ、国県の事業をできるだけ使っていく。ただし、県国の事業が全て我々のかゆいところまで届くはずはない。それをしっかりやるのが村の大切なことではないかということで、全庁的にできるだけそのための段取りをしよう、準備をしようというので、陽はまた昇る基金をこつこつとためてきたところです。それが村独自のおかえりなさい補助金であったり生きがい農業であったり、あるいは5%という形で来ているということでもあります。かなりここ3年、4年やってきた結果、結構需要も多い。それだけ皆さん方に喜ばれているということだろうと思うんですが、また今度は別な形で第6次を進めるに当たってこの陽はまた昇る基金をある程度また蓄えていかないと、国のほうがなかなかそう簡単ではないだろうからということになりますと、村の単独の事業は今年いっぱいできとりあえず締め切らせていただいて、そのかわり、国の事業はたとえ今年、来年で終わるというのももっと続けてもらわないとだめだという話は、要望はずっと続けていますしこれからも続けていきます。そんなことで、次のステップでやるのは村の事業をどういうふうに締めながら、また次のステップに踏みかかるところです。ご理解をいただきながら、まだ住民の意向が物すごく多いということであればまたもう少し延ばすということもあるかもしれませんが、一応は今の段階では村のほうからのものは今度の令和元年度できとりあえず締めますよという話を、ぎりぎりになってまたやると随分いろいろ議会からも言われました。ですから、早々とその辺を皆さん方に周知をさせていただいて、もしそれをうまく利用するということができれば今年度あたり頭に入れながら実行していただければということでもありますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 説明はわかりました。また、これに関しての再々質問ですけれども、今まで利用した人、今ご利用している方々、これら自分の生活の再建のため村の再生のため農地の利活用のために行政サービスを受けるのは住民として当然の権利でありますし、支援を施すのもまた行政として当然の履行事項であります。しかし、これらの支援策に限らず今存在する全ての行政サービスを含めて行政としての支援関連事業を見て思うのは、これからの人たち、来年以降に帰還をしてくる人たちへの支援策はどうなるのでしょうか。

県も村も支援事業もいついつまでですよと期間を設けているのは、そこに帰還した人、しない人への差が生じてくるのではなかろうかと大変に危惧をされてなりません。村長の言う村民の自主自立性を求める考えには全くの同意見であります。何でもかんでも全てがただで行政にしてもらえると考えさせてしまうのは確かに自立性を軽んじた考え方とも思われます。行政にも財源というものがありますし、ボランティア団体ではなく村といえども地方自治体の一翼を担っている自治組織であるわけですから、出すばかりの支援ではなく財源の確保のためにも税収等の徴収を考えなければなりません。

長くなりましたが、私が言いたいこと聞きたいことは何ぞやというのは、先月ちょうど農業のことを聞こうと思っていたこのときに、ほかの自治体に住民票を移してほかの自治体に今住民票を有している。同年代ではなく同世代の方からお電話がありました。内容は村の現状はどうなっているのか。この年になると土いじりがしくて仕方がない。だが、自分は農業未経験者である。避難前に年配の方にうまい米づくりを何度も聞いたが教えてもらえることはなかった。というのも、将来的に帰還して広大に余っている農地を活用して農業に携わりたいがそのときに何かしらの支援や補助はあるのか。お金は出さない、または払っていただく方向性に向かいつつあるが、私としてもそこに関しては時期尚早ではないかと聞きたいからです。飯舘村は今避難指示が解除され、原発事故からの生活の再建ではなく新しい生活を一から作り始めている最中であります。いろいろなことや取り組みが始められていますが、ひとり立ちする時期にはまだまだ足りません。要は、子供がまだ成人しないうちにお前は自分で頑張れよと言っているのにほかならないと思われま。最初に村にかかわった人だけが支援策を受けられるというのではなく、村民ならば誰しもがいついかなるときでも自分がかかわりたいなりわいに自己負担100%ではなくそこには本人が収入確保をできれば税の徴収につながるわけですから、年配者から若輩者への知恵と経験の伝承も大切でありますし、安心して仕事に取り組むための環境整備と支援制度が必要であり、今後毎年帰還を果たす人たちへも支援策の拡充及び継続性の重要性を考えますが、金銭面だけの支援にとどまらずつくり上げるまでの伝承や指導も含めて今後の農業者支援に関して行政としてのあり方を、再度村長のご見解を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） ちょっと誤解があるかもしれませんが、何せ国の制度は続いていく限り使えますし、また、もっと延長してくれという話は何度もやります。ただ、村が今単独で出しているというものはほんのわずかですが、数が多くなりますと結構膨大なお金になってきますので、この辺で一応という形です。一方で、また移住・定住・交流のほうに、それは場合によっては村の中にとということになりますと村外の方、村民でない方もさることながら村内もそういうのに該当しながらいろいろなことができるような制度がまたできています。なお、そういう中でもうちょっと農業か何かをやりたいということであれば、そういうものに切りかえさせていただくなり、あるいはその中に制度みたいなものをつくるなり、あるいは農政と移住・定住・交流の間でお互いに連携しながらつくるということもできるだろうと思いますので、決して今年度ではいい、もう後はないですよというつもりでは全くございませんので、ただ、どこかで区切りをつけて皆さん方に周知をしていって、その上でまた意向をということでもありますので、今ご質問いただいた趣旨は全くわかりま

すので、ここではい、ぼっきりよというつもりは全くございませんので、またいろいろな形で村民のために考えていくのは行政の大切な役割だと思っております。

5番（高橋和幸君） 今村長のご答弁にありましては行政側にもしてあげたい気持ちと行政の現状を鑑みて難しい側面があることが相まみえるところではないかと思われませんが、村長の一部の村民から非難のある村民の声を聞かないという点に関しましては先日も年配者の方から嘆きのお話を直に耳にいたしました。ある意味ですが、私も頑固な一面を持っておりますので厳しい対処を理解を示せる点もありますが、我々議会及び行政は住民あつてのものですから厳しい対処を見せるのはわかります。締めるときは締めても緩めるときは緩めるべきときもあると考えられますし、我々議員には議決権が与えられておりますが、実際の執行者は村長であります。議会と行政は両輪と述べられましたように、我々議員にもぜひご提案等をいただきながら、この農業者支援事業について村民の福祉向上のためにもよりよいものをもとに模索していけることを強くご期待とご提案とさせていただきます。

続いて、2番の林業関係に関する再質問であります。まず、ご答弁の最後にご指摘のとおりと最後の3行があります。昨日の一般質問においてもしかり、以前の一般質問においてもしかり、多くの議員からバイオマスの話は出ておりますが、それを抜きにいたしましても具体策を検討するとありますが村長はおわかり、行政もおわかりだと思いますけれども、村単体では林業再生は到底できない現状であるというのはご認識のとおりだと思いますが、具体的なものが何かあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） いろいろな提案が村のほうにはあります。ただ、それが間違いなく村にとってプラスになるのかマイナスになるのか、あるいはそういう提案した業者さんが確たる会社なのかそうでないのか、非常にこれは林業に限らず太陽光からありとあらゆる畜産からいろいろ村には何十となくありますが、その都度その都度村はいろいろな角度から検討させていただいているし、また、場合によってはどうも心配な会社だ、あるいは採算的にどうなんだというところで二の足を踏んだり、あるいはここならば大丈夫ではないかということで前に進むというのがこれまでもありましたし、今林業のことも全くそのとおりでございます。ということで、もうちょっといろいろ検討させていただく課題がありますし、もし皆さん方にお話しするような段階になったとしても、まだ多分その上で課題があるだろうと思います。それはまたお話しすれば皆さん方と一緒に協力をさせていただくという、あるいは課題を取り除いていくという形にしたいと思いますが、今もうちょっといろいろ話のある中でどういうふうにか整理をして皆さん方にお話しをするかというのは、もう少し時間をいただければというつもりでお話しをしております。

5番（高橋和幸君） 同じく林業に関する再々質問ですが、風評被害や放射能汚染の心配がありながらも、農業畜産等は徹底した検査を行いながら徐々にではありますが再生に向けての道ができてつあります。その中で、遅々として進まないのが林業再生であります。食物が大丈夫なのに木材は売れない。飯舘村内においても原発事故前は数多くの方が林業、そして原木を伐採してなりわいを立ててきました。皆様ご承知のとおり、私も議員になる前は父とともに林業一本で生計を立てておりましたが、この事故にて廃業でありま

す。また、全ての職種の中でも算定基準を出すのが一番難しく、最低の賠償内容であります。なぜ木材は売れないのか。買い手はいないのか。国や東電に対して責任ある対処を求めているのか。いつになったら木材の物流は始まるのか。この林業再生問題に関して現時点でどのような解決策が模索されているのか。以前にも申し上げたとおり、私は村長になったことがないのでわかりませんが、私がもしそうでしたら国や東京電力には強く提言をしていると思います。村長はこの問題に関してどのような話し合いがなされているのか、どの程度の重要な問題と捉えているのかをお伺いします。

村長（菅野典雄君） 飯舘村は農業の村でありますけれども、ほぼ70%、80%が山林であります。そして飯舘村に住んでいる、飯舘村に限らず農村に住んでいる方は山の生産物と生きているというところがあるわけですから、何とかしなければならないなということはあります。ただ、現実に環境省の除染のカリキュラムは山に人家から20メートル入るということですから、それはもう既に終わっているわけですね。ですから、山を除染しない限り帰らないという、帰れないという人もいることも事実だろうと思います。ただ山林、この面積の70%、80%を全部、もし除染をするということになれば何十年かかって何百兆円かかるのかということになりますと、それを待っていたのでは皆さん方が全く時代が変わってきてしまいますから、その妥協の中でどうするかということで、村としてはこんな話をずっと国に言ってきています。それは、少なくともこの山と生活している、山というのはあくまでも林業というよりはまず今生活のほうを言っておりますが、15年、20年の間森林再生交付金ということで村独自にそんな多額の金ではなくてもいいから長い間村に自由に使える森林再生の交付金を渡してくれないか。そうすると、我々村が皆さん方と相談しながら、今度は小宮なら小宮のどここのところをみんなで整備をしていきたいと思いますという話ができるのではないですかという話は、震災当時からお話をしています。その結果ではないんですが、今モデル事業ということであいの沢をやっておりますが、そのモデル事業が終わった後どういうふうにそれが広がっていくのかというのはわかりませんが、ちゃんとした事業が成り立てばいいんですが、どうしてもモデル事業で終わってしまうということになれば何か残念だと。だから、交付金事業みたいなのができませんかというのが話してきているところであります。

それからもう一つ、産業としての林業、これはまたそれとは別にしっかりと考えていかなければならないなということで、ずっとこれもいろいろ言ってきたところですが、先ほど答弁しましたように、県のほうが県の基準を少し考えましよう。県も本気になって考えてくれているので、国の一般的な話では前には進まないで県のほうでということで今年度飯舘村の線量の低いところにある、場所は佐須の前乗あたりにはあるんですが、佐須というのはご存じのように解除準備区域ということで低いですから、そこの公有林を少し切って検査をして使えるものは使う、それから売れるものはどういうふうになるかわかりませんが、売ってみるといって実験をやってみましようということまで今来ているということであります。確かに遅々としておこなわれてはいますが、できるだけ林業、大切な産業ですからこれからはいろいろな県にも言っていきますし、国にも言っていきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） また最後に1点だけ山林に関する質問でありますけれども、昨年議会  
で岐阜に行き行って感じたことがあります。山林や原野等の流動性の低い資産は売り買いには  
大変時間がかかります。手入れをしてまでも価値ではあります、固定資産税はかかっ  
てきます。帰還宣言がされ、除染がされ、私たちはこの場におりますが、全ての源は山が  
根源であります。線量の変化のもと山であり、雨・風・水を感じられるのも山があるか  
らであり、山が荒れていけば害虫被害のもととなり自然災害のもととなり農作物の被害に  
もつながり、管理を怠れば良質の木材は育ちません。今後の環境整備の大きな課題であ  
りますが、これから少しずつでも整備や間伐等が進んだ場合、50年、100年先を見据えてヒ  
ノキなどのブランドにつながるものを次世代に残せる財産として考えることを視野に入  
れてみてはどうでしょうかとご提案いたします。自然エネルギーなどのさまざまな活用方  
法も考えられますが、価値がないと思われる山でもそこに立木があればいろいろな条件へ  
と変化します。個人的な処分には場合にもよりますが全部事項証明書、固定資産税通知書、  
固定資産税名寄せ兼課税台帳、公図、固定資産地番参考図、物件位置図、地籍図、測量図、  
使用地番一覧表など個人ではとても大変であります、森林法や林業基本法などもか  
かわってきて伐採や造成、つまりは植樹であります、の定めがありますが、行政が入  
ることによってメリット化を図り、この230平方キロメートルのほとんどが山林に囲まれた  
地理の有効活用は行政としても将来的に必ず考えなければならない課題であると思われ  
ます。村長のご見解はいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全く同感であります。ただ、残念ながら相手は放射能だということと、  
あるいは国県とのことである限り村だけでは進まないということで、村の自分たちのこと  
は自分でというのわかりますけれども、とてもそれだけではおさまりつかないので国県  
とどういうふうに事業をうまく流させるといいますか、事業を起こさせるというのに精力  
を向けていきながらいろいろな事業をうまく利用していくということになるのではない  
かなと思っております。

5番（高橋和幸君） 私も以前にバイオマス等の発言をしておりますし、その際にはちょっと  
否定的な村長の答弁でありましたが、今定例会におきましては前向きに考えてもらえてい  
るような感じもいたしましたので、バイオマス化の完成するのを待ちわびて次の質問に移  
りたいと思います。

3番の再質問ですが、この回答には明らかに不満を感じます。2ページ半答弁が書かれ  
ているんですけれども、私が質問した内容に該当する答えは村の現状においては必ずしも  
取得の必要性はない、生産性ふやす、品目ふやす、生産量をふやす、傾注して支援。2ペ  
ージ半使ってこれだけが私が聞いていることなんですよね。あえて質問内容に被災者とい  
う特異性、その払拭というこれをつけているんですから、これに関して答えていただかな  
いと。初めのころ、私も議会議員となりましてたくさん失敗をいたしました。通告内容が  
ないと即通告外だと言われてとめられてしまいました。また、議会議員が一般質問で提案  
するからにはただだめではなく提案型ということに努めてきたつもりではあります、こ  
の私の質問内容に関して行政が答弁しているのは、答弁ではなく私の質問内容の説明なん  
ですよ。それはおわかりいただけるでしょうか。いかがですか。

村長（菅野典雄君） 確かに私らのほうも一生懸命勉強してGAPなりISOをどうなんだと  
いうことで、そういう意味で説明を書かせていただいたということだと思いますし、担当  
のほうもそれで自治体でとっているところもないことはないとは思っています。今質問の  
中に被災者という特異性であり、それを取り除くためにとこういうことでありますから、  
決してやぶさかではないなと思うんですが、もうちょっと勉強させていただいて、どうい  
うことをやればいいのか、また、そのためにはどれだけの要件があるのか、そしてどのよ  
うにももう一度点検をするというのが出てくるはずですね。よく、会社などはかなりとっ  
ていらっしやって、それが会社のイメージアップになっているとこういうのはもう聞いて  
おりますが、自治体としてというのはまだちょっと情報として私らも入れるのが少ないと  
いいですか、考えてもみなかったものですからこういう答弁になってしまいましたが、も  
うちょっと勉強はさせていただきますけれども、後でそれがいいことにはなるとは思うん  
ですが、今でもいろいろ仕事が多岐にわたっている職員にプラスになるのかな、仕事量で  
それがマイナスになって仕事のほうにかかるようなことにならないようにだけはしなけ  
ればならない。そういうことでの話だったつもりなんです、なおもう一度いろいろお聞  
かせ、考え方持っていらっしゃるようですから、考えを聞かせていただきながら、決して  
やりませんと言っているわけではございませんので、お聞かせいただければと思っていま  
す。

5番（高橋和幸君） 私はGAP、ISO認証の推奨を言ったわけですが、それを言っ  
たらGAPとは何か、農業生産管理工程と書かれてきました。私もA4紙33枚用紙をとっ  
てよくよく見て勉強しました。どんなものか、日本のものがあるのか、ドイツのものがある  
のか。GAPをわかっていて質問しているんですよ。GAPを何かというのを私に説明  
されても答えになっていないんですよ、これは。

改めて問います。GAPの100%に近い答え、お答えください。

復興対策課長（村山宏行君） おただしのGAPの件で農家のほうにこちらを進めて被災地と  
しての放射線被害、そういったことを払拭してはというそういったもののご質問というふ  
うに承っておりますが、まずGAPを進めるに当たっているいろいろな条件がございます。特に  
農家には農薬の適正利用でありますとか、それからその管理、そこまで求められますし、  
それから環境保全に対する義務もありますし、事故防止のための安全衛生、それから工程  
全ての管理、そういったところが農家個々に求められるわけですよ……。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休議します。

（午後2時24分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午後2時26分）

復興対策課長（村山宏行君） 答弁のほうでお答えは何度か差し上げましたが、GAP、グロ  
ーバル・アグリカルチャル・プラクティスです。農業生産工程管理というものでございま  
す。ですので、農業において食品安全性であるとか環境保全性であるとか労働安全性とか

そういったことを持続可能を示すためにその工程を管理する、その取り組みのことでございます。

5番（高橋和幸君） 私が聞きたかったのはまさしくそれです。グローバル、適正な、アグリカルチャー、農業の、プラクティス、実践。これらを総じてGAP農業生産と答えていただければ私は何も再質問をする必要はなかったんですけども、これに続いてISO認証についても多分聞くし政策上などで認識していると思われま。現在、徐々にではあります。農業や畜産の再生及び復活に向けて各従事者や村民の方々が頑張っているのは先に述べたとおりであります。ICTの活用もなされていることもさきの質問にて確認済みですが、現代技術は常に先々を見据えて走っております。それがGAP認証です。南相馬でも2社、福島県内の高校においても9校目が認証取得を得ております。特に被災地である我が本村においてはこのGAP認証取得こそが安全安心な食材の証明の大きな手助けの一翼を担うのは言うまでもありませんが、取得にはさまざまございまして、300項目を超える審査基準をクリアしなければならないものもあります。しかし、個人での取得には大変な部分もあることから、個人で大規模及び小規模に取り組んでいる方々にとらわれず、飯館村の一つの自慢と売りでもある飯館牛のブランド化、これらの本当に安全安心な村内外への証明には今後GAP認証は欠かせないものであり、全国に、そして世界にも安心を証明できる大切かつ重要な取り組みでありますので、行政として率先して推奨し、単体的な捉え方ではなく飯館村としての安全安心な証明に取り組んでいく姿勢をお伺いしたかったのですが、答弁書には必要性はないと書いてあるので聞く意味がありませんね。

答弁書に書いてありますGAPへの答弁なんですけれども、捉え方や考え方も人それぞれですから一概に理解できないとは申しませんが、少ないからやらないとか小さいからやらないみたいなGAPは必要ないという初めから固定的な概念は相も変わらず狭い視野から脱却できない時代の流れに乗れない非常に安易と言わざるを得ない発想であり、あえて質問内容に被災地の特異性、その払拭と書いたのはさきに述べたとおりであります。この点に関しては今の行政の話聞いていますと何もご存じないようですので、幾ら話しても進展が見られないと思いますので、もう少し勉強を促したいと思います。

復興対策課長（村山宏行君） 答弁書の中で言葉の選択を間違えたかなと思います。こちらも、村としても議員の考えているとおりでございます。将来的に被災地のそのレッテルを剥がしていく、そして農業の復活を果たすということのためにはGAP、その規格的なところをきちんとして他の地域に示していく、消費者に示していくというのは重要だと思っております。ですので、行く先にGAP、そういったことがあると思いますが、先ほどお話ししましたようにまだ村の農家というのはそのレベルには行かないかなと思っております。なかなか生産管理をしてそれを全部検証して、そして次につなげる、そこまでの取り組みに取りかかれる農家が少ないと思います。もちろん、そういったところに取り組みたいという農家がありましたら村としても支援をしてまいりますし、将来的にはそういったところを伸ばしていくということになるかと思いますが、現段階としましてはまずは生産者の数をふやすこと、それから生産量をふやすこと、生産品目をふやすこと、そういったことにまずは傾注をさせていただいて、将来の目標の中にGAPの取得、そういったとこ

ろが入ってくるのかなと考えております。

以上です。

5番（高橋和幸君） 今の質問はこれ以上やりません。

次に、4つ目の再質問に入らせていただきますが、その前に確認いたします。答弁書に10の協定の締結とあるんですけれども、出していただいた資料には13項目あるんですが、どれが今生きていて進んでいるもので、どれがないものなののでしょうか。それとも全部あるんですか。

総務課長（高橋正文君） 資料請求ございまして資料をお出ししております。13番までの協定の内容を書いておりますが、上から3つ、協定締結日が21、22、24で有効期限が3年ということで、現在4番からが有効ということで、参考までに1、2、3も記載させていただいたということでございます。

5番（高橋和幸君） 再質問いたします。農業という文字から入るので1番における再質問と思ったんですが、最終的な問いが協定関係にかかわってくるので特に暫時休議に入らぬように最初に通達いたします。

地場産業、特に農業の復活なくして地域の活性化はないという考え方はお話をしたとおりであります。今までとは違い、私が今回なぜ農業を問う関係を取り上げたかということ、ご承知のとおり、私も本年度の生きがい農業を活用させていただき実家の畑を利用し漆の苗木を植える作業を試みたからであります。その過程の中において実感したことをお話しします。時間がありますので簡単に言いますと、農業は自営ですから私も初めての取り組み、自分の好きなようにやりたい時間にやればよいなと思っていました。皆さん大変大変だとおっしゃる意味がわからなかったんですけれども、いざ自分でやってみるといつまでに耕すいつまでに植えつけを終了しと、先々を考えながらのなかなか大変な作業であることを実感した次第であります。その中で土を耕しながら機械から舞い上がる土を見て感じたことがございました。除染を終えた畑ではありますが、実際の土壌の性質はどうなんだろう。さまざまな大学や企業との協定があるのなら、ぜひとも土壌サンプリングをしていただき、安全性を証明した上でその土の性質からどんな作物が適しているのか、つくるものによっては気候なども考慮してハウスにしたほうがよいのか、作付者の要望によっては土壌に対してどのような肥料が適しどんな管理体制が必要で線量の管理などはどう行うべきかなどなど、自由に使ってくださいだけではなく、つくる前にこういう連携した大学や企業との、また農作者の連携体制がとれないものかをお伺いいたします。

復興対策課長（村山宏行君） 大学の連携、それから企業との連携の以前にその畑地の放射線量、その土壌サンプル、それから施肥の設計とか、そういったことは今営農再開支援事業のほうで行っておりますので、そちらをぜひ利用いただければと思います。

その上で、新たな作目をつくるとか、それから新品種導入、あるいは別な形での利用、そういったことを大学の力をかりたり新たな企業の力をかり、そういったことはあるのかなと思っております。

5番（高橋和幸君） 提出していただいた資料、大変こういうふうに細かくわかりやすく、こういうものが出てくるとは思っていませんでした。少なからずの今までのように多少ばか

りの資料が出るのかなと思いましたが、すごい詳しく載っていて感謝を申し上げます。そして、質問で協定条件と私書いているんですね。協定条件についての回答がないんですよ。協定内容の回答はありますけれども、協定条件はわかりますか。要は、金銭が絡むことです。

総務課長（高橋正文君） 協定の条件ということですが、村が協定を結ぶ相手方については特に条件は設けておりませんが、多いのは相手の大学のほうから飯舘村をオフフィールドにいろいろなことをやりたいとか、協定を結んでこういった住民との交流をやりたいとか、そういう申し入れがあった場合に飯舘村の内部で判断をして結ぶか結ばないかを決定しているということで、特に条件は設けておりません。金銭ですか、お金。お金的には協定については普通は発生いたしません。ただ、学生さんが飯舘に来ていろいろ飯舘のためにやっていただく場合に、いろいろ経費がかかる場合は、その事例に応じてその都度交通費、費用弁償等をお支払いする場合もあるということで、全てにおいて経費が発生する、協定について発生するというものではないです。通常は協定において金銭面の経費は発生しないというのが基本であります。

村長（菅野典雄君） ちょっと補足させていただきますが、見ていただければ、4番の上智大学が随分前から学生が夏休みに来て子供たち、中学生の勉強を見てくれています。ということで、そのときの条件は大学も3分の1、本人も出させます。それが学生にとって大切なことです。村も3分の1出してくださいということで、あの当時1週間ぐらい2コースに分かれて飯野の加登屋さんに泊まってそういう経費、旅費なり、3分の1・3分の1・3分の1、こういうこともあります。あとはどちらかというとか何か事業をやるときにこんなことしたいんだということで村がそれは助かるなというときには予算をとるということもあるだろうとは思いますが、それで、特に学生たちがこういう被災地に向かうのにほとんど遠くから来るわけですね。そういう意味で、若干旅費も全てというわけにはいかないけれどもとらなければならぬのかなということで、村では去年あたりから少しとらせていただいているんですが、実は去年から国のほうが1億円、学生たちが被災地に通う旅費ということで特別中の特別、これは飯舘村にかかわってくれた総務省の職員がそういう実態がわかったものですから、学生たちが被災地に向かう旅費ということで1億円とって、それぞれ大学に申し込むようにということでそれをとっているところもありますし、とらないでしまったところもあったり、その辺はこれからも、この前福島復興再生協議会というところで私大勢の前で話してきました。ぜひこういうのをとっていただきたい。1億円、旅費に1億円というのは国としては破格の判断だろうと思いますけれども、大切だという話をしてきたところでもあります。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 協定条件と協定内容を聞いたのは、幾らお金かかっても別に自分は構わないんです。子供たちにかかるお金は以前にも議会の場ではありませんけれども村長に申し上げました。5,000万円でも1億円でも私は賛成しますと。内容を知りたかっただけで、そこは勘違いしないでいただきたいと思います。

最後の5番目の質問になります。多分以前に自分防犯マニュアルの策定については聞いて

たことがあるんですけども、今後つくっていくという返答があったと思われま。それが今現在でなぜつくられていないのか。あと、学校等のマニュアル策定が義務づけられていますので、議長、このマニュアルの策定の資料を求めます。

議長（菅野新一君） わかりました。

5番（高橋和幸君） 今普通の村内の防犯マニュアル策定がないのか。

議長（菅野新一君） 和幸君、あと8分しかありませんけれども、間に合わなくなるよ、資料なんか言ったら。

5番（高橋和幸君） 資料は後でいいです。

住民課長（石井秀徳君） 学校施設とか福祉施設、こういったものにつきましてはお聞きしましたところ義務づけられているということはお聞きしていますが、自治体とかあるいは役場も公共施設なんです、公共施設等についてはそこまでの義務づけが今のところないという部分もありますので、取り組みはしていなかったという状況であります。

5番（高橋和幸君） 自治体自体の防犯マニュアルがないのはいかがなものかと思われまので、早急なる対策をお願いいたします。

最後の質問になります。現在は皆様もご承知であり常日ごろからご使用している携帯電話であります、それ以前は何があったかご存じでしょうか。ポケットベル、略してポケベルです。であります、この会社の行く末をご存じでしょうか。なくなったとお思いかもしれませんが、実はある分野で目覚ましい成長を遂げ大躍進しております。それがこの防犯対策事業であります。山間部や過疎地においてひとりきりや高齢者の方々の家にテレビやブザー対策を施して、時には行政や関係機関に直接つながるシステムを導入して大変なる利益を上げています。このシステムの最もすぐれている点はテレビや携帯、電柱とは違い、以前の昔使っていた既存の電波で日本中全国ほぼ全てのエリアをカバーできるという電波の強さであります。ですから、今の連携体制ではまだまだ不十分であると思われますし、有事の際の1秒でも早い周知が可能になるので、こんな不安定なご時世ですから村民のいち早い安全の確保のためにも議会としても協力いたしますので、ぜひともこういうシステムの導入のご検討をしていただけることを最後にご提案として、私の一般質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時ちょうどです。

（午後2時45分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時00分）

議長（菅野新一君） 4番 高橋孝雄君の発言を許します。

4番（高橋孝雄君） 4番 高橋孝雄でございます。

令和元年6月定例議会最終日、一般質問最後の質問となります。村長初め関係各位の方々、大分お疲れのようでございますが、いましばらくおつき合いをお願いしたいとこのように

思っております。

質問の前に、私事でございますが不注意で負傷し、5月30日の臨時議会を欠席したことについて、この場をおかりして深くおわびを申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。

1番、有害鳥獣駆除隊員の委嘱について。震災後ふえたイノシシ、そしてサルなどの駆除をする駆除隊員は村内の狩猟免許取得者全員に活動していただきたいと、このようにお願いをしておりました。

そして2点目は、持ち主のない荒廃した建物解体について。昨年度議長を先頭に議員一同が上京し環境省で聞いた限りでは、村からの要請があれば壊すこともできるという話がありました。これは議員8人がみんな聞いていただいております。道路沿線の荒廃家屋について早期解体の方策について伺います。

以上、2点お願いします。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、有害鳥獣駆除隊員の委嘱についてということでございます。現在、有害鳥獣の捕獲隊員の選定は福島県猟友会飯館支部から推薦を受けた方を村のほうをお願いしなすということで委嘱をしているところでございます。震災前の平成22年度の村内のこの飯館支部の会員は59名おりました。村は猟友会の推選を受けてその中から25名を有害鳥獣捕獲隊員に委嘱をしていたところでございます。震災後は、放射能の影響により鳥とかイノシシなどのこういうものをとって食するという楽しみができなくなったというだけではないんだろうとは思いますが、猟友会を脱会する方が多くなっており、平成31年度の猟友会の会員は先ほど言いました59名から25名まで減っているということであります。その中から猟友会の推選を受けて昨年度より3名多い25名の中の21名の方を鳥獣被害対策実施隊ということで委嘱をしているところであります。活動といたしましては、隊員同士の情報共有、申し合わせ事項の確認などを協議するために月1回の定例会、また、2人1組で週3回のパトロールを交代で行っておりまして、5月末までには103頭のイノシシ捕獲をしまいったところでございます。

ご指摘の捕獲隊員は村内の免許を持っている人全員をお願いしたいのでございますが、年々イノシシやサルなどの頭数がふえている中、鳥獣被害対策実施隊員をふやすことも重要と考えておりますが、一方、銃の取り扱いは法によって厳しく規制されておりますので、猟の事故防止や安全対策も重要でありますので、引き続き福島県猟友会飯館支部から推薦を受けて委嘱させていただき、1人でも多くの方で有害鳥獣対策を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

それから2点目の荒廃した建物の解体ということでございます。環境省の被災家屋解体事業については、昨年8月に3回目の相談窓口を設けさせていただいて、89件の方が相談されたとの報告を受けているところでございます。村としては、住民周知はもとより各行政区に依頼をし、地域にある所有者不明等の家屋の調査を実施してまいりました。最終的には54件の被災家屋の報告がありまして、28件は地域の方の情報や登記簿などから所有者との連絡がとれまして、解体する方向で環境省と相談を終えているところでございます。

残りの26件でございますが、所有者不明や連絡調整がとれないままとなっているところでありまして、環境省の被災家屋解体の趣旨を踏まえた事業制度上、所有者不明の家屋、あるいは申請されていない家屋については村からの要請があっても解体を実施することはできない事業となっているところでもありますので、ご理解をいただければと思います。もし、この幹線道路沿いで早急な対応が必要な家屋の情報があれば、村としても現場確認を行い今後どのような対応ができるか、あるいは相手とのお話し合いなどもやっていきたいと思っていますので、どのようなところがあるのか内々村のほうに教えていただければ1つでも2つでもそういうものが少なくなるように村としても努力をしていきたいと思っていますところでもあります。

以上でございます。

4番（高橋孝雄君） まず1点目の有害鳥獣駆除隊の委嘱についてでございますが、今ほど銃の取り扱いは法によって厳しく規制されております、こううたってあります。この狩猟免許をお持ちの方は当然この厳しい条件、また指導をクリアして銃の所持許可証をいただいているわけでございますが、決して素人ではございません。ですから、なぜこの21名だけではなく25名全員、なぜできないのか。この点をお聞きしたいんですが、村長では無理ですかね。

復興対策課長（村山宏行君） 25名全員をなぜできないかということではありますが、繰り返しになるかもしれませんが、猟友会のほうに村としてはその駆除の隊員について推薦をいただいているというところでございます。そこで推薦されて、選ばれているのが現在の対策の隊員ということでございますので、改めてほかの方も全てということになりますと、なかなか猟友会全体としての運営、そういったところにも影響を与えかねません。例で申し上げますと、以前銃の管理について指摘をされて一度免許取り消しになった方もいらっしゃるというところでございます。そういったことも踏まえた上で猟友会のほうに推薦をいただいて、そして選定しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4番（高橋孝雄君） 今不都合があつて取り消しになったと聞いております。しかし、それでもなおかつしっかりとした勉強をして、そして講習を受けて免許をとったものでありますから、決して危険な行為などはするはずもないし、そしてこの21名の中で各行政区20区ある中で21名だから、各行政区にせめて1人ぐらいいいはずですよ。しかしながら、飯樋4区、10区、11区、12区、13区、1人もおりません。我が田に水を引くようだという言葉ありますが、自分の田に水をかけないで人の田に水かけたって米とれないでしょう。これと一緒に。この猟友会の駆除隊の方々も自分の近くのもの追うけれども、よそまで来てとってこないんです。私、今年田んぼ続けました。確かにありがたいことに電牧の柵もいただきました。でも、稲の穂が出てからイノシシの被害が出るという話を聞いていたので、そのままにしておいて除草剤を振った。次の朝、行ったら土手を掘られて水が空っぽになって除草剤を振り直しました。私、農業やって五十数年、耕土の中の水田でイノシシの被害受けたのなんて一度もございません。しかし、このままでいったのでは農業の再開も容易でないんですよ。なぜ25人の中で、25人の駆除隊員がなぜ選べないのか。もし、猟友会の中でどんな問題があったかわかりませんが、刑法憲法に照らし合わせて第

何条の何項でだめなのだというそういうお尋ねをしてほしいとこのように思います。私もこの問題、この1点目と2点目は3回目の質問になります。今まで2回は振り返ってみますと当たりさわりのない回答をいただいていたような気がしますので、三度目の正直、私の顔も三度と言いますので、今回だけははっきりとした答弁をお願いしたいとこのように思います。

村長（菅野典雄君） 大変当たりさわりのない答弁で申しわけございません。もう一度猟友会の皆さん方にお話をして、全員でやることにはならないのかどうかお話をしてみたいと思います。その結果、どういう形でその3人の方が入らないのか、あるいは入らないようにしているのか、その辺はまた本人に、高橋議員のほうにお話はさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

さらに、今のような大変な面があります。私も被害に遭っている一人ですから、何とか少しでもサルなりイノシシなりがとれないと我々困ったものだなということでもありますので、もうちょっと鉄砲の許可をもらう人がふえてもらう方法はないのかということで、何せもし、よし、私もやってみようかという方があれば村のほうで全面的に応援をさせていただいて、そして猟友会の屠殺といいますかとる方のほうの隊員に入ってくださいことを進めていきたいと思っていますので、以前よりはちょっと前向きな答弁とさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

4番（高橋孝雄君） それで、今申し上げたとおり飯樋4区、10区から13区まで広い中に1人も駆除隊員がいないんです。先ほど我が田に水を引くようだとありますが、本当に駆除隊の人たちは自分の足元で精いっぱいなんです。猟友会になっても駆除隊員でない限りは11月15日から3月15日までしかとれないわけ。その間は出なかつたんです。それ過ぎたら今度はイノシシが出てきます。電話しても駆除隊の隊長の電話番号はわからないし、役場に電話しても恐らくそのころはイノシシ逃げてしまう。そういう状態ですから、とにかく21名いるのだったら各行政区1人割ぐらいの配置をして、そしてやってもらわないと今後容易でないとこのように思います。村長が今猟友会と話をして何とかいい方向に持っていきたいという答弁をいただいたので、玉虫色の決着ではないようでございますが、とにかくそういうことでひとつこの件はお願いしておきます。

続いて、2番目の空き家、荒廃した持ち主のいない空き家についてでございます。今村長から言われたように、どことどこがどうなっているんだと言われましたが、私が見た限りでは幹線道路で景観がすごく悪いところが4カ所ございます。飯樋町のワタナベモータースの前、それから元小宮小学校の入り口、それから妻の橋のところを行ったところのあの空き家、そして大倉ダムの近くの空き家とこの4件が今目についております。女性の方が夜通ると何かお化けが出てきそうで怖いという話もありましたので、これを何とかできないものかなとこのような思いで質問をさせていただきました。答弁をお願いします。

村長（菅野典雄君） 今具体的な名前をいただきましたので、行政で調べられる限りいろいろ調べたりなんなりしまして、そちらとお話をしていきたいと思っています。ただ、環境省の申し込みは切れていますので、その上でどうしたらいいのかというのを、確かに今名前が挙がったところ、頭の中で追ってみますと高橋議員の言わんとしていること、そうだなと思

いましたので、どんなことができるかまず4件について調べさせていただいて、またこれも後ほど報告させていただきたいと思います。

以上です。

4番（高橋孝雄君） 同じく3回目の質問に対してしっかりとした答えが返ってくると私ながら安心をいたしております。ぜひともそのように取り計らっていただきたいとこのように思います。

最終日の最後の質問でございますが、時間は大分ありますが、皆さん大分お疲れのようでございますので、この辺で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで、本日の一般質問を終わります。

#### ◎日程第3、請願第2号審査報告

議長（菅野新一君） 日程第3、令和元年請願第2号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についての件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） ただいま議題となりました令和元年請願第2号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書について、6月11日に委員会を開き、慎重に審議しました。その審査結果について報告いたします。

本請願の趣旨は歴史的な核兵器禁止条約に世界で唯一の戦争による被ばく国の日本は核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求める意見書を国の関係機関に提出することを求める願意であります。審査の結果、日本の外交に関する案件であり、村議会として立ち入る問題ではないため、不採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この請願については過去の飯館村議会においても採択され、意見書提出しているものであって、まして今委員長が言われましたように歴史的な原爆被ばく国の日本が世界93カ国に今広がっているこの流れの中でなぜ署名・批准しないのかというのがこの何年かの間にずっと求められていることであって、当議会もそういう意味では前に意見書を提出するわけですけれども、そういう流れからいってどこの請願の趣旨の内容に何をもちて不採択とする理由があるのか私には理解できないんですけれども、今委員長が言われたように2017年4月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されている、国連の中で。条約は核兵器は非人道的な兵器であって、国連憲章や国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるということで、歴史上初めて明文上も違法なものと国連の中で認められているものなんです。被ばく者、多くの国民が長年にわたって広島・長崎、直接被害なり間接被害を受けた方々が長年にわたって運動しかち取ってきた、積み上げてきたものなんです。そういう画期的なものに対して世界的な流れでも、先ほど言いましたように、93カ国もの国々がそろって今進めようとしているときに、ましてや原発事故で被害を受けた、被ばくをした我々飯館村の議会がこれを不採択とする理由がわからないんですけれども、何をもちて、先ほど言いましたけれども、何ですか、原爆被ばく国だけれども世界的、外交的問題だから村議会としては不採択にすべきだ。何を言っているんですか。村民の中にだつて

被ばくしている方がいっぱいいるんですよ、今度の原発事故で。広島・長崎の原爆で被ばくした人はいるかどうか調査していませんからわかりませんが、何をもって外交的な問題だから当議会は不採択だなんて理由になりますか。どんな資料を用いて審議されたんですか。この内容について精査したんですか。お答えください。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） 委員会の中では、まずもって飯館村原発事故には遭いましたけれども、今復興期間、復興再生が真ただ中、そういうことも鑑みながら、委員の皆さんにおかれましては国とのつながりをしっかりしなければ復興事業もなかなか来ない。そういうことも鑑みてこの意見書に不採択としました。また、インターネット上での各自治体、市町村にも請願が上がっているようです。でも、まだまだ日本ではその請願の採択、50%まで全くいってもありません。県によりますけれども、20%ぐらいが採択となっているような状況にあります。そして、日本の今の現状、よく世界の中の現状を見れば核兵器については理解するところあります。日本の国防を考えたとき、危惧するところがあるため、ほかの自治体においては請願が出たときの委員会の話の内容もインターネット上で出してみました。請願には賛成できない。日本国民の生命の安全、保障できるのは日米安保の存在ではないか。国際情勢の現状に鑑み、この請願は賛同しかねる。このようなインターネット上の資料もあります。そういう状況で、委員会としては不採択といたしましたので、ご理解をお願いします。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） 審議された内容、不採択理由、今聞きました。1つ目は復興の真ただ中にあるから国がやらないことを当議会在上げることはペナルティーがあるのではないか。2つ目は国内全体見てもまだ50%に至っていないのでやらない50%でいたい。3番目は県でも20%に満たない請願の意見書採択なので、それも並べたい。4番目は日米安保の観点から言って日本政府に対して核兵器禁止条約に署名・批准するよう求める意見にはすることないんだということの不採択だというお話ですけれども、言っていることわかって言っているんですか。委員長。あなたが今発言していることわかって言っているんですか。被ばくを受けた人たちなりこの核兵器というものがどれだけ大変なものかわかっていらっしゃって言っているんですか、今の4つの答弁しましたけれども。断固抗議をいたします。

総務文教常任委員長（佐藤一郎君） 今ほど佐藤八郎議員から出たことについてはよくわかっておりますし、青年会時代もこういうことについて勉強はしました。ご存じのとおり、福島県連合青年会、その行事の中でもこういう核についての勉強はしましたよね。ご存じですよね。そういうことで理解はあります。

以上です。

6番（渡邊 計君） 私はこの審査、もう一度やるべきだと思います。というのは、世界で唯一、確かに日本だけです、広島・長崎、核爆弾を落とされたのは。そして、原発事故もチェルノブイリ、スリーマイル、そして福島と原発事故もあって、核兵器、放射能というのは人間コントロールできないんです。だからこそ使用してはいけないんです。我々日本が核爆弾を落とされてその日本人がこの核爆弾使用禁止に賛成しないということはどう考

えても常識ある人間の判断とは思われない。そして、私も議員になってから1期目、こういう核に関しての問題は陳情上がっていました。全て賛成して通してありました、議会が。というのは、これだけの被害に遭ったからであります。もう一度審査し直すよう求めます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

4番（高橋孝雄君） 私は佐藤一郎委員長の不採択に賛成いたします。なぜかという、村会議員としてはまだまだやる仕事がいっぱい山積みされております。そういう中で国とけんかして少しでも多くの予算をもってこなれば復興できない中で、それまでしてやる必要はないと私はこう考えます。日米安保条約の中で日本は一番平和で幸せだというのはこの安保のおかげであります。したがって、アメリカとけんかしないようにして、そして日本の平和を守っていくためには抑止力として核もそれは絶対に必要なものであって、一概に害になるものとは私は思っておりません。だから、今の佐藤委員長の意見に賛成します。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありますか。

2番（長正利一君） いろいろな問題等は理解できますけれども、我々議員として各委員会を設けて慎重審議、ここまで決することについては相当の議論があったと理解しています。我々がそういう委員会に委ねた分については優先すべきと私は思っていますので、委員長の不採択については賛成をしたい。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。反対討論がありましたら。

7番（佐藤八郎君） ただいま委員会結果報告ありましたことについて、私は審査結果の不採択とすべきものに反対する者であります。

ここの請願趣旨にあるように、各条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70カ国、批准国は23カ国にとどまる。日本政府は世界で唯一の戦争による被ばく国として核兵器禁止のために真剣に努力すべきと考える。そのあかしとして核兵器禁止条約に署名・批准することを強く求めますという請願趣旨です。先ほど委員長からもあったように、歴史的なものもあって、そして核兵器は禁止条約が国連の中で採択され、条約は核兵器は非人道的な兵器であるという国連憲章や国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるという歴史にも明文化されているという違法なものなんだという中で、この請願は上がったものであります。そして、先ほど委員会の報告、過去の飯舘村議会の採択したものが今議会にて不採択というなるわけでもありますけれども、そういう点からも含めて国がやらないことをやってはペナルティーがあるのではないかと、国が国内を全体見て50%に至っていないから村議会も今はできないんだと。3番目に県内を見れば20%にまだ満たないというお話、さらに国の防衛戦略の中で日米安保は云々とありますけれども、日米安保そのものも国で大きな議論になっているし、今の沖縄基地問題含めて幾ら民意が反映、決定しても反映されない今の軍事力、アメリカべったりの日米安保条約

に縛られている中での委員長からの答弁ありました。委員会での審議はどのようにあったか私はわかりませんが、委員長からの答弁からすればそういうことであつたので、全くもってこの請願の中身、そういうものを理解されていない。国の今の事情含めて、きょうの新聞にもありましたように、早くもイラン問題でいろいろ起きているようですけれども、そういう意味からしても被ばくした我が国日本が私たちも原発事故で被ばくをしていろいろな病気、村民が歩んでいるわけです。そういう中であつて全世界の流れにあわせて禁止条約の署名や批准することは今大切な重要な飯館村民にとつても私たちがこれから8年、10年の中で既にいろいろな病気になっている方もたくさんおりますけれども、そういうものも含めてきちんとこの意見書を採択すべきだと私は強くこの不採択に抗議するものであります。

以上です。

議長（菅野新一君） 賛成討論の方。

2番（長正利一君） 私は賛成の立場で申し上げたいと思う。こういう場が私は勉強不足で大変失礼をしたということでおわびを申し上げる。先ほど私も意見申しましたけれども、この議員構成の中で各委員会に分かれてこのような請求があつた場合に、安易に案件をかけてこのような結果を出したとは思いません。大変難しい問題、本当にこの問題については日本で国のほうも重要視している問題かと思ひますけれども、繰り返言になりますけれども、委員会で決したものについて私はそれなりの理由があつて委員長が求めた理由について舌足らずの部分があるかと思ひますけれども、私はそんな意味でこの案件の不採択については委員会で決したものに賛成。

議長（菅野新一君） ほかに討論ありませんか。

6番（渡邊 計君） 私は今回の決定に常任委員会が出したものに不採択というものに対して反対するものであります。先ほど委員長が言いましたほかでも50%いっていない、県では20%いっていない。請願とか陳情、そういうものはほかは何%いっているからいっていないから、そういう問題ではない。そして、国に逆らうことになるからペナルティーがあるようなことを言う。今まで請願や陳情を出してペナルティー請願があつたことありますか。そんなことはどこでもないんです。たとえ行政区の話し合いなどしてもそういう意見を言った人にお前はこういう意見言ったからどうだとそんなペナルティーどこでもないでしょう。それを理由にそういう結論を出すということは常識を持っていないとしか言い切れない。我々日本人、世界で唯一の被ばく国、原発を落とされそして今回の福島原発事故、今回の原発事故は死亡者出ていません。しかし、この核爆弾が使われた場合、どれだけの死亡者が出るか。東京に落とされないと限らないんです。もし東京に落とされたら何十万人単位の死亡者が出るんです。そういうところまで考えて今回の結論を出したのか。そして、先ほど議員室におきましては村外の人の意見だからという言葉が委員長から出ました。村内の人が出したらいいのか、そういう問題ではないんです。私はここで結論を出す前にもう一度持ち帰り、再審査していただきたい。でなければ、私はこの結論に対して反対せざるを得ません。

以上です。

9番（相良 弘君） 賛成の立場から申し上げます。まず最初に、飯舘村議会は2つの委員会があります。それは皆さんで、みんなで決めたことです。ですから、各委員会の決定したことは尊重していただきたいということが第1点であります。

ただいま不採決になった件について申し上げます。大体世界のほとんどが批准している、だからするのが当たり前のようなことを言っているんですが、国は批准しておりません。世界の大国のアメリカ、ロシア、中国はそれに批准しておりません。その中において、例えば国論をこの問題は二分しているわけですよ。自民党も批准していない、いや批准すべきだという国論もあるわけです。ただ、この国防、あるいは軍事的なこと、国の問題です。それを我々地方議会である飯舘村議会が片方にくみすることはいかなものかということで、この不採決の結論に至ったということでありますので、どうぞご理解いただきたいと思えます。終わります。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。お座りください。

よって、本件は委員長の報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまです。

（午後3時47分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月14日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅野 新一

同 会議録署名議員

相良 弘

同 会議録署名議員

佐藤 健太

同 会議録署名議員

長正 利一



令和元年6月18日

令和元年第5回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和元年第5回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和元年6月18日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年6月18日 午前10時00分				
	閉議	令和元年6月18日 午前10時57分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法の 第121条によ り定められた 出席者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育長	遠藤哲	○
	教育課長	三瓶真	○	生涯学習課長	藤井一彦	○
	代表監査委員	高橋賢治	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東利	○
	選挙管理委員 書記	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年6月18日(火)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第48号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第49号 令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第50号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第51号 令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第52号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第53号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第54号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第55号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第56号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第57号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定事項の変更について
- 日程第13 議案第58号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第14 議案第59号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事(外内地区)請負契約について
- 日程第15 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第16 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、村長からその他案件1件が追加送付されております。

次に、総務文教常任委員会から所管事務調査についてお手元に配付のとおり報告されております。

次に、本日議会運営委員会が本日の議事日程等、議会運営協議のため開催されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

6月17日に入札を執行し、外内地区のため池工事の請負契約について仮契約を結びましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第59号は、農業水利施設等保全再生事業ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（外内地区）の請負契約についてでございます。6月17日に7社による指名競争入札を行った結果、株式会社小野・中村が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は1億4,148万円であります。

以上が本日提出いたしました追加議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時03分）

### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時09分）

◎日程第3、議案第48号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第3、議案第48号令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 何点か質問をいたします。

23ページにおける支援いただくために申請から受け取りまでの流れと今までの支出額の実態を伺っておきます。おかえりなさい補助金の部分であります。

あとは27ページにおける被災地農業施設整備工事、この明細と備品購入の明細と営農再開の明細、あとは一番下のまでいな家修繕工事の明細、前に戻ります。19ページの北風と太陽基金、この収益、運用のあり方、これまでの支出内容を伺いたい。

以上。

住民課長（石井秀徳君） 私からは23ページ、おかえりなさい補助金の件についてご説明をさせていただきます。申請から交付の手順という質問かと思いますが、さきの一般質問でもお答えさせていただきましたが、おかえりなさい補助金の要綱に基づいて交付をしているところであります。手順としましては、村に届け出をされるということで、避難住民届ということで様式がございまして、そちらを帰村という形で届け出をされるということが第一義であります。それを持って窓口で審査をいたしまして、申請書を出していただいて交付するという流れになっております。あと、村税等の滞納あるなしという部分については同じ課内でございますので調査をしまして交付しているという流れであります。申請が出ましたら、内容を確認しまして、口座番号等を一緒に出していただきますので、それに基づいて決済後、振り込みにより交付するという流れになっているところであります。

以上です。

復興対策課長（村山宏行君） 私からはご質問の27ページ、農業振興費の工事、被災地域農業施設等整備工事の内容ということでございます。まず、こちらにつきましては13区営農組合、7戸の農家で構成をしております、農業法人の設立までを行いながら飯樋地区周辺、100ヘクタール余りの農地を集積をして水田営農を行うという組合に対するものでございます。中身でございますけれども、機械整備、こちらについては工事請負部分です。こちらについてはハウス型の施設となっております。機械等の倉庫ということで、構造的にはパイプハウスを利用したものということで、こちらが2,941万4,000円でございます。中に入ります備品関係がその下にあります4億7,630万7,000円ということでございますが、内訳につきましてはトラクター、ホイール型が3台、クローラ型が4台、それから管理に使いますドライブハローでございますとかブロードキャスター、ディスクモア、あと水田のほうも行いますので例えばコンバイン、それからコンバインの附属機器、それから牧草関係ですとラッピングマシン、ロールベイラー、そういったところが機械の内訳となっております。

もう一つが、27ページの一番下です。観光費のままでいな家修繕工事というところがございますが、こちらにつきましては役場の西側にありますままでいな家、そちらの外壁、それから内装の修繕ということになってございます。

失礼しました。もう一点です。19節負担金補助及び交付金の中の営農再開支援事業の中身ということでございますが、こちらは電牧です。獣害対策ということで電気牧柵2万2,561メートルということで要求をしています。現在予算化されている事業の電牧、利用が多いということで、上飯樋地区の電牧対策プラスこれから上がってくるであろう需要分を見込んでおるということでございます。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは19ページの北風と太陽基金元金4,000万円の積立金ということでございます。これはこの4,000万円については令和元年度のままでいな再エネ発電株式会社からの配当金でございます。これを基金に積み立てるということでございます。この基金の運用、あとは基金の用途ということでございますが、年度当初4億2,000万円ほどございましたが、現在までに7,500万円ほど取り崩してございます。この4億2,000万円の原資は先ほど申し上げた再生可能エネルギー、大火山、あとは深谷の太陽光発電等が原資になっております。7,500万円の用途であります。これは主に復興拠点関連事業に充当してございます。深谷地区であったり長泥はまだ充当しておりませんが、復興関連事業に充当するという基金の趣旨でございます。

7番（佐藤八郎君） 今質問したものについて、資料をいただきたい。議長、取り計らいをお願いします。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） No.2 予算資料の25ページですけれども、ここに委託料として風疹抗体検査のクーポン作成業務ということがありますが、このクーポン委託してその後接種までの流れはどのようになっているのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今回飯館村の風疹抗体検査の部分でございますが、昭和37年4月2日から54年4月1日生まれの17年間の方の風疹の抗体検査でございます。流れ的には、まず2段階に分かれまして、まず1年目が昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対して村から受診券を送付するというので、この方が228人対象者がおります。なお、次の年、2年目は昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性については2年目に風疹抗体検査をやるということで287人対象者がおります。

流れとしましては、まずこの年代の方々は80%の方々が1度も接種していないという状況でございます。ですから、この方々515人、大きい病院であれば抗体検査を行ってその風疹の抗体がなければ予防接種をその病院ですするという運びになるということでございます。

以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第49号 令和元年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(菅野新一君) 日程第4、議案第49号令和元年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第50号 令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第5、議案第50号令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第51号 令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第51号令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第52号 令和元年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第52号令和元年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第53号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第53号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この改正によって村民の国民健康保険税についての見通しやいろいろな伺っておきますけれども、1つ目に原発事故があって負担軽減がされて、説明資料の昨年度負担だと同じような自治体との比較ではどの位置になるのか。何年か前に全国2位の高額負担の実態がありましたけれども、この点については今の流れではどうなのか。同じことで、この改正ではどうなっていくのか、この位置が。子育て支援とか高齢者支援として均等割減免が実施されて、固定資産税とのかかわりで二重負担なので資産割減免実施されているが、今回の改正でも放射性物質ある村内約85%除染しない中での財産なので、0%としているのか。この先の試算についての見通しというのはどう考えておられるのか伺っておきます。

住民課長（石井秀徳君） まず、1点目の同じような自治体との比較はどうかという部分でございます。平成30年度の保険税の比較を調べさせていただいたところ、モデルのケースの1世帯当たりの保険税額調べましたところ、相双管内の町村の課税状況であります。一番高いのが大熊町で62万3,300円という数字のようであります。次が広野町、そ

れから檜葉町と続きまして、飯舘村は56万8,400円ということで相双管内の町村では4番目に高い金額であったということのようであります。それから、質問の中に過去に全国2位になった、高額負担になった経過があるということでもあります。こちらについては私の記憶の中では介護保険料だったかなと思いますが、たしか、震災後二、三年たった平成25年か26年、そのころの介護保険料が確かに全国2位という報道がされたという記憶をしているところであります。

それから、質問の2点目であります。資産割、あと今年の部分についてはどうなるかということでありました。近隣の市町村の実態がまだ全て整っているわけではありませんので詳しく申し上げられる部分ではありませんが、そう大きく変わらないのかなと思っ

ているところであります。昨年よりも今年度、若干税額は落ちているところであります。順位等につきましてはそう大きく変わらないものと考えているところであります。それから資産割の部分でございます。昨年資産割を廃止しまして、所得割と平等割という形での課税になっているところであります。県内の市町村、59市町村と比較しましたところ、資産割を用いている市町村は6市町村のようであります。昨年度。今後の見通しとしましては村としては資産割を導入するということは今の流れからしますと今後も資産割は設けないという方向かなと思っておりますし、県内全体を見ましてもそういう方向にあるのかなと認識をしているところであります。

私からは以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第54号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第54号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第55号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第55号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第56号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第11、議案第56号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番(相良 弘君) この災害援護資金という貸し付けについてはそんなに該当者はいないと思うんですが、一応確認のため質問いたします。

保証人を立てる場合は無利子とあります。この保証人については成人男女であれば年齢の上限はないのかどうかお伺いしたいんですが、例えばその保証人になった人が90歳だという場合でもこれは可能かどうかお尋ねします。

健康福祉課長(細川 亨君) まず、この災害弔慰金の出されている災害援護資金の貸付金でございます。150万円から最高350万円、住居が全壊した場合は350万円、最低でも150万円という貸付金の限度額が設定されております。現在まで飯舘村の方々に借りた方はゼロであります。今回利率が変わって来年の3月31日まで特例延長になりまして、申請受け付け期間が伸びました。そういう状況であります。保証人に関しての質問ですが、今その部分では年齢とかそういう要件は一切ありませんので、そういう部分は特段保証人としての要件にはないということになります。

以上であります。

9番(相良 弘君) そうすると、年齢にかかわらず保証能力の有無については別段の制限と  
いうか、ないということよろしいですね。

健康福祉課長（細川 亨君） この災害援護資金貸付金については対象者、そして連帯保証人については特段立てなくてもよいという条件まであるように、年齢制限はないということでございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 内容的には今相良議員が質問した内容なのであれですけども、この法律改正は対象者がゼロだったということなんですけれども、そもそものこの災害弔慰金という流れ、いつ設けられて何のために設けられたのか、この運用なり体制含め今までの成果といいますか結果、そしてこれから原発事故災害を受けた村民に対しての間一家で4人も亡くなった方がおりますけれども、4人とも誰も該当しなかった災害弔慰金ですけれども、村ではどのようにそういう方々含め支援されるのか伺っておきます。

健康福祉課長（細川 亨君） 質問が多岐にわたっておりますが、まず法律改正による災害弔慰金、いつからなぜ設けられたかという部分でございますが、昭和48年9月に災害弔慰金の支給の制度が制定されたということが1点でございます。これは災害ではあるんですが、防風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行って、それをもって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とするということで条例でもうたっております。今までの成果でございますが、審査会の件数は105件ということになっておりまして、災害との因果関係ありという方は42名ございました。審査会の委員は5名で、実施主体である市町村の費用の負担割合も国が4分の2、県が4分の1、市町村が4分の1ということでこの災害弔慰金に関する審査を行ってきたという状況でございます。

以上であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第57号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定事項の変更について

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第57号メモリアルホールいいたての指定管理者の指定事項の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この改正によるサービス向上、村民への利便性はどう変わるのか伺っておきます。

住民課長（石井秀徳君） お答えさせていただきます。今回の変更という部分につきましては、今指定管理者として委託しておりますJAふくしま未来が祭事関連の事業を子会社のほうに全て移行するということによる変更ということになります。いわゆる子会社というか系列同じでそのままの内容が全て引き継がれると認識しておるところではありますが、事前にそういった部分を含めて今回の変更になりますJAふくしま未来サービス、こちらと綿密に打ち合わせをしながら、これを機会にむしろ細やかなサービスが、あるいは心配りができるように協議してまいりたいと考えております。サービスは低下するという事はないと認識をしているところであります。

以上です。

7番（佐藤八郎君） JAも大分合併合併で進んでいるのであれですけども、飯館の農協から合併になって相馬になってとかといういろいろ合併が進むに当たって、例えば機械関係とかこういう総合福祉関係も含めて若干いろいろこちらの言い分がなかなか通らないような、要望がなかなか遠くなるというか、ことがあるので今課長言うように綿密な打ち合わせして今まで以上にサービスが上がって利用者の利便性が図られるようにするという話ですけども、その辺きちんとしないと、ましてやメモリアルの場所の交通状況も複雑で、最近何か交通指導員だか何だかわかりませんが、頼まれて当たっている方がいるので少し安心はできるんですけども、そういう部分も含めて具体的にきちんとやってほしいなと思いますけれども。

住民課長（石井秀徳君） 今議員おただしのあるように、確かにあそこの交通量の多い、ましてや駐車場からホールまで横断しなければならないということがあります。現在はガードマンがついてその辺の指導というか通行の安全を確保しているということですが、いずれにしましても夕方、お通夜になりますとどうしても薄暗くなりますし、また、冬場も路面凍結等のおそれもありますので、交通事故等のないようには細心の注意を払っていきたいと思っています。なお、なかなかサービス、どこまでのサービスというのはなかなか難しい部分ではありますが、心配りができるようなそういった体制がとればなと考えているところであります。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第58号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第13、議案第58号相馬地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） この基幹相談支援センターとはどこで何を誰のために費用対効果というのはどのようにされるのか、なるのか伺っておきます。ここで上げている村としての実質は幾らなのか。

健康福祉課長（細川 亨君） 基幹相談支援センターとはどこで何を誰のためにという部分がありますが、南相馬市鹿島区を予定しております。何をという部分では身体障害、知的障害、精神障害を持った方々の対応、特に困難と判断されるケースについて専門的な相談を支援するというところでございます。費用対効果についてはなかなか費用がまだ明示されておりませんが、今現在の人口割、障害者割からしますと7.66%の飯館村の負担割合が生ずるということでございます。費用が出ていないために効果がどうだという質問になりますと、なかなか効果という部分では我々市町村で困難事例に対応するにはなかなか限界があるというのが、これが現状でございます。この基幹支援センターができることによって大分我々職員も少しは楽になるのかなという部分ではあると思いますので、効果はあるということでございます。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 今課長答弁したように、自治体独自でやれるもの、広域的に連携したほうがいいもの、それはきちんとあると思うので、それはそれでいいんですけども、今の負担割合、これは原発事故前の実施数なのか、どういう数値になるんでしょうか、実質は。

健康福祉課長（細川 亨君） 今お示した数字については平成31年4月1日現在の数値でございます。今後まだ未定の部分もありますので、どの時期の人口を採用するのかはまだ定かではありませんが、この身体障害者、知的障害者、そして精神障害者のそれぞれ持っている手帳の人数もまだはっきり正確な数字は出ておりませんので、今後数値が出てきた折にはそちらを出していきたいと思っております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 実態に基づいて整理されて負担実質も出てくる。あとは、運営そのものもいろいろその辺は支援センターに対しての意見を言う場というか協議の場というか、そういうものはどうなってくるんでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 基幹相談支援センターで働く職員というのはかなり求められるスキルが高いということになってきます。専門職になりますけれども相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健福祉士、生活支援員、こういう方々のスキルの高い方が集まってくる。そういう方々に市町村から問題事例、困難案件、そういうケースを相談する、またあちらから来ていただいて対応もしていただくという部分ではかなりお互い連携し合っただけで対応できるのではないかとということで、このような支援センターとい

うのは今県内に10カ所ほどありますが、この相馬管内にはまだありませんのでそういう部分では大きな支援センターができてくるなという状況でございます。

総務課長（高橋正文君） 意見を言う場ということでしたが、これは相馬広域で広域の議会もございませし、首長の集まる管理者会もございませし、あと私どもが行く担当課長会議、あとは担当者会議というのもございませるので、意見を聴取する場は整えられていると考えております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。  
これから本案について採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第59号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（外内地区）請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第14、議案第59号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（外内地区）請負契約についてを議題とします。  
これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） この説明の中で40センチメートルの土、深さ的に除去をするということで目視確認による除去だということですが、このため池をやるということで始めるときには掘削をして5センチメートル刻みで数値をはかって高いということですが、一番最後にはもう一度採取をして数値的なものを出すのが安心を住民に知らせるべきものになるのかなと思うんですが、最終的な土の採取をしてのベクレル検査というものは入っているのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 最終的な土の検査ということですが、議員おっしゃるとおり、5センチメートル単位で調査をしております。堰堤の中を数カ所という形で発注しておりますので、実際現場に入った場合には測定しながらその部分の除去をするという形になります。ですから、当然除去後の測定をしながらやるという形になります。

6番（渡邊 計君） それで、この外内ですけれども外内地区の皆さんにはそういう最終的な数値はお知らせするというのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） そこまでは今のところ計画しておりませんが、安全安心ということであればそういう形で何らかの形で報告できればと思います。

7番（佐藤八郎君） 説明資料によると運搬まで環境省、その後の汚染の物質の処理はどうなってくるのか。さらに、今河川とかある一定のため池などで汚染土を上げた場合の処理もどうされているのか伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） 除染後の除染土の再処分ということで、運搬のほう、村のほうで袋詰めまでして一時そこに現場内にストックしまして、そこから環境省で運搬するという形で、その後の処分につきましては通常の除染土壌と同じ形での処分になります。今長泥のほうでも再生事業やっておりますが、そういうところの考え方とか、あとは中間貯蔵という形の処分になると思います。それに伴って河川関係の土砂ということではありますが、県のほうでも二級河川の堆砂除去をしております。村のほうでも堆砂除去をしております。県のほうでも事前に河川の土砂の線量をはかった上で処分を進めているわけです。現在のところ、河川の分については8,000ベクレル以下という数字が出ているものですから、現在は行政区と相談をしてその残土処理をする場所を決めて、そこに通常の残土処理という形で処分をしております。また、村のほうの普通河川に関しても同じような状況でありますが、一部高いところについては環境省と協議をしながら処分してもらっているという状況であります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第15、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から会議規則第73条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

#### ◎日程第16、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとお

り派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第5回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまです。

(午前10時57分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月18日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅野 新一

同 会議録署名議員

佐藤 一郎

同 会議録署名議員

高橋 孝雄

同 会議録署名議員

高橋 和幸